

2026年3月13日

(2月27日にご契約者様へお送りした通知の再掲)

お客さま各位

株式会社エナリス・パワー・マーケティング
株式会社エナリス

**【重要】電気需給約款(高圧・特別高圧)、電気需給約款(低圧)および
燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はご愛顧を賜り心から御礼申し上げます。

さて、「電気需給約款(高圧・特別高圧)」、「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」および「電気需給約款(低圧)」(以下、これらを総称して「約款等」といいます。)につきまして、下記のとおり一部変更いたします。

敬具

記

1. 対象約款等

電気需給約款(高圧・特別高圧)

燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)

電気需給約款(低圧)

2. 主な変更内容

(1) 共通事項

- ・小売電気事業者名の変更
2026年4月1日の合併による小売電気事業の承継に伴い、事業者名を「株式会社エナリス・パワー・マーケティング」から「株式会社エナリス」へ変更いたします。
- ・料金メニューの名称変更に伴う関連規定の変更
- ・記載事項の明確化、表現の統一化その他軽微な修正

(2) 「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」に関する変更

- ・「用語の定義」の追加
- ・算定諸元の変更
「契約種別が『標準メニュー』の場合」の規定について、東北、東京、中部、北陸エリアにおける燃料費等調整額の算定諸元を変更いたします。
- ・「契約種別が『標準メニュー』の場合」かつ「東京エリア」の場合における「附則(経過

措置規定)」を追加

現在ご契約中のお客さまおよび現行の算定方法の条件で契約を締結済（供給開始前）のお客さまにつきましては、次回の契約更新を迎えるまで、現行の算定方法を適用する旨の規定を追加いたします。

例1）契約更新日が2026年4月1日の場合：2026年4月1日以降、変更後の算定方法を適用

例2）契約更新日が2026年6月15日の場合：2026年6月14日までは現行の算定方法を適用、2026年6月15日以降は変更後の算定方法を適用

変更内容の詳細につきましては、別添の新旧対照表をご確認ください。

- ・電気需給約款(高圧・特別高圧) 新旧対照表
- ・燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通) 新旧対照表
- ・電気需給約款(低圧) 新旧対照表

3. 実施日

2026年4月1日

4. 燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)の適用時期

変更後の燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)の適用時期につきましては、ご契約の契約種別により、以下のとおり取り扱いが異なります。

(1) 契約種別が「電源連動型メニュー」の場合

- ・繰上検針：実施日から適用
- ・分散検針：4月分（3月検針日以降に開始する計量期間）から適用

	変更前	変更後
	2026年3月	2026年4月
検針日が毎月1日の場合	3月分(3/1~3/31)	4月分(4/1~4/30)
検針日が毎月1日以外の場合 (例：検針日が15日の場合)	3月分	4月分(3/15~4/14) 5月分

(2) 契約種別が「標準メニュー」の場合

- ・繰上検針：実施日から適用
- ・分散検針：5 月分から適用（実施日を含む計量期間については、日割計算を行わず、変更前の算定方法を適用します。）

		変更前	変更後
		2026年3月	2026年4月
検針日が毎月1日の場合	3月分(3/1~3/31)	4月分(4/1~4/30)	
検針日が毎月1日以外の場合 (例：検針日が15日の場合)	3月分	4月分(3/15~4/14)	5月分

5. その他特約の扱いについて

【「再エネ標準(低圧)の場合】

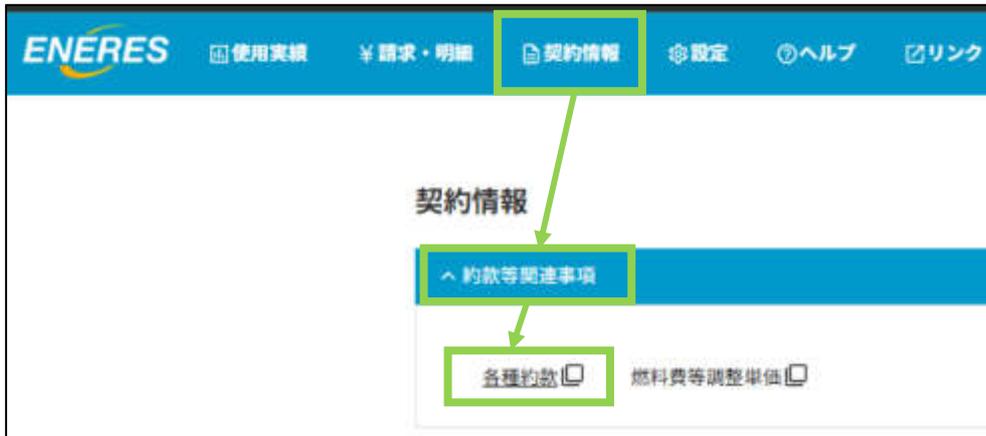
契約種別および排出係数メニューを「標準メニュー_実質再エネ (RE100)」(現行：再エネ標準メニュー) (低圧)でご契約されているお客さまにおかれましては、現在適用しております特約について、2026年4月1日より、以下のとおり取り扱います。

- ・約款等の変更に伴い、「電気需給約款 再エネ標準メニューに関する特約」は廃止となり、同日以降は「電気料金単価表 (標準メニュー_実質再エネ RE100)」に記載の条件を適用いたします。
- ・同日からお客さまの契約種別は「標準メニュー」となり、燃料費等調整額の算定方法の条件は「標準メニュー」の規定が適用されます。なお、環境価値 (実質再エネ 100%、RE100 対応等) の仕様に変更はございません。

6. 変更後の約款等の掲載先・確認方法

2026年4月1日より弊社お客さまサイト(<https://customer.eneres.net>)の下記ページにてご確認いただけます。

TOP ページ > 契約情報 > 約款等関連事項 > 各種約款



【本件に関するお問い合わせ先】

エナリスカスタマーセンター （お問合せ受付時間 平日 9：00～17：30）

[TEL] 0120-427-718

[E-mail] eneres-customercenter@eneres.co.jp

以上

電気需給約款(高圧・特別高圧)新旧対照表

※変更箇所は赤字

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>表紙</p> <p>電気需給約款(高圧・特別高圧) 2025年4月1日実施 第1版 株式会社エナリス・パワー・マーケティング</p>	<p>表紙</p> <p>エネルギーエージェントサービス 電気需給約款(高圧・特別高圧) 2026年4月1日実施 株式会社エナリス</p>	変更
<p>本則 タイトル</p> <p>電気需給約款</p>	<p>本則 タイトル</p> <p>エネルギーエージェントサービス 電気需給約款</p>	変更
<p>第1条 適用</p> <p>1 この電気需給約款(高圧・特別高圧)(以下「本約款」といいます。)は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所において当社に対して電気需給契約(以下「本電気需給契約」といいます。)の申込みをしたお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p>なお、本約款および本電気需給契約に定めのないものについては、当社は関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>2 お客さまおよび当社は、本約款および本電気需給契約(以下あわせて「本契約」といいます。)に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。</p> <p>3 電気料金は、当社が別に定める各契約種別電気料金単価表、予備電力電気料金単価表、自家発補給電気料金単価表および燃料費等調整額の算定方法(以下これらを総称して「料金表」といいます。)に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。</p>	<p>第1条 適用</p> <p>1 この電気需給約款(高圧・特別高圧)(以下「本約款」といいます。)は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所において当社に対して電気需給契約(以下「本電気需給契約」といいます。)の申込みをしたお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p> <p>なお、本約款および本電気需給契約(以下あわせて「本契約」といいます。)に定めのないものについては、当社は関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に従うものとします。</p> <p>2 お客さまおよび当社は、本契約に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。</p> <p>3 電気料金その他の供給条件は、当社が別に定める各契約種別の電気料金単価表、各排出係数メニューの電気料金単価表および供給条件表、予備電力電気料金単価表、自家発補給電気料金単価表ならびに燃料費等調整額の算定方法(以下これらを総称して「料金表」といいます。)に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。</p>	変更 変更 変更
<p>第2条 電気需給約款等の変更</p> <p>1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款、料金表および料金単価等を変更することがあります。</p> <p>なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件(以下「本約款等」といいます。)を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款</p>	<p>第2条 電気需給約款等の変更</p> <p>1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款、料金表および料金単価を変更することがあります。</p> <p>なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件(以下「本約款等」といいます。)を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款</p>	削除

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>等の内容およびその効力発生時期を、当社のグループ会社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>3 前項にかかわらず、本約款の変更等が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>3 前項にかかわらず、本約款の変更等が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第3条 用語の定義 以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 予備電力 お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により電気の供給を受ける以下の場合をいいます。</p> <p>(1) 予備線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合</p> <p>(2) 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合</p> <p>10 ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時</p>	<p>第3条 用語の定義 以下の用語は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 予備電力 お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により電気の供給を受ける以下の場合をいいます。</p> <p>イ 予備線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合</p> <p>ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合</p>	<p>変更</p> <p>号番号を括弧書きへ変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>間をいいます。ただし、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>11 重負荷時間 夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>12 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間または重負荷時間および当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>13 夜間時間 ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>14 休日 当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日をいいます。</p> <p>15 平日 当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日以外をいいます。</p> <p>16 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>17 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。</p> <p>18 燃料費等調整額 燃料費等の変動を電気料金に反映させるための制度または当社の電源調達費用に基づいて燃料費等調整額の算定方法に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>19 需要場所 本電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定め、当社から供給された電気をお客さまが使用される区域をいい、原則として以下のとおり取り扱います。</p> <p>（1）1構内または1建物を1需要場所とします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝およびその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる構造物をいいます。</p> <p>（2）前号にかかわらず、隣接する複数の構内等の場合で、当該一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、当社は、当該使用区域</p>	<p>（10）消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>（11）再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。</p> <p>（12）燃料費等調整額 燃料費等の変動を電気料金に反映させるための制度または当社の電源調達費用に基づいて「燃料費等調整額の算定方法」に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>（13）需要場所 本電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定め、当社から供給された電気をお客さまが使用される区域をいい、原則として以下のとおり取り扱います。</p> <p>イ 1構内または1建物を1需要場所とします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝およびその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる構造物をいいます。</p> <p>ロ 前号にかかわらず、隣接する複数の構内等の場合で、当該一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、当社は、当該使用区域を</p>	<p>号番号変更（以下同様）</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>を1 需要場所とします。</p> <p>20 供給地点 当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいい、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。</p> <p>21 計量日 需要場所ごとに当該一般送配電事業者が定める計量日をいいます。</p> <p>22 力率 その月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。</p> <p>23 最大需要電力 お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値(kW)をいいます。ただし、自家発補給電力サービスに係る最大需要電力は除きます。</p> <p>24 使用電力量 お客さまが使用した電力量であり、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量をいいます。</p> <p>25 供給開始日 当社が、当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約(当社がお客さまに電気を供給するために必要となる、当社が当該一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいい、以下同様とします。)に基づき、お客さまへ電気の供給を開始する日をいいます。</p> <p>26 給電指令 お客さまの電気の使用について、当該一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。</p> <p>27 貿易統計 関税法に基づき公表される統計をいいます。</p> <p>28 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌</p>	<p>1 需要場所とします。</p> <p>(14) 供給地点 当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいい、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。</p> <p>(15) 計量日 需要場所ごとに当該一般送配電事業者が定める計量日をいいます。</p> <p>(16) 力率 その月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。</p> <p>(17) 最大需要電力 お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値(kW)をいいます。ただし、自家発補給電力に係る最大需要電力は除きます。</p> <p>(18) 使用電力量 お客さまが使用した電力量であり、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量をいいます。</p> <p>(19) 供給開始日 当社が、当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約(当社がお客さまに電気を供給するために必要となる、当社が当該一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいい、以下同様とします。)に基づき、お客さまへ電気の供給を開始する日をいいます。</p> <p>(20) 給電指令 お客さまの電気の使用について、当該一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。</p>	<p></p> <p>削除</p> <p></p> <p>削除</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて、あらかじめ承諾するものとします。</p>	
<p>第8条 常時供給電力 2 料金 (1) (略) (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費等調整額</p>	<p>第8条 常時供給電力 2 料金 (1) (略) (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費等調整額</p>	変更
<p>第9条 予備電力 2 料金 (1) (略) (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金同様の算式により算定します。</p>	<p>第9条 予備電力 2 料金 (1) (略) (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給電力の電力量料金とあわせて算定します。</p>	変更
<p>第10条 自家発補給電力 1 契約電力 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。 2 料金 (1) (略) (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費等調整額 3 定期検査・定期補修の取扱い お客さまは、毎年度当初にあらかじめ発電設備の定期検査・定期補修の実施時期を定め、当社へ書面により通知していただきます。その実施時期に変更がある場合には、実施の1月前までに当社に通知していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者の需</p>	<p>第10条 自家発補給電力 1 契約電力 自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。 2 料金 (1) (略) (2) 電力量料金 電力量料金は、当該1月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。なお、電力量料金は常時供給電力の電力量料金とあわせて算定します。 電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費等調整額 3 定期検査・定期補修の取扱い お客さまは、毎年度当初にあらかじめ発電設備の定期検査・定期補修の実施時期を定め、当社へ書面により通知するものとします。その実施時期に変更がある場合には、実施の1月前までに当社に通知するものとします。 なお、当社または当該一般送配電事業者の需</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考										
<p>給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議のうえ、実施時期を変更させていただく場合があります。</p> <p>7 その他 (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、濁水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。</p>	<p>給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議のうえ、実施時期を変更する場合があります。</p> <p>7 その他 (1) お客さまは当社の求めにより、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出するものとします。</p> <p>(2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、濁水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象としないものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>										
<p>第12条 料金の算定および支払等</p> <p>5 支払方法 (1) お客さまは、電気料金その他の料金(以下「電気料金等」といいます。)については、毎月、原則として口座振替または当社が指定する金融機関への振込みにより支払っていただきます。なお、振込みによりお支払いいただく場合には、その振込手数料はお客さまの負担とします。 (2) 前号にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて支払っていただくことがあります。</p> <p>6 請求書の発行等 (1) 当社は電気料金等に係る請求書を、原則として、計量期間の終了日を含む月の翌月の第1営業日から起算して第6営業日までに発行いたします。なお、当社は、当社のグループ会社が運営するウェブサイトを通じて開示するものとし、当該開示をもって、お客さまへの請求を行ったものとします。 (2) お客さまから申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行いたします。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した金額を電気料金等とともにお支払いいただきます。</p> <table border="1" data-bbox="242 1653 703 1765"> <tr> <td rowspan="2">発行手数料(各1通につき)</td> <td>請求書</td> <td>200円(税別)</td> </tr> <tr> <td>領収書</td> <td>400円(税別)</td> </tr> </table> <p>8 支払遅延の際の措置 支払の義務を有するお客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>	発行手数料(各1通につき)	請求書	200円(税別)	領収書	400円(税別)	<p>第12条 料金の算定および支払等</p> <p>5 支払方法 お客さまは、電気料金その他の料金(以下「電気料金等」といいます。)については、毎月、原則として口座振替または当社が指定する金融機関への振込みにより支払うものとします。なお、振込みにより支払いを行う場合には、その振込手数料はお客さまの負担とします。</p> <p>6 請求書の発行等 (1) 当社は電気料金等に係る請求書を、原則として、計量期間の終了日を含む月の翌月の第1営業日から起算して第6営業日までに発行します。なお、当社は、当社が運営するウェブサイトを通じて開示するものとし、当該開示をもって、お客さまへの請求を行ったものとします。 (2) お客さまから申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行します。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した金額を電気料金等とともに支払うものとします。</p> <table border="1" data-bbox="750 1653 1211 1765"> <tr> <td rowspan="2">発行手数料(各1通につき)</td> <td>請求書</td> <td>200円(税別)</td> </tr> <tr> <td>領収書</td> <td>400円(税別)</td> </tr> </table> <p>8 支払遅延の際の措置 支払の義務を有するお客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金</p>	発行手数料(各1通につき)	請求書	200円(税別)	領収書	400円(税別)	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
発行手数料(各1通につき)		請求書	200円(税別)									
	領収書	400円(税別)										
発行手数料(各1通につき)	請求書	200円(税別)										
	領収書	400円(税別)										

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払っていただきます。なお、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。</p> <p>9 その他 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払っていただきます。なお、この場合の振込手数料はお客さまの負担とします。</p>	<p>およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払うものとします。なお、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。</p> <p>9 支払過誤の場合の措置 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その過不足金額について遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として、お知らせした翌月の電気料金等の請求においてこれを精算するものとします。</p> <p>10 その他 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払うものとします。なお、この場合の振込手数料はお客さまの負担とします。</p>	<p>変更</p> <p>新設</p> <p>項番号変更</p> <p>変更</p>
<p>第14条 適正契約の保持 当社は、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、速やかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p>第14条 適正契約の保持 当社が、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、お客さまは、当社から求められた内容に従い、速やかに契約を適正なものに変更するものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第15条 お客さまの協力</p> <p>1 力率の保持 （1）需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。 （2）技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開放していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。</p> <p>2 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由</p>	<p>第15条 お客さまの協力</p> <p>1 力率の保持 （1）需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持するものとします。 （2）技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉を求めることができるものとし、お客さまは、当社の求めに応じて進相用コンデンサの開閉を行うものとします。なお、この場合において進相用コンデンサを開放したときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めるものとします。</p> <p>2 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入ることができるものとします。この場合には、正当な理由がな</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本条第8項(保安等に対するお客さまの協力)によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 電気の使用に伴うお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、以下の原因で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ その他、イからニに準ずる場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令および当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。</p> <p>4 用地確保等の協力</p> <p>お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。</p> <p>5 施設場所の提供</p> <p>以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、その場所を無償で提供していただくものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)を取付ける場合</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>6 お客さまの電気工作物の使用</p>	<p>い限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第8項(保安等に対するお客さまの協力)によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 電気の使用に伴うお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、以下の原因で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまは、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとします。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ その他、前各号に準ずる場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系するものとします。</p> <p>4 用地確保等の協力</p> <p>お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。</p> <p>5 施設場所の提供</p> <p>以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、お客さまは、その場所を無償で提供するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 料金算定上必要な計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)を取り付ける場合</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>6 お客さまの電気工作物の使用</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>脱字修正</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の付帯設備</p> <p>イ 鉄管、暗さよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)</p> <p>(4) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等</p> <p>(5) (略)</p> <p>7 調査および調査に対するお客さまの協力等</p> <p>(1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求められます。</p> <p>(2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。</p> <p>8 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者に速やかにその旨を通知していただきます。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>(2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の付帯設備</p> <p>イ 鉄管、暗さよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)</p> <p>(4) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の二次配線等</p> <p>(5) (略)</p> <p>7 調査および調査に対するお客さまの協力等</p> <p>(1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまに電気工作物の配線図の提示を求めることができるものとし、お客さまはこの求めがあった場合、配線図の提示を承諾するものとします。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求められます。</p> <p>(2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行行った場合には、その工事が完成したとき、お客さまは速やかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。</p> <p>8 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者に速やかにその旨を通知するものとします。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>(2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、お客さまはあらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、お客さまは速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまはその内容を変更するものとします。</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更 変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>(3) 必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者とで協議していただきます。</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 一般送配電事業者との協議 お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。</p> <p>10 無停電電源装置の設置等 お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>11 需要情報の通知 当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。</p>	<p>(3) 供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、必要に応じて、お客さまは当該一般送配電事業者と協議するものとします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 一般送配電事業者との協議 お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をするものとします。</p> <p>10 無停電電源装置の設置等 お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまは無停電電源装置の設置等必要な措置を講ずるものとします。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、お客さまはその容量を明らかにするものとし、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとします。</p> <p>11 需要情報の通知 当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供を求めることができるものとします。この場合、お客さまは、必要な情報の提供を行うものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第16条 供給の停止</p> <p>4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>5 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由と事実を解消したときは、当該一般送配電事業者は、速やかに電気の供給が再開されます。</p>	<p>第16条 供給の停止</p> <p>4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、お客さまは協力するものとします。</p> <p>5 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由と事実を解消したときは、当該一般送配電事業者により、速やかに電気の供給が再開されます。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第18条 契約の変更または解約</p> <p>1 電気需給契約の撤回 (1) お客さまが当社へ本電気需給契約の申込み後、供給開始に至る前にお客さまの都合により申込みを撤回される場合は、その旨を当社に通知していただきます。この場合、当社は、お客さまから以下の算式により算定される金額を申し受けます。また、当該一般送配電事業者から接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、お客さまは、その工事費等負担金相当額を当社に支払うものとします。 申込み時の契約電力×申込み時にお客さまが合意した基本料金単価×1月 なお、この算式に用いる基本料金1月分には、まったく電気を使用しない月の場合の半額割引および力率割引または割増しは適用しません。</p>	<p>第18条 契約の変更または解約</p> <p>1 電気需給契約の撤回 (1) お客さまが当社へ本電気需給契約の申込み後、供給開始に至る前にお客さまの都合により申込みを撤回される場合は、お客さまはその旨を当社に通知するものとします。この場合、当社は、お客さまから以下の算式により算定される金額を申し受けます。また、当該一般送配電事業者から接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、お客さまは、その工事費等負担金相当額を当社に支払うものとします。 申込み時の契約電力×申込み時にお客さまが合意した基本料金単価×1月 なお、この算定にあたっては、第8条(常時供給電力)第2項第1号に定めるまったく電気を使用しない月の場合の半額割引および</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>2 電気需給契約の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力変更の根拠資料を提出していただきます。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。本契約締結後、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。また、協議制のお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまはすみやかに電気使用状況を提出いただきます。該当月以前の電気の使用状況を勘案し、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月以降の契約電力を、当該最大需要電力を下回らない値に変更できるものとします。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) お客さまが契約種別の変更を希望する場合には、原則として変更希望日の3か月前までに当社に当社指定の申込書面を提出していただきます。契約種別を変更した場合の契約期間は、新契約種別の適用開始日からお客さまに通知する書面に定める日までとします。</p> <p>(7) 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、燃料費等調整額の算定方法に変更が生じた場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合、当社は本電気需給契約期間中であっても、次のイからホに従い本電気需給契約における料金単価を定めることができます。ただし、契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の計量日から翌年4月の計量日前日まで新たな料金単価を適用します(以下「定期改定」といいます。)</p> <p>イ 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日(以下「新料金単価適用開始日」といいます。)を書面にてお客さまに通知します。ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開</p>	<p>力率割引または割増しは適用しません。</p> <p>2 電気需給契約の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力変更の根拠資料を提出するものとします。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。本契約締結後、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。また、協議制のお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまは速やかに電気使用状況を提出するものとします。該当月以前の電気の使用状況を勘案し、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月以降の契約電力を、当該最大需要電力を下回らない値に変更できるものとします。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) お客さまが契約種別または排出係数メニューの変更を希望する場合には、原則として変更希望日の3か月前までに当社に当社指定の申込書面を提出するものとします。契約種別または排出係数メニューを変更した場合の契約期間は、新契約種別または新排出係数メニューの適用開始日からお客さまに通知する書面に定める日までとします。</p> <p>(7) 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気もしくは非化石価値の調達環境または発電費用等に変動があった場合、燃料費等調整額の算定方法に変更が生じた場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合、本電気需給契約期間中であっても、本電気需給契約における料金単価を変更することができるものとします。</p> <p>(8) 前号の規定にかかわらず、契約種別が「電源連動型メニュー」の場合、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の計量日から翌年4月の計量日前日まで新たな料金単価を適用するものとします(以下「定期改定」といいます。)</p> <p>(9) 当社は、前2号の規定に基づき料金単価を改定する場合、以下のイからホに従い、その手続きを行うものとします。</p> <p>イ 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日(以下「新料金単価適用開始日」といいます。)を書面にてお客さまに通知します。ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>始日（4月の検針日または計量日）を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。</p> <p>ロ 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は、新料金単価適用開始日からイのお客さまに通知する書面に定める日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価の変更による契約期間の変更はありません。</p> <p>ハ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第3項(2)にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。</p> <p>ニ 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。</p> <p>ホ 定期改定の場合を除いて、新料金単価適用開始日から1年未満の期間内において、第3項(1)による中途解約が発生した場合であっても、お客さまは、第3項(2)にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。</p> <p>3 契約の解約 (1) (略) (2) お客さまからの申出による前号の解約が、供給開始日、契約電力増加日または第2項(1)による変更日から1年未満の期間内となる場合、当社は、供給開始日、契約電力増加日または第2項(1)による変更日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を、精算金としてお客さまに請求することができます。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値とします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第12条(料金の算定および支払等)第4項に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第8条(常時供給電力)第2項、第9条(予備電力)第2項および第10条(自家発補給電力)</p>	<p>始日（4月の計量日）を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。</p> <p>ロ 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は、新料金単価適用開始日からイのお客さまに通知する書面に定める日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価の変更による契約期間の変更はありません。</p> <p>ハ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第3項第2号にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。</p> <p>ニ 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。</p> <p>ホ 定期改定の場合を除いて、新料金単価適用開始日から1年未満の期間内において、第3項第1号による中途解約が発生した場合であっても、お客さまは、第3項第2号にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。</p> <p>3 契約の解約 (1) (略) (2) お客さまからの申出による前号の解約が、供給開始日、契約電力増加日または第2項第1号による変更日から1年未満の期間内となる場合、当社は、供給開始日、契約電力増加日または第2項第1号による変更日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を、精算金としてお客さまに請求することができます。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値とします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第12条(料金の算定および支払等)第4項に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第8条(常時供給電力)第2項、第9条(予備電力)第2項および第10条(自家発補給</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>第2項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。</p> <p>(3) お客さまが、以下に該当する場合は、前号の規定で算定される料金を申し受けません。</p> <p>閉店等によりお客さまがその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本電気供給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合</p> <p>(4) 当社は、原則として、(1)により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>電力) 第2項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。</p> <p>(3) お客さまが、閉店等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合は、前号の規定で算定される料金を申し受けません。</p> <p>(4) 当社は、原則として、第1号により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、お客さまは必要に応じて協力するものとします。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第19条 工事費等の負担</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに工事費等の負担をしていただきます。</p> <p>なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。</p> <p>1～5</p>	<p>第19条 工事費等の負担</p> <p>以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまは工事費等を負担するものとします。</p> <p>なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。</p> <p>(1)～(5)</p>	<p>変更</p> <p>号番号を括弧書きへ変更</p>
<p>第20条 損害賠償等</p> <p>1 損害賠償</p> <p>(1) お客さまが電気工作物の改変等によって、当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6月以内で当社により決定された期間となります。</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</p> <p>2 損害賠償の免責</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条(給電指令の際の措置)第1項によって電気の供給が中止し、または電気の使用が制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>第20条 損害賠償等</p> <p>1 損害賠償</p> <p>(1) お客さまが電気工作物の改変等によって、当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6か月以内で当社により決定された期間となります。</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さまは、当社に対し、その賠償に要する金額を支払うものとします。</p> <p>2 損害賠償の免責</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条(給電指令の際の措置)第1項によって電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) (1) の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) 第1号 の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(6) (略)</p>	変更
<p>第22条 契約解除</p> <p>1 お客さまおよび当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本電気需給契約の一部または全部を解除することができます。なお、当社が本電気需給契約を解除する場合には、本電気需給契約解除日の15日前までにその旨をお客さまに対して書面にて通知します。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、本電気需給契約の履行が困難になると客観的に認められる場合</p> <p>(9) (略)</p> <p>4 お客さまが、第18条(契約の変更または解約)第3項による本電気需給契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本電気需給契約は消滅するものとします。</p>	<p>第22条 契約解除</p> <p>1 お客さまおよび当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約の一部または全部を解除することができます。なお、当社が本契約を解除する場合には、本契約解除日の15日前までにその旨をお客さまに対して書面にて通知します。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、本契約の履行が困難になると客観的に認められる場合</p> <p>(9) (略)</p> <p>4 お客さまが、第18条(契約の変更または解約)第3項による本契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本契約は消滅するものとします。</p>	変更 変更 変更
<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2025年4月1日から実施します。</p> <p>2 本約款の実施に伴う切替措置 本約款の実施日より前の本電気需給契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまについては、以下に規定する切替措置を実施します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本約款の実施日において、本約款に基づく料金の支払義務その他債務は、本約款の実施日より前の本契約に基づく料金の支払義務その他債務を含みます。</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日 本約款は、2026年4月1日から実施します。</p> <p>2 本約款の実施に伴う切替措置 本約款の実施日より前の本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまについては、以下に規定する切替措置を実施します。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本約款の実施日において、本契約に基づく料金の支払義務その他債務は、本約款の実施日より前の本契約に基づく料金の支払義務その他債務を含みます。</p>	変更 変更 変更
<p>別表 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出た場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。)ま</p>	<p>別表 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまが当社にその旨を申し出た場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。)までの期間に当</p>	変更

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>での期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項にかかわらず、前項によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。</p>	<p>該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項にかかわらず、前項によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。</p>	

以上

燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧 全エリア共通）新旧対照表

※変更箇所

は赤字

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>表紙</p> <p>燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧 全エリア共通） 2025年4月1日実施 第1版 株式会社エナリス・パワー・マーケティング</p>	<p>表紙</p> <p>燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧 全エリア共通） 2026年4月1日実施 株式会社エナリス</p>	変更
	<p>I：用語の定義</p> <p>以下の用語は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」において、それぞれ以下の意味で使用します。</p> <p>(1) 貿易統計 関税法に基づき公表される統計をいいます。</p> <p>(2) HH 価格 New York Mercantile Exchange の Henry Hub natural gas futures における、当該月の1か月前における第3最終営業日の 1MMBtu 当たりの settlement price をいいます。</p> <p>(3) 平均為替レート 貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨1ドルに対する日本国通貨(円)の換算値(以下「ドル換算レート」といいます。)をもとに、月次に算定した値とします。</p> <p>(4) 平均為替レート算定期間 貿易統計におけるドル換算レートの算出方法に基づき、平均為替レートを算定する場合の期間をいいます。</p> <p>(5) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間をいいます。</p> <p>(6) スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が行う翌日取引(JEPXの取引規定に定める翌日取引をいいます。)における商品ごとの売買取引における価格(売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。)をいいます。</p> <p>(7) 平均市場価格算定期間 スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間をいいます。</p> <p>(8) エリア お客さまの需要場所を管轄する一般送配電事業者ごとに託送供給等約款で定める供給区域をいいます。</p>	新設
I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合	II：契約種別が「電源連動型メニュー」の場合	変更

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																		
<p>1. 燃料費等調整額の算定 燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。 A、B、B'、C、C'、D1、D2、X、α、β、β'、γ、γ'、δ1、δ2の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。</p> <p>燃料費等調整単価＝ $A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D1 \times \delta 1 + D2 \times \delta 2 - X$</p> <table border="1" data-bbox="177 815 722 1543"> <tr> <td>A、B、B'、C、C'、D1、D2、Xの説明</td> </tr> <tr> <td>A :1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格</td> </tr> <tr> <td>B :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格</td> </tr> <tr> <td>B' :1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格</td> </tr> <tr> <td>C :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格</td> </tr> <tr> <td>C' :1トン当たりの3か月前の平均石炭価格</td> </tr> <tr> <td>D1 :1キロワット時当たりの前々月の24時間平均エリアプライス</td> </tr> <tr> <td>D2 :1キロワット時当たりの前々月の昼間平均エリアプライス</td> </tr> <tr> <td>X :調達電源の基準値の加重平均</td> </tr> </table>	A、B、B'、C、C'、D1、D2、Xの説明	A :1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格	B :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格	B' :1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格	C :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格	C' :1トン当たりの3か月前の平均石炭価格	D1 :1キロワット時当たりの前々月の24時間平均 エリアプライス	D2 :1キロワット時当たりの前々月の昼間平均 エリアプライス	X :調達電源の基準値の加重平均	<p>1. 燃料費等調整額の算定 各エリアの燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。 A、B、B'、C、C'、D1、D2、X、α、β、β'、γ、γ'、δ1、δ2の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。</p> <p>燃料費等調整単価＝ $A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D1 \times \delta 1 + D2 \times \delta 2 - X$</p> <table border="1" data-bbox="783 797 1329 1527"> <tr> <td>A、B、B'、C、C'、D1、D2、Xの説明</td> </tr> <tr> <td>A :1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格</td> </tr> <tr> <td>B :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格</td> </tr> <tr> <td>B' :1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格</td> </tr> <tr> <td>C :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格</td> </tr> <tr> <td>C' :1トン当たりの3か月前の平均石炭価格</td> </tr> <tr> <td>D1 :1キロワット時当たりの前々月の24時間平均スポット市場価格</td> </tr> <tr> <td>D2 :1キロワット時当たりの前々月の昼間平均スポット市場価格</td> </tr> <tr> <td>X :調達電源の基準値の加重平均</td> </tr> </table>	A、B、B'、C、C'、D1、D2、Xの説明	A :1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格	B :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格	B' :1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格	C :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格	C' :1トン当たりの3か月前の平均石炭価格	D1 :1キロワット時当たりの前々月の24時間平均 スポット市場価格	D2 :1キロワット時当たりの前々月の昼間平均 スポット市場価格	X :調達電源の基準値の加重平均	変更
A、B、B'、C、C'、D1、D2、Xの説明																				
A :1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格																				
B :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格																				
B' :1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格																				
C :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格																				
C' :1トン当たりの3か月前の平均石炭価格																				
D1 :1キロワット時当たりの前々月の24時間平均 エリアプライス																				
D2 :1キロワット時当たりの前々月の昼間平均 エリアプライス																				
X :調達電源の基準値の加重平均																				
A、B、B'、C、C'、D1、D2、Xの説明																				
A :1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格																				
B :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格																				
B' :1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格																				
C :1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格																				
C' :1トン当たりの3か月前の平均石炭価格																				
D1 :1キロワット時当たりの前々月の24時間平均 スポット市場価格																				
D2 :1キロワット時当たりの前々月の昼間平均 スポット市場価格																				
X :調達電源の基準値の加重平均																				
II：契約種別が「 再エネ標準メニュー 」の場合	III：契約種別が「 標準メニュー 」の場合	変更																		
<p>2 東北エリアの場合 2.1 燃料費調整単価の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリット</p>	<p>2 東北エリアの場合 2.1 燃料費調整単価の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリット</p>																			

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																				
<p>ル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0259$ $\beta = 0.2563$ $\gamma = 0.8915$</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="172 763 727 960"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>18銭4厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>19銭0厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 83,500円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>2.2 市場価格調整単価の算定 (1) (略) (2) 市場基準単価 市場基準単価は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="172 1395 727 1592"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>14銭2厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>14銭6厘</td> </tr> </table> <p>(3) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 21円39銭) × (2)の市場基準単価</p> <p>2.5 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場</p>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18銭4厘	高圧で供給を受ける場合	19銭0厘	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14銭2厘	高圧で供給を受ける場合	14銭6厘	<p>ル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0202$ $\beta = 0.2699$ $\gamma = 0.8714$</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="778 763 1334 960"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>17銭6厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>18銭3厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 39,300円) × (2)の基準単価 / 1,000</p> <p>2.2 市場価格調整単価の算定 (1) (略) (2) 市場基準単価 市場基準単価は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="778 1395 1334 1592"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>12銭4厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>12銭9厘</td> </tr> </table> <p>(3) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 11円51銭) × (2)の市場基準単価</p> <p>2.5 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場</p>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17銭6厘	高圧で供給を受ける場合	18銭3厘	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	12銭4厘	高圧で供給を受ける場合	12銭9厘	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1キロワット時につき		特別高圧で供給を受ける場合	18銭4厘																			
	高圧で供給を受ける場合	19銭0厘																				
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14銭2厘																				
	高圧で供給を受ける場合	14銭6厘																				
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17銭6厘																				
	高圧で供給を受ける場合	18銭3厘																				
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	12銭4厘																				
	高圧で供給を受ける場合	12銭9厘																				

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																																													
<p>価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。</p>	<p>価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 609 448 801">平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="448 609 719 801">燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 801 448 947">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="448 801 719 947">その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 947 448 1093">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="448 947 719 1093">その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1093 448 1238">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="448 1093 719 1238">その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1238 448 1384">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="448 1238 719 1384">その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1384 448 1529">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="448 1384 719 1529">その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1529 448 1675">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="448 1529 719 1675">その年の11月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1675 448 1821">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="448 1675 719 1821">その年の12月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1821 448 1962">毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td data-bbox="448 1821 719 1962">翌年の1月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 609 963 801">平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="963 609 1149 801">平均市場価格算定期間</th> <th data-bbox="1149 609 1334 801">燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 801 963 947">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="963 801 1149 947">毎年4月21日から5月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 801 1334 947">その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 947 963 1093">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="963 947 1149 1093">毎年5月21日から6月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 947 1334 1093">その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1093 963 1238">毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td data-bbox="963 1093 1149 1238">毎年6月21日から7月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 1093 1334 1238">その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1238 963 1384">毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td data-bbox="963 1238 1149 1384">毎年7月21日から8月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 1238 1334 1384">その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1384 963 1529">毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td data-bbox="963 1384 1149 1529">毎年8月21日から9月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 1384 1334 1529">その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1529 963 1675">毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td data-bbox="963 1529 1149 1675">毎年9月21日から10月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 1529 1334 1675">その年の11月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1675 963 1821">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td data-bbox="963 1675 1149 1821">毎年10月21日から11月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 1675 1334 1821">その年の12月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1821 963 1962">毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td data-bbox="963 1821 1149 1962">毎年11月21日から12月20日までの期間</td> <td data-bbox="1149 1821 1334 1962">翌年の1月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	変更
平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																														
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																														
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																														
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																														
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																														
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																														
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																																														
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																																														
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																																														
平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																													
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																													
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																													
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																													
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																													
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																													
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等																																													
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等																																													
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等																																													

変更前 2025年4月1日実施 第1版		変更後 2026年4月1日実施			備考
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の2月21日から3月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の3月21日から4月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等	
3 東京エリアの場合 3.1 燃料費調整単価の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0030$ $\beta = 0.3489$ $\gamma = 0.7318$		3 東京エリアの場合 3.1 燃料費調整単価の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1173$ $\beta = 0.0643$ $\gamma = 1.1607$			変更

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																												
<p>(2) 基準燃料単価</p> <table border="1" data-bbox="172 389 727 589"> <tr> <td data-bbox="172 389 379 488">1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="379 389 587 488">特別高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="587 389 727 488">18 銭 5 厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="379 488 587 589">高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="587 488 727 589">19 銭 0 厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 49,800 円) × ((2) の基準燃料単価) / 1,000</p> <p>3.2 市場価格調整単価の算定 (1) 時間帯区分 市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="172 1055 727 1966"> <tr> <td data-bbox="172 1055 448 1200">朝時間</td> <td data-bbox="448 1055 727 1200">平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1200 448 1346">昼時間</td> <td data-bbox="448 1200 727 1346">平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1346 448 1491">晩時間</td> <td data-bbox="448 1346 727 1491">平日(土曜日を含む)の午前 4 時から午後 10 時までの時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1491 448 1966">夜時間</td> <td data-bbox="448 1491 727 1966">朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 5 厘		高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘	朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間	昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間	晩時間	平日(土曜日を含む)の午前 4 時から午後 10 時までの時間	夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。	<p>(2) 基準燃料単価</p> <table border="1" data-bbox="778 389 1334 589"> <tr> <td data-bbox="778 389 986 488">1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="986 389 1193 488">特別高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="1193 389 1334 488">14 銭 1 厘</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="986 488 1193 589">高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="1193 488 1334 589">14 銭 4 厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 35,600 円) × ((2) の基準燃料単価) / 1,000</p> <p>3.2 市場価格調整単価の算定 (1) 時間帯区分 市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="778 1055 1334 1966"> <tr> <td data-bbox="778 1055 1054 1200">朝時間</td> <td data-bbox="1054 1055 1334 1200">平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1200 1054 1346">昼時間</td> <td data-bbox="1054 1200 1334 1346">平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1346 1054 1491">晩時間</td> <td data-bbox="1054 1346 1334 1491">平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1491 1054 1966">夜時間</td> <td data-bbox="1054 1491 1334 1966">朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。</td> </tr> </table>	1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 1 厘		高圧で供給を受ける場合	14 銭 4 厘	朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間	昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間	晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間	夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 5 厘																												
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘																												
朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間																													
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間																													
晩時間	平日(土曜日を含む)の午前 4 時から午後 10 時までの時間																													
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。																													
1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 1 厘																												
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 4 厘																												
朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間																													
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間																													
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間																													
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。																													

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																																																
<p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 64 銭) × (3) の基準市場単価</p> <p>3.4 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。</p> <p>イ 繰上検針の場合</p> <table border="1" data-bbox="172 952 727 1966"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 6 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td> <td>毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 7 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 8 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td>毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 9 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 10 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 11 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 7 月 1 日</td> <td>毎年 12 月 1 日</td> <td>その年の 12 月</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年 7 月 1 日	毎年 12 月 1 日	その年の 12 月	<p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 11 円 60 銭) × (3) の基準市場単価</p> <p>3.4 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。</p> <p>イ 繰上検針の場合</p> <table border="1" data-bbox="778 952 1334 1966"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 6 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td> <td>毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 7 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 8 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 9 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td> <td>毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td> <td>その年の 10 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td> <td>毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td> <td>その年の 11 月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年 11 月 1 日</td> <td>毎年 12 月 1 日</td> <td>その年の 12 月</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年 11 月 1 日	毎年 12 月 1 日	その年の 12 月	<p>変更</p> <p>変更</p>
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																																
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 7 月 1 日	毎年 12 月 1 日	その年の 12 月																																																
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																																
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等																																																
毎年 11 月 1 日	毎年 12 月 1 日	その年の 12 月																																																

変更前 2025年4月1日実施 第1版			変更後 2026年4月1日実施			備考
から9月30日 までの期間	から12月31日 日までの期間	の料金に係る 計量期間等	から11月30日 日までの期間	から12月31日 日までの期間	の料金に係る 計量期間等	
毎年8月1日 から10月31日 日までの期間	翌年の1月1日 日から1月31日 日までの期間	翌年の1月の 料金に係る計 量期間等	毎年12月1日 から12月31日 日までの期間	翌年の1月1日 日から1月31日 日までの期間	翌年の1月の 料金に係る計 量期間等	
毎年9月1日 から11月30日 日までの期間	翌年の2月1日 日から2月28日 日までの期間 (翌年が閏年 となる場合 は、翌年の2月 29日までの期 間)	翌年の2月の 料金に係る計 量期間等	翌年の1月1日 日から1月31日 日までの期間	翌年の2月1日 日から2月28日 日までの期間 (翌年が閏年 となる場合 は、翌年の2月 29日までの期 間)	翌年の2月の 料金に係る計 量期間等	
毎年10月1日 から12月31日 日までの期間	翌年の3月1日 日から3月31日 日までの期間	翌年の3月の 料金に係る計 量期間等	翌年の2月1日 日から2月28日 日までの期間 (翌年が閏年 となる場合 は、翌年の2月 29日までの期 間)	翌年の3月1日 日から3月31日 日までの期間	翌年の3月の 料金に係る計 量期間等	
毎年11月1日 から翌年の1月 31日までの 期間	翌年の4月1日 日から4月30日 日までの期間	翌年の4月の 料金に係る計 量期間等	翌年の3月1日 日から3月31日 日までの期間	翌年の4月1日 日から4月30日 日までの期間	翌年の4月の 料金に係る計 量期間等	
毎年12月1日 から翌年の2月 28日までの 期間(翌年が 閏年となる場 合は、翌年の2 月29日までの 期間)	翌年の5月1日 日から5月31日 日までの期間	翌年の5月の 料金に係る計 量期間等	翌年の4月1日 日から4月30日 日までの期間	翌年の5月1日 日から5月31日 日までの期間	翌年の5月の 料金に係る計 量期間等	
			<input type="checkbox"/> 分散検針の場合			

変更前 2025年4月1日実施 第1版			変更後 2026年4月1日実施			備考 変更
ロ 分散検針の場合			平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整 単価適用期間	
毎年1月1日 から3月31日 までの期間	毎年5月1日 から5月31日 までの期間	その年の6月 の料金に係る 計量期間等	毎年4月1日 から4月30日 までの期間	毎年5月1日 から5月31日 までの期間	その年の6月 の料金に係る 計量期間等	
毎年2月1日 から4月30日 までの期間	毎年6月1日 から6月30日 までの期間	その年の7月 の料金に係る 計量期間等	毎年5月1日 から5月31日 までの期間	毎年6月1日 から6月30日 までの期間	その年の7月 の料金に係る 計量期間等	
毎年3月1日 から5月31日 までの期間	毎年7月1日 から7月31日 までの期間	その年の8月 の料金に係る 計量期間等	毎年6月1日 から6月30日 までの期間	毎年7月1日 から7月31日 までの期間	その年の8月 の料金に係る 計量期間等	
毎年4月1日 から6月30日 までの期間	毎年8月1日 から8月31日 までの期間	その年の9月 の料金に係る 計量期間等	毎年7月1日 から7月31日 までの期間	毎年8月1日 から8月31日 までの期間	その年の9月 の料金に係る 計量期間等	
毎年5月1日 から7月31日 までの期間	毎年9月1日 から9月30日 までの期間	その年の10月 の料金に係る 計量期間等	毎年8月1日 から8月31日 までの期間	毎年9月1日 から9月30日 までの期間	その年の10月 の料金に係る 計量期間等	
毎年6月1日 から8月31日 までの期間	毎年10月1日 から10月31 日までの期間	その年の11月 の料金に係る 計量期間等	毎年9月1日 から9月30日 までの期間	毎年10月1日 から10月31 日までの期間	その年の11月 の料金に係る 計量期間等	
毎年7月1日 から9月30日 までの期間	毎年11月1日 から11月30 日までの期間	その年の12月 の料金に係る 計量期間等	毎年10月1日 から10月31 日までの期間	毎年11月1日 から11月30 日までの期間	その年の12月 の料金に係る 計量期間等	
毎年8月1日 から10月31 日までの期間	毎年12月1日 から12月31 日までの期間	翌年の1月の 料金に係る計 量期間等	毎年11月1日 から11月30 日までの期間	毎年12月1日 から12月31 日までの期間	翌年の1月の 料金に係る計 量期間等	
毎年9月1日 から11月30 日までの期間	翌年の1月1 日から1月31 日までの期間	翌年の2月の 料金に係る計 量期間等	毎年12月1日 から12月31 日までの期間	翌年の1月1 日から1月31 日までの期間	翌年の2月の 料金に係る計 量期間等	
毎年10月1日 から12月31 日までの期間	翌年の2月1 日から2月28 日までの期間 (翌年が閏年	翌年の3月の 料金に係る計 量期間等	翌年の1月1 日から1月31 日までの期間	翌年の2月1 日から2月28 日までの期間 (翌年が閏年 となる場合	翌年の3月の 料金に係る計 量期間等	

変更前 2025年4月1日実施 第1版			変更後 2026年4月1日実施			備考
	となる場合は、翌年の2月29日までの期間)			は、翌年の2月29日までの期間)		
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等	翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等	
<p>3.5 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第3.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。</p>			<p>3.5 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の時間帯別の使用電力量に第3.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。</p>			変更
<p>4 中部エリアの場合</p> <p>4.1 燃料費調整単価の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p>			<p>4 中部エリアの場合</p> <p>4.1 燃料費調整単価の算定</p> <p>(1) 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たり</p>			変更 変更

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																		
<p>$\alpha = 0.4381$ $\beta = 0.5545$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="172 860 727 1055"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>19銭3厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>19銭6厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 42,000円) × ((2)の基準単価) / 1,000</p>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	19銭3厘	高圧で供給を受ける場合	19銭6厘	<p>の平均石炭価格 $\alpha = 0.2845$ $\beta = 0.33024381$ $\gamma = 0.35715545$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="778 860 1334 1055"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>9銭1厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>9銭2厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 52,900円) × ((2)の基準単価) / 1,000</p> <p>4.2 HH価格調整単価の算定 (1) 基準HH単価 基準HH単価は、HH価格が2.867ドル変動した場合の値とし、以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="778 1487 1334 1731"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>23銭3厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>23銭6厘</td> </tr> </table> <p>(2) 基準輸送関連単価 基準輸送関連単価は、平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="778 1854 1334 2002"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>45銭2厘</td> </tr> </table>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9銭1厘	高圧で供給を受ける場合	9銭2厘	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	23銭3厘	高圧で供給を受ける場合	23銭6厘	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	45銭2厘	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>新設</p>
1キロワット時につき		特別高圧で供給を受ける場合	19銭3厘																	
	高圧で供給を受ける場合	19銭6厘																		
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9銭1厘																		
	高圧で供給を受ける場合	9銭2厘																		
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	23銭3厘																		
	高圧で供給を受ける場合	23銭6厘																		
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	45銭2厘																		

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施		備考												
<p>4.2 卸市場単価の算定</p> <p>(1) 平均市場価格</p> <p>平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における6時から18時までの約定単価の単純平均とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>卸市場率</p> <p>卸市場率は、9.0パーセントを基準に、各電圧で供給する場合の損失率(特別高圧の場合は2.4パーセント、高圧の場合は3.8パーセントとします)および消費税率を加味したものとし、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="172 1664 727 1861"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>10.1パーセント</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>10.3パーセント</td> </tr> </table> <p>(3) 卸市場単価</p> <p>卸市場単価は、以下の算式によって算定された値とし</p>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10.1パーセント	高圧で供給を受ける場合	10.3パーセント	<table border="1" data-bbox="778 360 1331 461"> <tr> <td></td> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>45銭8厘</td> </tr> </table> <p>(3) 基準HH・輸送関連単価</p> <p>基準HH・輸送関連単価は、(1)の基準HH単価および(2)の基準輸送関連単価の合計値とします。</p> <p>(4) HH価格調整単価</p> <p>HH価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、HH価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>HH価格調整単価 = ((1)の基準HH単価 × HH価格 / 2.867 + (2)の基準輸送関連単価) × 平均為替レート / 147.60 - (3)の基準HH・輸送関連単価</p> <p>4.3 卸市場価格調整単価の算定</p> <p>(1) 平均市場価格</p> <p>1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>平均市場価格 = X × x + Y × y</p> <p>X = 各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均</p> <p>Y = 各平均市場価格算定期間における6時から18時までのスポット市場価格の単純平均</p> <p>x = 0.8495</p> <p>y = 0.1505</p> <p>なお、各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均および6時から18時までのスポット市場価格の単純平均の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) 調整係数</p> <p>調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、上限値は以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="778 1637 1331 1834"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>0.493</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>0.500</td> </tr> </table> <p>(3) 卸市場価格調整単価</p> <p>卸市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。</p>		高圧で供給を受ける場合	45銭8厘	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493	高圧で供給を受ける場合	0.500	<p>項番号変更 変更</p> <p>変更</p>
1キロワット時につき		特別高圧で供給を受ける場合	10.1パーセント												
	高圧で供給を受ける場合	10.3パーセント													
	高圧で供給を受ける場合	45銭8厘													
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493													
	高圧で供給を受ける場合	0.500													

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																		
<p>ます。 なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>卸市場単価 = (平均市場価格 - 19 円 37 銭) × (2) の卸市場率</p> <p>4.3 燃料費等調整単価 燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 卸市場単価</p> <p>当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。</p> <p>4.4 燃料費等調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。</p>	<p>なお、卸市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>卸市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 16 銭) × (2) の調整係数</p> <p>4.4 燃料費等調整単価 燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + HH 価格調整単価 + 卸市場価格調整単価</p> <p>当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。</p> <p>4.5 燃料費等調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各 HH 価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、各算定期間および各 HH 価格に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。</p>	<p>項 番 号 変 更</p> <p>変 更</p> <p>項 番 号 変 更</p> <p>変 更</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 1234 440 1518">平均燃料価格算定期間</th> <th data-bbox="440 1234 703 1518">燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 1518 440 1765">毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td data-bbox="440 1518 703 1765">その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1765 440 1995">毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td data-bbox="440 1765 703 1995">その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 1205 911 1489">平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間</th> <th data-bbox="911 1205 1054 1489">HH 価格</th> <th data-bbox="1054 1205 1193 1489">平均市場価格算定期間</th> <th data-bbox="1193 1205 1332 1489">燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 1489 911 1727">毎年1月1日から1月31日までの期間</td> <td data-bbox="911 1489 1054 1727">毎年1月</td> <td data-bbox="1054 1489 1193 1727">毎年1月21日から2月20日までの期間</td> <td data-bbox="1193 1489 1332 1727">その年の4月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1727 911 1966">毎年2月1日から2月28日までの期間(閏年)</td> <td data-bbox="911 1727 1054 1966">毎年2月</td> <td data-bbox="1054 1727 1193 1966">毎年2月21日から3月20日までの期間</td> <td data-bbox="1193 1727 1332 1966">その年の5月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年1月1日から1月31日までの期間	毎年1月	毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から2月28日までの期間(閏年)	毎年2月	毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等	<p>項 番 号 変 更</p> <p>変 更</p>
平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																			
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																			
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																			
平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																	
毎年1月1日から1月31日までの期間	毎年1月	毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る計量期間等																	
毎年2月1日から2月28日までの期間(閏年)	毎年2月	毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る計量期間等																	

変更前 2025年4月1日実施 第1版		変更後 2026年4月1日実施				備考
		となる場合は、2月29日までの期間)				
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から3月31日までの期間	毎年3月	毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から4月30日までの期間	毎年4月	毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から5月31日までの期間	毎年5月	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から6月30日までの期間	毎年6月	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から7月31日までの期間	毎年7月	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から8月31日までの期間	毎年8月	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	

変更前 2025年4月1日実施 第1版		変更後 2026年4月1日実施				備考
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から9月30日までの期間	毎年9月	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から10月31日までの期間	毎年10月	毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から11月30日までの期間	毎年11月	毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から12月31日までの期間	毎年12月	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	
<p>4.5 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第4.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。</p>		<p>4.6 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第4.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。</p>				項番号変更
<p>5 北陸エリアの場合</p> <p>5.2 市場価格調整単価の算定</p> <p>(1) 平均市場価格</p> <p>1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格とします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>		<p>5 北陸エリアの場合</p> <p>5.2 市場価格調整単価の算定</p> <p>(1) 平均市場価格</p> <p>1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までのスポット市場価格の単純平均とします。</p> <p>なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市場価格調整単価</p> <p>市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>				変更

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																																				
<p>イ 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格-8円00銭) × (2) の基準市場単価</p> <p>ロ 1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格-32円00銭) × (2) の基準市場単価</p> <p>ハ 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合</p> <p>市場価格調整単価は0円00銭とします。</p> <p>5.4 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。</p>	<p>イ 1キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭を下回る場合</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格-5円00銭) × (2) の基準市場単価</p> <p>ロ 1キロワット時当たりの平均市場価格が29円00銭を上回る場合</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格-29円00銭) × (2) の基準市場単価</p> <p>ハ 1キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭以上、29円00銭以下の場合</p> <p>市場価格調整単価は0円00銭とします。</p> <p>5.4 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>毎年5月21日から6月20日までの期間</td> <td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>毎年6月21日から7月20日までの期間</td> <td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>毎年7月21日から8月20日までの期間</td> <td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>毎年8月21日から9月20日までの期間</td> <td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>毎年9月21日から10月20日までの期間</td> <td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>毎年4月24日から5月23日までの期間</td> <td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>毎年5月24日から6月23日までの期間</td> <td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>毎年6月24日から7月23日までの期間</td> <td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>毎年7月24日から8月23日までの期間</td> <td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>毎年8月24日から9月23日までの期間</td> <td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年4月24日から5月23日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年5月24日から6月23日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年6月24日から7月23日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年7月24日から8月23日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年8月24日から9月23日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	<p>変更</p>
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																				
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																				
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年4月24日から5月23日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																																				
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年5月24日から6月23日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																																				
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年6月24日から7月23日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																																				
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年7月24日から8月23日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																																				
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年8月24日から9月23日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																																				

変更前 2025年4月1日実施 第1版			変更後 2026年4月1日実施			備考
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年9月24日から10月23日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年11月21日から12月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年10月24日から11月23日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年11月24日から12月23日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月21日から翌年の2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年12月24日から翌年の1月23日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月21日から3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の1月24日から2月23日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月21日から4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の2月24日から3月23日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月21日から5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の3月24日から4月23日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等	
			附則			新設
			1. 契約種別が「標準メニュー」および「東京エリア」			

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考						
	<p>の場合についての経過措置</p> <p>【契約種別が標準メニューの場合】 東京エリアの場合</p> <p>1.1 適用範囲 適用範囲は、この「燃料費等調整の算定方法」実施の際、現に変更前の「燃料費等調整額の算定（2025年4月1日実施 第1版）」を適用するものとされている場合、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用します。</p> <p>1.2 燃料費調整単価の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0030$ $\beta = 0.3489$ $\gamma = 0.7318$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>(2) 基準燃料単価 基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="783 1603 1331 1798"> <tr> <td data-bbox="783 1603 983 1697">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="983 1603 1193 1697">特別高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="1193 1603 1331 1697">18銭5厘</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1697 983 1798"></td> <td data-bbox="983 1697 1193 1798">高圧で供給を受ける場合</td> <td data-bbox="1193 1697 1331 1798">19銭0厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p>	1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18銭5厘		高圧で供給を受ける場合	19銭0厘	
1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18銭5厘						
	高圧で供給を受ける場合	19銭0厘						

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考													
	<p>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 49,800 円) × ((2)の基準燃料単価)/1,000</p> <p>1.3 市場価格調整単価の算定 時間帯区分</p> <p>市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="783 640 1331 1223"> <tr> <td>朝時間</td> <td>平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間</td> </tr> <tr> <td>昼時間</td> <td>平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間</td> </tr> <tr> <td>晩時間</td> <td>平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間</td> </tr> <tr> <td>夜時間</td> <td>朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。</td> </tr> </table> <p>(1) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>(2) 基準市場単価 各月の基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、上限値を超えない限りで年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、基準市場単価上限値は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="783 1688 1331 1883"> <tr> <td rowspan="2">1 キロワット時につき</td> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>50 銭 0 厘</td> </tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>50 銭 0 厘</td> </tr> </table> <p>(4) 市場価格調整単価 市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。</p>	朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間	昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間	晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間	夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。	1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘	高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘	
朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間														
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間														
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間														
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。														
1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘													
	高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘													

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考																					
	<p>なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p>市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 12 円 64 銭) × (3) の基準市場単価</p> <p>1.4 燃料費等調整単価 燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p>燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場価格調整単価</p> <p>当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。</p> <p>1.5 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。</p> <p>イ 線検針の場合</p> <table border="1" data-bbox="783 1137 1334 2004"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>平均市場価格算定期間</th> <th>燃料費等調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>毎年6月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の6月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>毎年7月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の7月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>毎年8月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の8月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>毎年9月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の9月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>毎年10月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の10月の料金に係る計量期間等</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日</td> <td>毎年11月1日</td> <td>その年の11月</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	毎年6月1日	毎年11月1日	その年の11月	
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																					
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等																					
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等																					
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等																					
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等																					
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等																					
毎年6月1日	毎年11月1日	その年の11月																					

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施			備考
	から8月31日 までの期間	から11月30 日までの期間	の料金に係る 計量期間等	
	毎年7月1日 から9月30日 までの期間	毎年12月1日 から12月31 日までの期間	その年の12月 の料金に係る 計量期間等	
	毎年8月1日 から10月31 日までの期間	翌年の1月1 日から1月31 日までの期間	翌年の1月の 料金に係る計 量期間等	
	毎年9月1日 から11月30 日までの期間	翌年の2月1 日から2月28 日までの期間 (翌年が閏年 となる場合 は、翌年の2月 29日までの期 間)	翌年の2月の 料金に係る計 量期間等	
	毎年10月1日 から12月31 日までの期間	翌年の3月1 日から3月31 日までの期間	翌年の3月の 料金に係る計 量期間等	
	毎年11月1日 から翌年の1 月31日までの 期間	翌年の4月1 日から4月30 日までの期間	翌年の4月の 料金に係る計 量期間等	
	毎年12月1日 から翌年の2 月28日までの 期間(翌年が 閏年となる場 合は、翌年の2 月29日までの 期間)	翌年の5月1 日から5月31 日までの期間	翌年の5月の 料金に係る計 量期間等	
	ロ 分散検針の場合			
	平均燃料価格	平均市場価格	燃料費等調整	

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施			備考
	算定期間	算定期間	単価適用期間	
	毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等	
	毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等	
	毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等	
	毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等	
	毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等	
	毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等	
	毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年11月1日から11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等	
	毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等	
	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等	
	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月)	翌年の3月の料金に係る計量期間等	

変更前 2025年4月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施			備考
		29日までの期間)		
	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等	
	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等	
	<p>1.6 燃料費等調整額</p> <p>燃料費等調整額は、その1月の時間帯別の使用電力量に第1.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。</p>			

以上

電気需給約款(低圧) 新旧対照表

※変更箇所は赤字

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>表紙</p> <p>電気需給約款(低圧) 2025年1月1日実施 第1版 株式会社エナリス・パワー・マーケティング</p>	<p>表紙</p> <p>エネルギーエージェントサービス 電気需給約款(低圧) 2026年4月1日実施 株式会社エナリス</p>	変更
<p>第1条 適用</p> <p>3 電気料金は、当社が別に定める各契約種別電気料金単価表(以下「料金表」といいます。)に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。</p>	<p>第1条 適用</p> <p>3 電気料金その他の条件は、当社が別に定める各契約種別の電気料金単価表ならびに各排出係数メニューの電気料金単価表および供給条件表(以下これらを総称して「料金表」といいます。)に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。</p>	変更
<p>第2条 電気需給約款等の変更</p> <p>1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等調整額の算定に変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金表等を変更することがあります。</p> <p>なお、当社は、本約款、料金表その他の本契約に係る条件(以下「本約款等」といいます。)を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社のグループ会社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」と総称します。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>3 2にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項の</p>	<p>第2条 電気需給約款等の変更</p> <p>1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等調整額の算定に変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金表を変更することがあります。</p> <p>なお、当社は、本約款、料金表その他の本契約に係る条件(以下「本約款等」といいます。)を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」と総称します。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</p> <p>2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>3 前項にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項の</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
うち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾していただきます。	のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾するものとします。	変更
第3条 用語の定義 以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。 1～18 (略)	第3条 用語の定義 以下の用語は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。 (1)～(18) (略)	変更 号番号を括弧書きへ変更
19 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年になる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。	(19) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間をいい、詳細は別表2（燃料費等調整）の定めによります。	変更
20、21 (略) 22 料金メニュー 当社が本約款で提供する電力小売りサービスを商品内容(燃料費等調整額の算定方法などの違い)に応じて分類したものをいいます。	(20)、(21) (略) (22) 料金メニュー 当社が本約款で提供する電力小売サービスを商品内容(燃料費等調整額の算定方法などの違い)に応じて分類したものをいいます。	削除
第4条 単位および端数処理 1～6 (略)	第4条 単位および端数処理 (1)～(6) (略)	号番号を括弧書きへ変更
第5条 実施細目等 本約款の実施上必要な細目事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をさせていただく場合があります。	第5条 実施細目等 本約款の実施上必要な細目事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をさせていただく場合があります。	削除
第6条 電気需給契約の申込み 1 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。 2 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最	第6条 電気需給契約の申込み 1 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、お客さまは、あらかじめ本約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込みを行うものとします。 2 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、お客さまは、1年間	変更 変更 変更

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことができます。</p> <p>3 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまにおいて講じていただきます。</p>	<p>を通じての最大の負荷を基準として当社に申し出るものとします。この場合、当社は、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を求めることができるものとし、お客さまは、当該使用計画を書面(電磁的方法を含み、以下同様とします。)により提出するものとします。</p> <p>3 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講ずるものとします。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにした上で、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまにおいて講ずるものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第7条 電気需給契約の成立および契約期間</p> <p>1 電気需給契約(以下「本電気需給契約」といいます。)は、第6条(電気需給契約の申込み)1によるお客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は利用申込みを承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p>第7条 電気需給契約の成立および契約期間</p> <p>1 電気需給契約(以下「本電気需給契約」といいます。)は、第6条(電気需給契約の申込み)第1項によるお客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は利用申込みを承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第10条 供給の開始</p> <p>2 需給開始日は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 需給開始日は、原則として、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等の開始日とします。</p> <p>(2) 第7条(電気需給契約の成立および契約期間)2(2)の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものとします。</p>	<p>第10条 供給の開始</p> <p>2 需給開始日は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 需給開始日は、原則として、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等の開始日とします。</p> <p>(2) 第7条(電気需給契約の成立および契約期間)第2項第2号の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものとします。</p>	<p>変更</p>
<p>第11条 供給の単位</p> <p>当社は、次の各号の場合を除き、1本電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>(1) 共同引込線(2以上の本電気需給契約に対して1引込により電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第11条 供給の単位</p> <p>当社は、次の各号の場合を除き、1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給します。</p> <p>(1) 共同引込線(2以上の需要場所に対して1引込により電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考										
<p>通じてお客さまに開示するものとし、当該開示をもって、お客さまへの請求を行ったものとし、</p> <p>3 電気料金等の支払方法は、毎月、原則として、当社が指定する以下の方法によります。</p> <p>(1) 口座振替(お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金等を振り替える方法をいいます。)</p> <p>この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (1)、(2)にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて支払っていただくことがあります。</p> <p>4 お客さまが電気料金等を3 (1) または 3 (2)により支払われる場合、以下のときに当社に対する支払がなされたものとし、</p> <p>(1) 3 (1)により支払われる場合は、電気料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>(2) 3 (2)により支払われる場合は、電気料金等が当社の指定した金融機関に払い込まれたとき。</p> <p>5 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払っていただきます。なお、この場合の振込手数料はお客さまの負担とします。</p> <p>6 お客さまから申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行いたします。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した額を電気料金等とともにお支払いただきます。</p>	<p>示するものとし、当該開示をもって、お客さまへの請求を行ったものとし、</p> <p>3 電気料金等の支払方法は、毎月、原則として、当社が指定する以下の方法によります。</p> <p>(1) 口座振替(お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金等を振り替える方法をいいます。)</p> <p>この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出るものとし、</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 お客さまが電気料金等を前項により支払われる場合、以下のときに当社に対する支払がなされたものとし、</p> <p>(1) 前項第1号により支払われる場合は、電気料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>(2) 前項第2号により支払われる場合は、電気料金等が当社の指定した金融機関に払い込まれたとき。</p> <p>5 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払うものとし、</p> <p>6 お客さまから申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行します。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した額を電気料金等とともに支払うものとし、</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">発行手数料(各1通につき)</td> <td>請求書</td> <td>200円(税別)</td> </tr> <tr> <td>領収書</td> <td>400円(税別)</td> </tr> </table>	発行手数料(各1通につき)	請求書	200円(税別)	領収書	400円(税別)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">発行手数料(各1通につき)</td> <td>請求書</td> <td>200円(税別)</td> </tr> <tr> <td>領収書</td> <td>400円(税別)</td> </tr> </table>	発行手数料(各1通につき)	請求書	200円(税別)	領収書	400円(税別)	<p>変更</p>
発行手数料(各1通につき)		請求書	200円(税別)									
	領収書	400円(税別)										
発行手数料(各1通につき)	請求書	200円(税別)										
	領収書	400円(税別)										
<p>9 8による延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払っていただきます。</p> <p>10 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、8の規定に加え、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。</p>	<p>9 前項による延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払うものとし、</p> <p>10 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、第8項の規定に加え、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。</p> <p>11 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その過不足金額について遅滞なくお客さまにお知らせし、原則とし</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>新設</p>										

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
	て、お知らせした翌月の電気料金等の請求においてこれを精算するものとします。	
第18条 保証金 4 当社は、第2項に定める保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、お客さまに対して保証金をお返しします。ただし、3により保証金をお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返しします。	第18条 保証金 4 当社は、第2項に定める保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、お客さまに対して保証金をお返しします。ただし、前項により保証金をお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返しします。	変更
第19条 適正契約の保持 当社は、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、速やかに契約を適正なものに変更していただきます。	第19条 適正契約の保持 当社が、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、お客さまは、当社から求められた内容に従い、速やかに契約を適正なものに変更するものとします。	変更 変更
第20条 お客さまの協力 1 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあつては、90%以上、それ以外の場合にあつては、85%以上に保持していただきます。 (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、お客さまの負担によりお客さまに取り付けていただきます。なお、その場合、それぞれの電気機器に取り付けていただきますが、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 2 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が以下の(1)から(6)に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただきます。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。 (1) (略) (2) 本条8(保安等に対するお客さまの協力)によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3)、(4) (略) (5) 第21条(供給の停止)、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)1、第32条(当社による電気需給契約の解約等)および第33条(当社による料金単価および契約	第20条 お客さまの協力 1 力率の保持 (1) 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあつては、90%以上、それ以外の場合にあつては、85%以上に保持するものとします。 (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、お客さまは、お客さまの負担により取り付けるものとします。なお、その場合、お客さまは、それぞれの電気機器に取り付けるものとしますが、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにするものとします。 2 立入り業務への協力 当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が次の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入ることができるものとします。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りを承諾するものとします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。 (1) (略) (2) 第8項(保安等に対するお客さまの協力)によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務 (3)、(4) (略) (5) 第21条(供給の停止)、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)第1項、第32条(当社による電気需給契約の解約等)、第33条(当社による料金単価および契約	変更 変更 変更 変更 変更

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(3) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等</p> <p>(4) (略)</p> <p>7 調査および調査に対するお客さまの協力等</p> <p>お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)が法令に定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配電図を提示していただくことがあります。なお、お客さまのお求めに応じ、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>8 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者速やかにその旨を通知していただきます。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>(2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 一般送配電事業者との協議</p> <p>お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議していただくことがあります。</p>	<p>物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(3) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置または変成器の二次配線等</p> <p>(4) (略)</p> <p>7 調査および調査に対するお客さまの協力等</p> <p>お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)が法令に定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配電図を提示していただくことがあります。なお、お客さまのお求めに応じ、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>8 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者速やかにその旨を通知するものとします。</p> <p>イ、ロ (略)</p> <p>(2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、お客さまはあらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、お客さまは速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。この場合、保安上特に必要があるときは、お客さまは当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更するものとします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>9 一般送配電事業者との協議</p> <p>お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議するものとします。</p>	<p>誤字修正</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第21条 供給の停止</p> <p>2 以下のいずれかに該当し、当該一般送配</p>	<p>第21条 供給の停止</p> <p>2 以下のいずれかに該当し、当該一般送配</p>	<p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 第20条(お客さまの協力)2に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合</p> <p>(4) 第20条(お客さまの協力)3(1)、(2)に反して、必要な措置を講じない場合</p> <p>(5) 第20条(お客さまの協力)3(3)に反して、お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>3 2(1)から(7)の場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p>	<p>電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 第20条(お客さまの協力)第2項に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合</p> <p>(4) 第20条(お客さまの協力)第3項第1号および第2号に反して、必要な措置を講じない場合</p> <p>(5) 第20条(お客さまの協力)第3項第3号に反して、お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合</p> <p>(6)、(7) (略)</p> <p>3 前項各号の場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。</p> <p>4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合、お客さまは必要に応じて協力するものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第22条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>2 1の場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他の方法により、お客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>	<p>第22条 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>2 前項の場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他の方法により、お客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>	<p>変更</p>
<p>第23条 工事費等の負担</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに工事費等の負担をさせていただきます。</p> <p>なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>第23条 工事費等の負担</p> <p>以下のいずれかに該当する場合には、お客さまは工事費等を負担するものとします。なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>変更</p> <p>号番号を括弧書きへ変更</p>
<p>第24条 違約金</p> <p>2 1の免れた金額は、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。</p> <p>3 1の不正に使用された期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間と</p>	<p>第24条 違約金</p> <p>2 前項の免れた金額は、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。</p> <p>3 第1項の不正に使用された期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した</p>	<p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>します。</p> <p>第25条 損害賠償の免責 2 第22条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）1によって当該一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>3 第21条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第32条（当社による電気需給契約の解約等）の各号に該当したことにより当社が本契約を解約した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>5 1の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>期間とします。</p> <p>第25条 損害賠償の免責 2 第22条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって当該一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>3 第21条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第32条（当社による電気需給契約の解約等）第1項各号に該当したことにより当社が本契約を解約した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>5 第1項の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第26条 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。</p>	<p>第26条 設備の賠償 お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さまは、当社に対し、その賠償に要する金額を支払うものとします。</p>	<p>変更</p>
<p>第27条 不可抗力 1 不可抗力による免責 以下の(1)、(2)に定める不可抗力が発生したことにより当社による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (1)(2) (略) 2 不可抗力による解約 (1)1で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行が出来ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の全部または一部を解約することができます。 (2) (略)</p>	<p>第27条 不可抗力 1 不可抗力による免責 以下の各号に定める不可抗力が発生したことにより当社による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (1)(2) (略) 2 不可抗力による解約 (1)前項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行が出来ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の全部または一部を解約することができます。 (2) (略)</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第28条 電気需給契約の変更 1 お客さまが電気の料金単価、契約種別（従量電灯における契約電流（アンペア）を除く）の変更（お客さまの本電気需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合があります。）を希望される場合、変更手続きについては第6条（電気需給契約の申込み）</p>	<p>第28条 電気需給契約の変更 1 お客さまが電気の料金単価、契約種別（従量電灯における契約電流（アンペア）を除く）または契約種別に付帯する排出係数メニューの変更（お客さまの本電気需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合があります。）を希望される場合、変更手続き</p>	<p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>の規定に準ずるものとします。また、当該変更した場合、契約期間は変更日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。</p> <p>2 お客さまが契約電力等の増加または減少を希望する場合には、原則として、変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力等変更の根拠資料を提出していただきます。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。</p> <p>3 2に基づく契約電力等の変更は、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合を除き、1月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。なお、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合の電気料金の算定においては、当該変更後に到来する次の検針または計量日から変更後の契約電力等が適用されるものとします。</p>	<p>については第6条（電気需給契約の申込み）の規定に準ずるものとします。また、当該変更した場合、契約期間は変更日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。</p> <p>2 お客さまが契約電力等の増加または減少を希望する場合には、原則として、変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力等変更の根拠資料を提出するものとします。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。</p> <p>3 前項に基づく契約電力等の変更は、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合を除き、1月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。なお、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合の電気料金の算定においては、当該変更後に到来する次の検針または計量日から変更後の契約電力等が適用されるものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第29条 名義変更</p> <p>合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当該名義変更について協議させていただきます。この場合には、あらかじめその旨を当社へ書面により申し出ていただきます。</p>	<p>第29条 名義変更</p> <p>合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当該名義変更について当社は協議に応じるものとします。この場合には、お客さまは、あらかじめその旨を当社へ書面により申し出るものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第30条 お客さまによる電気需給契約の解約</p> <p>1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1月前までに当社に対し当社指定の書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知せずして他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。</p> <p>2 本電気需給契約は、第32条（当社による電気需給契約の解約等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。</p> <p>（1）当社がお客さまの解約通知を解約希望日の1月前の日の翌日以降に受けた場合は、当社が解約通知を受けた日から1月後に本契約が終了するものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>3 1に基づくお客さまからの申出により、電気需給開始日または第28条（電気需給契</p>	<p>第30条 お客さまによる電気需給契約の解約</p> <p>1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1か月前までに当社に対し当社指定の書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）するものとします。なお、お客さまが当社に解約通知せずして他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。</p> <p>2 本電気需給契約は、第32条（当社による電気需給契約の解約等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。</p> <p>（1）当社がお客さまの解約通知を解約希望日の1か月前の日の翌日以降に受けた場合は、当社が解約通知を受けた日から1か月後に本契約が終了するものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>3 第1項に基づくお客さまからの申出により、電気需給開始日または第28条（電気</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
約の変更) 1)に基づく変更日以降1年目の日以内に本電気需給契約を終了する場合には、当社はお客さまに別表4に定める解約手数料を請求することができます。	需給契約の変更) 第1項)に基づく変更日以降1年目の日以内に本電気需給契約を終了する場合には、当社はお客さまに別表4(解約手数料)に定める解約手数料を請求するものとします。	変更 変更
第31条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算 1 お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年未満で本電気需給契約を解約、または契約電力等を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、 当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。 ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 2 お客さまが、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本電気需給契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、 当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。 ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	第31条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算 1 お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年未満で本電気需給契約を解約、または契約電力等を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、 お客さまはその精算金を支払うものとします。 ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。 2 お客さまが、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本電気需給契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、 お客さまはその精算金を支払うものとします。 ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。	変更 変更
第32条 当社による電気需給契約の解約等 4 お客さまが、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)1)による本電気需給契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかなる場合には、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本電気需給契約は消滅するものとします。	第32条 当社による電気需給契約の解約等 4 お客さまが、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)第1項)による本電気需給契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかなる場合には、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本電気需給契約は消滅するものとします。	変更
第33条 当社による料金単価および契約種別の変更 1 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、 電気の調達費用、電気の調達環境 または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、 次の各号に従い 、本電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。 ただし、「電源連動型再エネメニュー(従量電灯)」または「電源連動型再エネメニュー(低圧電力)」の契約種別については、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の検針日または計量日から翌年4月の検針日前日または計量日前日まで新たな料金単価を適用します(以下「定期改定」といいます。) (1) 当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日(以下「新料金単価適用開始日」といいます。)を書面または当社が適切	第33条 当社による料金単価および契約種別の変更 1 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、 電気もしくは非化石価値の調達環境 または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、本電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。 2 前項の規定にかかわらず、「 電源連動型メニュー(従量電灯) 」または「 電源連動型メニュー(低圧電力) 」の契約種別については、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の検針日または計量日から翌年4月の検針日前日または計量日前日まで 新たな料金単価を適用します(以下「定期改定」といいます。) 3 当社は、前2項の規定に基づき料金単価を改定する場合、次の各号に従い、その手続きを行うものとします。 (1) 当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日(以下「新料金単価適用開始日」といいます。)を書面または当社が適切	変更 削除 変更

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>と判断した方法によりお客さまに通知します。ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日(4月の検針日または計量日)を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。</p> <p>(2) 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は新料金単価適用開始日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価変更による契約期間の変更はありません。</p> <p>(3) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)3にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p> <p>(4) (3)に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。</p> <p>(5) 定期改定の場合を除いて、新料金適用開始日から1年目の日以内に第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)1による中途解約が発生した場合であっても、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)3にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p> <p>2 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達費用、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、次の各号に従い、本電気需給契約における契約種別を変更することができます。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) お客さまは、契約種別の変更を承諾しない場合は、新契約種別適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新契約種別適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条(お客さまに</p>	<p>断した方法によりお客さまに通知します。ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日(4月の検針日または計量日)を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。</p> <p>(2) 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は新料金単価適用開始日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価変更による契約期間の変更はありません。</p> <p>(3) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)第3項にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p> <p>(4) 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。</p> <p>(5) 定期改定の場合を除いて、新料金適用開始日から1年目の日以内に第30条(お客さまによる電気需給契約の解約)第1項による中途解約が発生した場合であっても、同条第3項にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p> <p>4 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達費用、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、次の各号に従い、本電気需給契約における契約種別を変更することができます。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) お客さまは、契約種別の変更を承諾しない場合は、新契約種別適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新契約種別適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条(お客さまに</p>	<p>項番号変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>よる電気需給契約の解約) 3にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p> <p>(4) (3) に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは契約種別の変更を承諾したものとみなし、新契約種別適用開始日より契約種別の変更を適用します。</p> <p>(5) 新契約種別開始日から1年目の日以内に第30条(お客さまによる電気需給契約の解約) 1による中途解約が発生した場合であっても、第30条(お客さまによる電気需給契約の解約) 3にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p>	<p>よる電気需給契約の解約) 第3項にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p> <p>(4) 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは契約種別の変更を承諾したものとみなし、新契約種別適用開始日より契約種別の変更を適用します。</p> <p>(5) 新契約種別開始日から1年目の日以内に第30条(お客さまによる電気需給契約の解約) 第1項による中途解約が発生した場合であっても、同条第3項にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第35条 守秘義務</p> <p>当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>第35条 守秘義務</p> <p>当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>号番号を括弧書きへ変更</p>
<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2025年1月1日から実施します。</p> <p>2 本約款の実施に伴う切替措置</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2026年4月1日から実施します。</p>	<p>変更</p>
<p>別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置</p> <p>再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4にかかわらず、4によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定</p>	<p>別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置</p> <p>再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまが当社にその旨を申し出た場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4にかかわらず、4によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じ</p>	<p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版		変更後 2026年4月1日実施		備考
中部電力エリア	愛知県、長野県、 静岡県(一部を除く) 、岐阜県(一部を除く)、三重県(一部を除く)	中部電力エリア	愛知県、長野県、 静岡県(富士川以西) 、岐阜県(一部を除く)、三重県(一部を除く)	
北陸電力エリア	(略)	北陸電力エリア	(略)	
関西電力エリア	(略)	関西電力エリア	(略)	
中国電力エリア	鳥取県、 島根県(一部を除く) 、岡山県、広島県、 山口県(一部を除く) 、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	中国電力エリア	鳥取県、 島根県 、岡山県、広島県、 山口県 、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	
四国電力エリア	(略)	四国電力エリア	(略)	
九州電力エリア	(略)	九州電力エリア	(略)	
2 料金メニューと契約種別 (略)		2 料金メニューと契約種別 (略)		変更
料金メニュー	契約種別	料金メニュー	契約種別	
電源連動型再エネメニュー	電源連動型再エネメニュー(従量電灯) 電源連動型再エネメニュー(低圧電力)	電源連動型メニュー	電源連動型メニュー(従量電灯) 電源連動型メニュー(低圧電力)	
標準メニュー	(略)	標準メニュー	(略)	
スタンダードメニュー 他	(略)	スタンダードメニュー 他	(略)	
3 契約種別が、従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C、標準メニュー(従量電灯 A)、標準メニュー(従量電灯 B)、標準メニュー(従量電灯 C)または 電源連動型再エネメニュー(従量電灯) (1)～(3) (略) (4) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5(契約容量の算定方法)により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定 していただきます 。ただし、他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認 いたします 。 (5) 契約電力 契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより本契約を締結する場合、原則として、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定		3 契約種別が、従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C、標準メニュー(従量電灯 A)、標準メニュー(従量電灯 B)、標準メニュー(従量電灯 C)または 電源連動型メニュー(従量電灯) (1)～(3) (略) (4) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5(契約容量の算定方法)により算定された値とします。この場合、 お客さまは、契約主開閉器をあらかじめ設定するものとします 。ただし、他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認 するものとします 。 (5) 契約電力 契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより本契約を締結する場合、原則として、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定		変更
				変更
				変更

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>（6）（略）</p> <p>（7）料金</p> <p>基本料金、最低料金、電力量料金は、契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。</p> <p>料金は、契約種別ごとに本約款等で定めた金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <p>契約種別が「電源連動型再エネメニュー（従量電灯）」以外の場合、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）イに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）ロに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>契約種別が「電源連動型再エネメニュー（従量電灯）」の場合、別表2（燃料費等調整）II:1によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>イ、ロ（略）</p>	<p>格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、お客さまは、契約主開閉器をあらかじめ設定するものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認するものとします。</p> <p>（6）（略）</p> <p>（7）料金</p> <p>基本料金、最低料金、電力量料金は、契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。</p> <p>料金は、契約種別ごとに本約款等で定めた金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <p>契約種別が「電源連動型メニュー（従量電灯）」以外の場合、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）イに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）ロに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>契約種別が「電源連動型メニュー（従量電灯）」の場合、別表2（燃料費等調整）II:1によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>イ、ロ（略）</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
<p>別表3 契約種別および電気料金等</p> <p>4 契約種別が、低圧電力、標準メニュー（低圧電力）または電源連動型再エネメニュー（低圧電力）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）契約電力</p> <p>契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより本契約を締結する場合、原則として、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）料金</p> <p>基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。</p>	<p>別表3 契約種別および電気料金等</p> <p>4 契約種別が、低圧電力、標準メニュー（低圧電力）または電源連動型メニュー（低圧電力）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）契約電力</p> <p>契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより本契約を締結する場合、原則として、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、お客さまは、契約主開閉器をあらかじめ設定するものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認するものとします。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）料金</p> <p>基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

変更前 2025年1月1日実施 第1版	変更後 2026年4月1日実施	備考
<p>料金は、契約種別ごとに本約款等で定めた金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <p>契約種別が「電源連動型再エネメニュー（低圧電力）」以外の場合、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）イに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）ロに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>契約種別が「電源連動型再エネメニュー（低圧電力）」の場合、別表2（燃料費等調整）II:1によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>イ、ロ（略）</p>	<p>料金は、契約種別ごとに本約款等で定めた金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p> <p>契約種別が「電源連動型メニュー（低圧電力）」以外の場合、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）イに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）ロに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>契約種別が「電源連動型メニュー（低圧電力）」の場合、別表2（燃料費等調整）II:1によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。</p> <p>イ、ロ（略）</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>別表4 解約手数料</p> <p>2 第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）1に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本電気需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1の規定によらず、当社は解約手数料を申し受けません。</p> <p>3 1に基づく解約手数料は、当社からお客さまへ請求する最終の電気料金等とともにお支払いいただくものとします。</p>	<p>別表4 解約手数料</p> <p>2 第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第1項に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本電気需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1の規定によらず、当社は解約手数料を申し受けません。</p> <p>3 1に基づく解約手数料は、お客さまが、当社からお客さまへ請求する最終の電気料金等とともに支払うものとします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

以上

エネルギーエージェントサービス

電気需給約款

(高圧・特別高圧)

2026年4月1日実施

株式会社エナリス

目次

第1条	適用	1
第2条	電気需給約款等の変更	1
第3条	用語の定義	2
第4条	単位および端数処理	3
第5条	計量に関する取扱い	3
第6条	電気需給契約の成立	4
第7条	契約期間	4
第8条	常時供給電力	4
第9条	予備電力	5
第10条	自家発補給電力	6
第11条	契約超過金	7
第12条	料金の算定および支払等	8
第13条	保証金	9
第14条	適正契約の保持	9
第15条	お客さまの協力	9
第16条	供給の停止	12
第17条	給電指令の際の措置	13
第18条	契約の変更または解約	13
第19条	工事費等の負担	15
第20条	損害賠償等	16
第21条	不可抗力	16
第22条	契約解除	17
第23条	守秘義務	17
第24条	契約終了後の取扱い	18
第25条	反社会的勢力の排除	18
第26条	準拠法	18
第27条	管轄裁判所	18
附則		19
別表	再生可能エネルギー発電促進賦課金	20

エネルギーエージェントサービス 電気需給約款

第1条 適用

- 1 この電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所において当社に対して電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）の申込みをしたお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
なお、本約款および本電気需給契約（以下あわせて「本契約」といいます。）に定めのないものについては、当社は関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に従うものとします。
- 2 お客さまおよび当社は、本契約に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。
- 3 電気料金その他の供給条件は、当社が別に定める各契約種別の電気料金単価表、各排出係数メニューの電気料金単価表および供給条件表、予備電力電気料金単価表、自家発補給電気料金単価表ならびに燃料費等調整額の算定方法（以下これらを総称して「料金表」といいます。）に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。

第2条 電気需給約款等の変更

- 1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款、料金表および料金単価を変更することがあります。
なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件（以下「本約款等」といいます。）を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。
- 2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 3 前項にかかわらず、本約款の変更等が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾するものとします。

- 4 本契約締結後、消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の税率が変更された場合には、お客さまは、当社に対し、変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。

第3条 用語の定義

以下の用語は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 契約電力
お客さまが契約上使用できる最大電力 (kW) をいいます。
- (4) 常時供給電力
お客さまに常時供給する電気をいいます。
- (5) 予備電力
お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により電気の供給を受ける以下の場合をいいます。
 - イ 予備線
常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
 - ロ 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
- (6) 自家発補給電力
当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修または事故による不足電力の補給に当てるために、当社が供給する電気をいいます。
- (7) 臨時電力
当社からの供給開始日または契約電力増加日から解約日または契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。
- (8) 夏季
毎年7月1日から9月30日までをいいます。
- (9) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。
- (10) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。
- (12) 燃料費等調整額
燃料費等の変動を電気料金に反映させるための制度または当社の電源調達費用に基づいて「燃料費等調整額の算定方法」に記載の方法により算出された値をいいます。
- (13) 需要場所
本電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定め、当社から供給された電気をお客さまが使用される区域をいい、原則として以下のとおり取り扱

います。

イ 1構内または1建物を1需要場所とします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝およびその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる構造物をいいます。

ロ 前号にかかわらず、隣接する複数の構内等の場合で、当該一般送配電事業者が1需要場所と認める場合、当社は、当該使用区域を1需要場所とします。

(14) 供給地点

当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいい、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。

(15) 計量日

需要場所ごとに当該一般送配電事業者が定める計量日をいいます。

(16) 力率

その月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。

(17) 最大需要電力

お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値(kW)をいいます。ただし、自家発供給電力に係る最大需要電力は除きます。

(18) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量をいいます。

(19) 供給開始日

当社が、当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約（当社がお客さまに電気を供給するために必要となる、当社が当該一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいい、以下同様とします。）に基づき、お客さまへ電気の供給を開始する日をいいます。

(20) 給電指令

お客さまの電気の使用について、当該一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりとします。

- 1 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット(1kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、第8条（常時供給電力）第1項第1号を適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットとします。
- 2 使用電力量の単位は1キロワット時(1kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- 3 力率の単位は1パーセント(1%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- 4 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 計量に関する取扱い

1 計量方法・計量主体

お客さまが使用された電力量、最大需要電力および力率は、当該一般送配電事業者によって設置された計量器（以下「計量器」といいます。）により計量された値とし、

電力量は30分ごとに計測します。なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、託送約款等の定めるところにより、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値とします。

2 計量不能の措置

計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合には、託送約款等の定めるところにより、お客さまおよび当該一般送配電事業者との協議により決定した値とします。

3 計量法に基づく検定有効期間満了後の措置

お客さままたは当該一般送配電事業者の都合により計量法に基づく検定有効期間満了までに計量器を取り替えられない場合、お客さまが使用された電力量、最大需要電力および力率は、原則としてお客さまおよび当該一般送配電事業者との協議により決定した値とします。

第6条 電気需給契約の成立

1 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、お客さまは、あらかじめ本約款、料金表および託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込みを行うものとします。

2 本電気需給契約は、前項によるお客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は利用申込みを承諾しないか、または承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。

- (1) お客さまが電気料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (2) お客さまが申込み時に当社に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合
- (3) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でない判断した場合

3 電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。

第7条 契約期間

1 本契約の契約期間は、本電気需給契約に定めるものとします。ただし、契約期間満了の3か月前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面（電磁的方法を含み、以下同様とします。）による意思表示がなされない場合には、本電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で自動継続されるものとします。

2 前項但書に基づき契約期間が更新される場合、お客さまに対する供給条件の説明および契約更新前の書面の交付については、当社が適切と判断した方法により行い、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて、あらかじめ承諾するものとします。

第8条 常時供給電力

1 契約電力

常時供給電力の契約電力は、以下によって定めます。

- (1) 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合（以下「実量制のお客さま」といいます。）。
各月の契約電力は、以下の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合、当社からの供給開始日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか最大の値とします。

ロ 受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む1月の次の月以降12月の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合の契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

(2) 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合（以下「協議制のお客さま」といいます。）。

需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、1需要場所について当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。

2 料金

常時供給電力の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力は本電気需給契約に定めるものとし、基本料金単価および電力量料金単価は各契約種別の料金表に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力、その基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

(2) 電力量料金

電力量料金は、当該1月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

第9条 予備電力

1 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

2 料金

予備電力の1月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電

力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3%の損失率で修正したものとします。なお、契約電力は本電気需給契約に定めるものとし、基本料金単価は予備電力電気料金単価表に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

(2) 電力量料金

電力量料金は、当該1月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給電力の電力量料金とあわせて算定します。

第10条 自家発補給電力

1 契約電力

自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。

2 料金

自家発補給電力の1月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力は本電気需給契約に定めるものとし、基本料金単価、不使用月係数および電力量料金単価は自家発補給電力電気料金単価表に定めるものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力、その基本料金単価および不使用月係数から以下の算式により算定される金額とします。

イ 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

ロ 自家発補給電力不使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{不使用月係数} (\%)$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の基本料金は、前月における自家発補給電力の供給とみなして算定します。

(2) 電力量料金

電力量料金は、当該1月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。なお、電力量料金は常時供給電力の電力量料金とあわせて算定します。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

3 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまは、毎年度当初にあらかじめ発電設備の定期検査・定期補修の実施時期を定め、当社へ書面により通知するものとします。その実施時期に変更がある場合には、実施の1月前までに当社に通知するものとします。

なお、当社または当該一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議のうえ、実施時期を変更する場合があります。

4 自家発補給電力の使用

(1) 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻を予め当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむをえない場合には、使用開始後、速やかに当社に通知するものとします。

(2) 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大需要電力が前11月の最大需要電力以下の場合は、それぞれ、前号にかかわらず、自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。

5 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

6 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力使用対象月の30分ごとの使用電力量の全体の実績値から常時供給電力の契約電力の二分の一の値を差し引いた値の合計値とします。

7 その他

(1) お客さまは当社の求めにより、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出するものとします。

(2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象としないものとします。

第11条 契約超過金

- 1 お客さまが常時供給電力または自家発補給電力の契約電力を超えて電気（常時供給電力または自家発補給電力）を使用された場合には、お客さまは、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれについて以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に支払うものとします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \\ \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \times 1.5$$

- 2 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、当該月の料金とあわせて支払うものとします。

第12条 料金の算定および支払等

1 支払義務

お客様の料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求を行います。

2 電気料金

電気料金は、第8条（常時供給電力）、第9条（予備電力）、第10条（自家発補給電力）および第11条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものとし、

3 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、計量期間の途中で電気の供給を開始または本契約が終了した場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とし、当該算定期間を1月とします。なお、終了日の属する月の算定期間は、当該一般送配電事業者から提供される情報によって異なる場合があります。

4 日割計算

当社は、前項に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

(1) 基本料金は、以下の算式により算定します。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ 月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{当該月の計量期間の日数})$$

上記の算定式に適用する日割対象日数には、本契約の電気の供給開始日および終了日を含みます。なお、終了日とは本契約に従って当社がお客様に電気を供給する最終日とします。

(2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。

5 支払方法

お客様は、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。）については、毎月、原則として口座振替または当社が指定する金融機関への振込みにより支払うものとし、なお、振込みにより支払いを行う場合には、その振込手数料はお客様の負担とします。

6 請求書の発行等

(1) 当社は電気料金等に係る請求書を、原則として、計量期間の終了日を含む月の翌月の第1営業日から起算して第6営業日までに発行します。なお、当社は、当社が運営するウェブサイトを通じて開示するものとし、当該開示をもって、お客様への請求を行ったものとし、

(2) お客様から申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行します。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した金額を電気料金等とともに支払うものとし、

発行手数料 (各1通につき)	請求書	200円(税別)
	領収書	400円(税別)

7 支払期日

お客様の電気料金等の支払期日は、請求書の発行月の23日とします。ただし、同日が金融機関の休業日にあたる場合で、口座振替にてお支払の場合は翌営業日、振込みにてお支払の場合は前営業日を支払期日とします。なお、本項の規定によらない支払条件の場合は、本契約その他の定めによります。

8 支払遅延の際の措置

支払の義務を有するお客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10%（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払うものとしします。なお、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。

9 支払過誤の場合の措置

当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その過不足金額について遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として、お知らせした翌月の電気料金等の請求においてこれを精算するものとしします。

10 その他

電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払うものとしします。なお、この場合の振込手数料はお客さまの負担としします。

第 13 条 保証金

- 1 当社は、お客さまから、供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、供給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。
- 2 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までとしします。
- 3 当社は、本契約が終了した場合または支払期日を経過してもなお電気料金の全部または一部が支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- 4 当社は、第 2 項に定める保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、お客さまに対して保証金をお返ししします。ただし、前項により保証金をお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返ししします。
- 5 当社は、保証金について利息を付しません。

第 14 条 適正契約の保持

当社が、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、お客さまは、当社から求められた内容に従い、速やかに契約を適正なものに変更するものとしします。

第 15 条 お客さまの協力

1 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85%以上に保持するものとしします。
- (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉を求められるものとし、お客さまは、当社の求めに応じて進相用コンデンサの開閉を行うものとしします。なお、この場合において進相用コンデンサを開放したときの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めるものとしします。

2 立入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入ることができるものとします。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとします。

- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務
- (2) 第8項（保安等に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第16条（供給の停止）、第18条（契約の変更または解約）第3項および第22条（契約解除）に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

3 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまは、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとします。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他、前各号に準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、前号に準ずるものとします。
- (3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系するものとします。

4 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

5 施設場所の提供

以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、お客さまは、その場所を無償で提供するものとします。

- (1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みま

- す。) のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取り付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合
- 6 お客さまの電気工作物の使用
- 以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。
- (1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- (2) お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- (3) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の付帯設備
- イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
- ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
- ハ その他イまたはロに準ずる設備
- (4) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置または変成器の二次配線等
- (5) 当該一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物
- 7 調査および調査に対するお客さまの協力等
- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまに電気工作物の配線図の提示を求めることができるものとし、お客さまはこの求めがあった場合、配線図の提示を承諾するものとします。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、お客さまは速やかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。
- 8 保安等に対するお客さまの協力
- (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者速やかにその旨を通知するものとします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影

響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、お客さまはあらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、お客さまは速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまはその内容を変更するものとします。
 - (3) 供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、必要に応じて、お客さまは当該一般送配電事業者と協議するものとします。
 - (4) 供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。
- 9 一般送配電事業者との協議
- お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をするものとします。
- 10 無停電電源装置の設置等
- お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまは無停電電源装置の設置等必要な措置を講ずるものとします。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、お客さまはその容量を明らかにするものとし、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとします。
- 11 需要情報の通知
- 当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供を求めることができるものとします。この場合、お客さまは、必要な情報の提供を行うものとします。

第16条 供給の停止

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) お客さまが需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3) 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- 2 以下のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 第15条（お客さまの協力）第2項に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - (4) 第15条（お客さまの協力）第3項に反して、必要な措置を講じない場合
- 3 前項各号の場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- 4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処

置が行われます。なお、この場合には、お客さまは協力するものとします。

- 5 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由と事実を解消したときは、当該一般送配電事業者により、速やかに電気の供給が再開されます。

第17条 給電指令の際の措置

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により供給時間中にお客さまの電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用が制限されることがあります。
- (1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (2) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (3) 非常変災の場合
 - (4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- 2 前項の場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第18条 契約の変更または解約

- 1 電気需給契約の撤回
- (1) お客さまが当社へ本電気需給契約の申込み後、供給開始に至る前にお客さまの都合により申込みを撤回される場合は、お客さまはその旨を当社に通知するものとします。この場合、当社は、お客さまから以下の算式により算定される金額を申し受けます。また、当該一般送配電事業者から接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、お客さまは、その工事費等負担金相当額を当社に支払うものとします。

$\text{申込み時の契約電力} \times \text{申込み時にお客さまが合意した基本料金単価} \times 1 \text{月}$

なお、この算定にあたっては、第8条（常時供給電力）第2項第1号に定めるまったく電気を使用しない月の場合の半額割引および力率割引または割増しは適用しません。

- 2 電気需給契約の変更
- (1) 本電気需給契約の変更（本項第2号の契約電力の変更の場合を除く。）がある場合、変更手続きについては、第6条（電気需給契約の成立）の規定に準ずるものとします。また、当該変更した場合、契約期間は変更日から本電気需給契約に定める日までとします。
 - (2) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力変更の根拠資料を提出するものとします。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。本契約締結後、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。また、協議制のお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまは速やかに電気使用状況を提出するものとします。該当月以前の電気の使用状況を勘案し、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月以降の契約電力を、当該最大需要電力を下回らない値に変更できるものとします。

- (3) 前号による契約電力の減少が供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは、供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき、臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき、お客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を精算金として別途当社に支払うものとします。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の減少分と、それ以外の部分との比で按分した値とします。なお、臨時電力料金単価は第8条（常時供給電力）第2項、第9条（予備電力）第2項および第10条（自家発供給電力）第2項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。
- (4) 契約電力の変更は、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力を変更した場合を除き、1月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。なお、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力を変更した場合の電気料金の算定においては、当該変更後に到来する次の計量日から変更後の契約電力が適用されるものとします。また、お客さまが受電設備の変更後、電気使用状況により契約電力の変更日を指定する場合は、本項第2号の契約電力変更の根拠資料を提出のうえ、契約電力変更日についてお客さまおよび当社で協議し決定するものとします。
- (5) 本項において、実量制のお客さまにおける契約電力増加とは、受電設備の変更に伴う契約電力の増加とします。
- (6) お客さまが契約種別または排出係数メニューの変更を希望する場合には、原則として変更希望日の3か月前までに当社に当社指定の申込書面を提出するものとします。契約種別または排出係数メニューを変更した場合の契約期間は、新契約種別または新排出係数メニューの適用開始日からお客さまに通知する書面に定める日までとします。
- (7) 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気もしくは非化石価値の調達環境または発電費用等に変動があった場合、燃料費等調整額の算定方法に変更が生じた場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合、本電気需給契約期間中であっても、本電気需給契約における料金単価を変更することができるものとします。
- (8) 前号の規定にかかわらず、契約種別が「電源連動型メニュー」の場合、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の計量日から翌年4月の計量日前日まで新たな料金単価を適用するものとします（以下「定期改定」といいます。）。
- (9) 当社は、前2号の規定に基づき料金単価を改定する場合、以下のイからホに従い、その手続きを行うものとします。
- イ 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面にてお客さまに通知します。ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日（4月の計量日）を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。
- ロ 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は、新料金単価適用開始日からイのお客さまに通知する書面に定める日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価の変更による契約期間の変更はありません。
- ハ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第3項第2号にかかわらず、当該

中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。

ニ 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

ホ 定期改定の場合を除いて、新料金単価適用開始日から1年未満の期間内において、第3項第1号による中途解約が発生した場合であっても、お客さまは、第3項第2号にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。

3 契約の解約

(1) お客さままたは当社が本契約を解約する場合には、希望日の3か月前までに相手方にその旨を当社指定の書面にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た日から3か月後に到来する最初の計量日の前日を解約日として本契約を解約できるものとします。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から3か月後に到来する最初の計量日の前日以外の適当な日を解約日とすることができます。

(2) お客さまからの申出による前号の解約が、供給開始日、契約電力増加日または第2項第1号による変更日から1年未満の期間内となる場合、当社は、供給開始日、契約電力増加日または第2項第1号による変更日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を、精算金としてお客さまに請求することができます。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値とします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第12条（料金の算定および支払等）第4項に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第8条（常時供給電力）第2項、第9条（予備電力）第2項および第10条（自家発補給電力）第2項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。

(3) お客さまが、閉店等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合は、前号の規定で算定される料金を申し受けないものとします。

(4) 当社は、原則として、第1号により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、お客さまは必要に応じて協力するものとします。

(5) 本項において、実量制のお客さまにおける契約電力増加とは、受電設備の変更に伴う契約電力の増加とします。

第19条 工事費等の負担

以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客さまは工事費等を負担するものとします。

なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。

(1) 供給開始に伴う工事費負担金等相当額

本契約に基づく供給開始に当たって、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合

(2) 契約変更に伴う工事費負担金等相当額

お客さまの契約電力等の変更により、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

(3) 設備の位置変更に伴う工事費負担金等相当額

お客さまが当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等について当社を通じて当該一般送配電事業者へ依頼し、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

- (4) 契約電力変更後に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費負担金等相当額

お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で本契約を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合

- (5) その他

その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合

第20条 損害賠償等

1 損害賠償

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって、当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6か月以内で当社により決定された期間となります。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さまは、当社に対し、その賠償に要する金額を支払うものとします。

2 損害賠償の免責

- (1) 当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 第17条（給電指令の際の措置）第1項によって電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 第16条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、または第18条（契約の変更または解約）第3項もしくは第22条（契約解除）によってお客さまが本契約を解約もしくは解除された場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 第1号の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (6) 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、お客さまが受けた特別損害および間接損害（お客さまの逸失利益を含みます。）については、その責めを負いません。

第21条 不可抗力

1 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- (1) 地震等の天災が起きた場合

- (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が起きた場合
- 2 不可抗力による解約
 - (1) 前項で定める不可抗力を原因として本契約の履行が出来ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。
 - (2) 本項の解約に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。

第22条 契約解除

- 1 お客さまおよび当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約の一部または全部を解除することができます。なお、当社が本契約を解除する場合には、本契約解除日の15日前までにその旨をお客さまに対して書面にて通知します。
 - (1) 本契約の不履行の場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合
 - (3) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合
 - (5) 合併によらずに解散した場合
 - (6) お客さまが電気料金等の全部または一部を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - (7) お客さまが本契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - (8) その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、本契約の履行が困難になると客観的に認められる場合
 - (9) お客さまが第16条（供給の停止）によって、電気の供給を停止することが明らかになった場合
- 2 前項における当社からの契約解除の通知方法は、原則として、当社からお客さまの登録住所へ当該書面を郵送することによるものとし、万が一お客さまのご都合で当該書面を受領しなかった場合でも、当該書面が当該住所宛に配達されたことをもって解除通知がなされたものとみなします。
- 3 第1項に掲げる場合のいずれかに該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、
- 4 お客さまが、第18条（契約の変更または解約）第3項による本契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかな場合には、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本契約は消滅するものとし、

第23条 守秘義務

当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。

- (1) 法令上の根拠、公的機関からの正当な権限または目的による開示請求がある場合
- (2) 当社が、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、媒介者等に対し情報開示が必要である場合
- (3) 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し

必要な範囲内で情報開示する場合。なお、この場合において、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守させるものとします。

第24条 契約終了後の取扱い

本契約は、契約期間満了、解約または解除により終了します。ただし、本契約に基づく料金の支払義務その他の債権債務および第23条（守秘義務）に関する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第25条 反社会的勢力の排除

- 1 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
 - (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合
- 2 当社およびお客さまは、前項各号に基づく解除により、解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第26条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第27条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本約款の実施期日
本約款は、2026年4月1日から実施します。

- 2 本約款の実施に伴う切替措置
本約款の実施日より前の本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまについては、以下に規定する切替措置を実施します。
 - (1) 本約款の実施日を含む電気料金の算定期間における電気料金の算定に当たっては、変更後の本約款を適用します。
 - (2) 本約款の実施日において、本契約に基づく料金の支払義務その他債務は、本約款の実施日より前の本契約に基づく料金の支払義務その他債務を含みます。

別表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。
- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用します。
- 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量
 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その1月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項に定めるその1月の使用電力量に第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- 5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置
 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまが当社にその旨を申し出た場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項にかかわらず、前項によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

燃料費等調整額の算定方法

(高圧・特別高圧 全エリア共通)

2026年4月1日実施

株式会社エナリス

I：用語の定義

以下の用語は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」において、それぞれ以下の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(2) HH 価格

New York Mercantile Exchange の Henry Hub natural gas futures における、当該月の1か月前における第3最終営業日の1MMBtu当たりの settlement price をいいます。

(3) 平均為替レート

貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨1ドルに対する日本国通貨(円)の換算値(以下「ドル換算レート」といいます。)をもとに、月次に算定した値とします。

(4) 平均為替レート算定期間

貿易統計におけるドル換算レートの算出方法に基づき、平均為替レートを算定する場合の期間をいいます。

(5) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間をいいます。

(6) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)が行う翌日取引(JEPXの取引規定に定める翌日取引をいいます。)における商品ごとの売買取引における価格(売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限り)をいいます。

(7) 平均市場価格算定期間

スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間をいいます。

(8) エリア

お客さまの需要場所を管轄する一般送配電事業者ごとに託送供給等約款で定める供給区域をいいます。

II：契約種別が「電源連動型メニュー」の場合

1. 燃料費等調整額の算定

各エリアの燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D₁、D₂、X、α、β、β'、γ、γ'、δ₁、δ₂の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D ₁ 、D ₂ 、Xの説明
A : 1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格
B : 1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格 B' : 1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格
C : 1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格 C' : 1トン当たりの3か月前の平均石炭価格
D ₁ : 1キロワット時当たりの前々月の24時間平均スポット市場価格 D ₂ : 1キロワット時当たりの前々月の昼間平均スポット市場価格
X : 調達電源の基準値の加重平均

α、β、β'、γ、γ'、δ ₁ 、δ ₂ の説明
α : 当該月において、Aに依存する割合
β : 当該月において、Bに依存する割合 β' : 当該月において、B'に依存する割合
γ : 当該月において、Cに依存する割合 γ' : 当該月において、C'に依存する割合
δ ₁ : 当該月において、D ₁ に依存する割合 δ ₂ : 当該月において、D ₂ に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

Ⅲ：契約種別が「標準メニュー」の場合

各エリアで定める燃料費等調整単価は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」の実施日以降の計量期間の始期より適用します。なお、繰上検針の場合は実施日を含む計量期間の始期から適用し、分散検針の場合は実施日以降の初回の計量日から適用します。

1 北海道エリアの場合

1.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

1.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これ

によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、北海道電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.223
	高圧で供給を受ける場合	0.229

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

1.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1厘
	高圧で供給を受ける場合	1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000円とします。

1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第1.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

2 東北エリアの場合

2.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0202$

$\beta = 0.2699$

$\gamma = 0.8714$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

2.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における
スポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	12 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	12 銭 9 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{ 円 } 51 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

2.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

2.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

2.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量 期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量 期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量 期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量 期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量 期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量 期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量 期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期 間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期 間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期 間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期 間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年 となる場合は、翌年の 2 月 29 日	翌年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期 間等

までの期間)		
--------	--	--

2.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第2.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

3 東京エリアの場合

3.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1173$

$\beta = 0.0643$

$\gamma = 1.1607$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 1 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 4 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 35,600 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

3.2 市場価格調整単価の算定

(1) 時間帯区分

市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。
なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

(4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{円} 60 \text{銭}) \times (3) \text{の基準市場単価}$$

3.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

3.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年5月1日から 5月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 6月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 7月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年11月1日から 11月30日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等

翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年4月1日から 4月30日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 5月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 6月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 7月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年11月1日から 11月30日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
翌年の2月1日から2月28 日までの期間(翌年が閏年 となる場合は、翌年の2月 29日までの期間)	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

3.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の時間帯別の使用電力量に第3.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

4 中部エリアの場合

4.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.2845$

$\beta = 0.3302$

$\gamma = 0.3571$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 1 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 2 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

4.2 HH 価格調整単価の算定

(1) 基準 HH 単価

基準 HH 単価は、HH 価格が 2.867 ドル変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	23 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	23 銭 6 厘

(2) 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147.60 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	45 銭 2 厘
	高圧で供給を受ける場合	45 銭 8 厘

(3) 基準 HH・輸送関連単価

基準 HH・輸送関連単価は、(1) の基準 HH 単価および (2) の基準輸送関連単価の合計値とします。

(4) HH 価格調整単価

HH 価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、HH 価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{HH 価格調整単価} = \left((1) \text{の基準 HH 単価} \times \frac{\text{HH 価格}}{2.867} + (2) \text{の基準輸送関連単価} \right) \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - (3) \text{の基準 HH} \cdot \text{輸送関連単価}$$

4.3 卸市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均

Y = 各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均および 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、上限値は以下のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.500

(3) 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、卸市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{卸市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 16 \text{ 銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

4.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{HH 価格調整単価} + \text{卸市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

4.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各 HH 価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよ

び各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、各算定期間および各HH価格に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 1月31日までの期間	毎年1月	毎年1月21日から 2月20日までの期間	その年の4月の料金に係る 計量期間等
毎年2月1日から 2月28日までの期間(閏 年となる場合は、2月29 日までの期間)	毎年2月	毎年2月21日から 3月20日までの期間	その年の5月の料金に係る 計量期間等
毎年3月1日から 3月31日までの期間	毎年3月	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る 計量期間等
毎年4月1日から 4月30日までの期間	毎年4月	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る 計量期間等
毎年5月1日から 5月31日までの期間	毎年5月	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る 計量期間等
毎年6月1日から 6月30日までの期間	毎年6月	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る 計量期間等
毎年7月1日から 7月31日までの期間	毎年7月	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係 る計量期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	毎年8月	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係 る計量期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	毎年9月	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係 る計量期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	毎年10月	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計 量期間等
毎年11月1日から 11月30日までの期間	毎年11月	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計 量期間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	毎年12月	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計 量期間等

4.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第4.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

5 北陸エリアの場合

5.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

5.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 9 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 5 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ロ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 29 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 29 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ハ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 5 円 00 銭以上、29 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とします。

5.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

5.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 24 日から 6 月 23 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 24 日から 7 月 23 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 24 日から 8 月 23 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 24 日から 9 月 23 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 24 日から 10 月 23 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 24 日から 11 月 23 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 24 日から 12 月 23 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年12月24日から 翌年の1月23日までの期 間	翌年の2月の料金に係る計量期間 等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月24日から 2月23日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間 等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の2月24日から 3月23日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間 等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期 間)	翌年の3月24日から 4月23日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間 等

5.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第5.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

6 関西エリアの場合

6.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0045$

$\beta = 0.1974$

$\gamma = 1.0532$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

6.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の8時から16時の平均値

$\delta = 0.9162$

$\varepsilon = 0.0838$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、調整係数の取扱いにおける年度とは、繰上検針の場合には4月分から翌年の3月分の料金までの期間を、分散検針の場合には5月分から翌年の4月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.499

(3) 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{円} 82 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

6.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等

毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年3月21日から 4月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

6.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第6.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

7 中国エリアの場合

7.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

7.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

$$Y = \text{各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値}$$

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.259
	高圧で供給を受ける場合	0.265

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 9 \text{ 円 } 45 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

7.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

7.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

7.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 7.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

8 四国エリアの場合

8.1 燃料費等調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0845$

$\beta = 0.0699$

$\gamma = 1.1962$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

8.2 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

8.3 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第8.1項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

9 九州エリアの場合

9.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

9.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、九州電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価 = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	27 銭 8 厘
	高圧で供給を受ける場合	28 銭 4 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 22 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	3 厘
	高圧で供給を受ける場合	3 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

9.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

9.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から	毎年 10 月 21 日から	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

10月31日までの期間	11月20日までの期間	
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

9.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第9.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

附則

1. 契約種別が「標準メニュー」および「東京エリア」の場合についての経過措置

【契約種別が標準メニューの場合】

東京エリアの場合

1.1 適用範囲

適用範囲は、この「燃料費等調整の算定方法」実施の際、現に変更前の「燃料費等調整額の算定（2025年4月1日実施 第1版）」を適用するものとされている場合、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用します。

1.2 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0030$

$\beta = 0.3489$

$\gamma = 0.7318$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18銭5厘
	高圧で供給を受ける場合	19銭0厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 49,800 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準燃料単価}}{1,000}$$

1.3 市場価格調整単価の算定

(1) 時間帯区分

市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

朝時間	平日(土曜日を含む)の午前8時から午後1時までの時間
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時までの時間
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後4時から午後10時までの時間
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜時間」とする。

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、上限値を超えない限りで年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、基準市場単価上限値は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘

(4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 64 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の基準市場単価}$$

1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等

毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期 間等

毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の時間帯別の使用電力量に第1.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

エネルギーエージェントサービス

電気需給約款

(低圧)

2026年4月1日実施

株式会社エナリス

目次

I 総則	1
第1条 適用	1
第2条 電気需給約款等の変更	1
第3条 用語の定義	2
第4条 単位および端数処理	3
第5条 実施細目等	3
II 契約の申込み	3
第6条 電気需給契約の申込み	3
第7条 電気需給契約の成立および契約期間	4
第8条 需要場所	4
第9条 電気需給契約の単位	4
第10条 供給の開始	4
第11条 供給の単位	4
III 契約種別および料金	5
第12条 契約種別および電気料金	5
IV 料金の算定および支払	5
第13条 料金の適用開始の時期	5
第14条 料金の算定期間	5
第15条 使用電力量の計量	5
第16条 料金の算定および日割り計算	6
第17条 料金の支払義務、支払方法および支払期日	6
第18条 保証金	7
V 使用および供給	7
第19条 適正契約の保持	7
第20条 お客さまの協力	8
第21条 供給の停止	10
第22条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	11
第23条 工事費等の負担	11
第24条 違約金	11
第25条 損害賠償の免責	12
第26条 設備の賠償	12
第27条 不可抗力	12
VI 契約の変更および終了	12
第28条 電気需給契約の変更	13
第29条 名義変更	13
第30条 お客さまによる電気需給契約の解約	13
第31条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算	13
第32条 当社による電気需給契約の解約等	14
第33条 当社による料金単価および契約種別の変更	14

第34条	契約終了後の債権債務	15
VII	その他	15
第35条	守秘義務	15
第36条	反社会的勢力の排除	16
第37条	準拠法	16
第38条	管轄裁判所	16
附則		17
別表1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	18
別表2	燃料費等調整	19
別表3	契約種別および電気料金等	24
別表4	解約手数料	30

I 総則

第1条 適用

- 1 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）によります。なお、本約款に定めのないものについては、当社は関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に従います。
- 2 お客さまおよび当社は、本約款その他の当社とお客さまが電気需給契約の内容とすることに別途合意した事項（以下併せて「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。
- 3 電気料金その他の条件は、当社が別に定める各契約種別の電気料金単価表ならびに各排出係数メニューの電気料金単価表および供給条件表（以下これらを総称して「料金表」といいます。）に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。

第2条 電気需給約款等の変更

- 1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等調整額の算定に変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金表を変更することがあります。

なお、当社は、本約款、料金表その他の本契約に係る条件（以下「本約款等」といいます。）を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」と総称します。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。
- 2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 3 前項にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾するものとします。
- 4 本契約締結後、消費税法および地方消費税法の改正により、消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の税率が変更された場合には、お客さまは、当社に対し、変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。

第3条 用語の定義

以下の用語は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みません。）をいいます。
- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において、単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の利用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 供給地点
当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
- (6) 供給地点特定番号
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (7) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (8) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまが使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (9) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
- (10) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (11) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (12) 契約電力等
契約電流、契約容量、契約電力を総称したものをいいます。
- (13) 最大需要電力
お客さまに対する供給電力の最大値をいいます。
- (14) 使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量をいいます。
- (15) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。
- (17) 燃料費等調整額
燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度または当社の電源調達費用に基づいて別表 2（燃料費等調整）に記載の方法により算出された値をいいます。

- (18) 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。
- (19) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間をいい、詳細は別表2（燃料費等調整）の定めによります。
- (20) 夏季
毎年7月1日から9月30日までをいいます。
- (21) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。
- (22) 料金メニュー
当社が本約款で提供する電力小売サービスを商品内容（燃料費等調整額の算定方法などの違い）に応じて分類したものをいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において使用する単位、端数処理は以下のとおりとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 実施細目等

本約款の実施上必要な細目事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議していただく場合があります。

II 契約の申込み

第6条 電気需給契約の申込み

- 1 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、お客さまは、あらかじめ本約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込みを行うものとします。
- 2 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、お客さまは、1年間を通じての最大の負荷を基準として当社に申し出るものとします。この場合、当社は、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を求めることができるものとし、お客さまは、当該使用計画を書面（電磁的方法を含み、以下同様とします。）により提出するものとします。
- 3 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講ずるものとします。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにした上で、保安用の発電設備の

設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまにおいて講ずるものとします。

第7条 電気需給契約の成立および契約期間

- 1 電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）は、第6条（電気需給契約の申込み）第1項によるお客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は利用申込みを承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。
 - （1）お客さまが電気料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - （2）お客さまが申込み時に当社に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合
 - （3）その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
- 2 契約期間は、以下によります。
 - （1）契約期間は、電気需給開始日から本約款の規定に基づき、本電気需給契約が解約・解除される日までとします。ただし、当社は本電気需給契約を終了する場合、契約終了の3か月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、本電気需給契約を終了することがあります。
 - （2）前号にかかわらず、当社とお客さまとの契約成立以前に、お客さまがいずれの事業者とも契約関係がない状態で需要場所にて電気の使用を開始していた場合、その使用を開始した日を契約成立および需給開始の日として取り扱います。
- 3 お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。

第8条 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

第9条 電気需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して本電気需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除きます。

第10条 供給の開始

- 1 当社は、お客さまの本電気需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給します。
- 2 需給開始日は、以下のとおりとします。
 - （1）需給開始日は、原則として、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等の開始日とします。
 - （2）第7条（電気需給契約の成立および契約期間）第2項第2号の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものとします。
- 3 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、当該一般送配電事業者側の事情等のやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給します。

第11条 供給の単位

当社は、次の各号の場合を除き、1需要場所につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給します。

- (1) 共同引込線（2以上の需要場所に対して1引込により電気を供給するための引込線を行います。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

Ⅲ 契約種別および料金

第12条 契約種別および電気料金

契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、本契約で個別に定める事項、別表3（契約種別および電気料金等）および料金表に定めるところによります。

Ⅳ 料金の算定および支払

第13条 料金の適用開始の時期

料金は、第10条（供給の開始）に基づき定められる需給開始日から適用します。

第14条 料金の算定期間

- 1 電気料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」と総称します。）とします。ただし、計量期間等の途中で電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の料金の算定期間は、需給開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または終了日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間とします。なお、終了日の属する月の算定期間は、当該一般送配電事業者から提供される情報によって異なる場合があります。
- 2 前項における計量期間、検針期間および検針期間等とは、それぞれ以下の意味で使用します。
 - (1) 計量期間とは、当社があらかじめお客さまに対して、計量日（当該一般送配電事業者があらかじめ定めた日であり、かつ、当該一般送配電事業者が設置した記録型計量器に電力量等が記録される日をいいます。）をお知らせした場合における前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいいます。
 - (2) 検針期間とは、前月の検針日（当該一般送配電事業者があらかじめ定めた日であり、かつ、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までの期間をいいます。
 - (3) 検針期間等とは、当該一般送配電事業者の託送約款等の規定によって記録型計量器以外の計量器で計量される場合に適用されるもので、前月の検針日から当月の検針日前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、第1号によるものとします。）をいいます。

第15条 使用電力量の計量

- 1 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量とします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とします。
- 2 計量器の故障等によって、使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまおよび当該一般送配電事業者との協議によって定めます。
- 3 当社は、当該一般送配電事業者より受領した検針または計量の結果を、原則として、料金の請求書に明示する等当社所定の方法によりお客さまにお知らせします。

第16条 料金の算定および日割り計算

- 1 料金は、計量期間等の中で電気の供給を開始または本電気需給契約が終了する場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
- 2 料金は、計量期間等の中で電気の供給を開始または本電気需給契約が終了する場合、次の各号により料金を算定します。
 - (1) 基本料金または最低料金は、別表3(契約種別および電気料金等)第6項により日割計算をします。
 - (2) 電力量料金は、算定期間の使用電力量に応じて、別表3(契約種別および電気料金等)第6項により日割計算をします。
 - (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、算定期間の使用電力量により算定します。
 - (4) 前各号による算定が困難な場合は、当社は任意に算定できるものとします。
- 3 前項により日割計算をするとき、日割対象日数には、本電気需給契約の需給開始日および終了日を含みます。なお、終了日とは本電気需給契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日とします。

第17条 料金の支払義務、支払方法および支払期日

- 1 お客さまの料金の支払義務は、以下によります。
 - (1) 当該一般送配電事業者から検針または計量の結果（以下「検針の結果等」といいます。）を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求を行います。ただし、検針日または計量日に検針または計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日とします。
 - (2) 本契約が終了した場合は、当社が本契約の終了日以降に検針の結果等を受領した日とします。
- 2 当社は、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。）に係る請求書を、原則として、計量期間等の終了日を含む月の翌月の第1営業日から起算して第6営業日まで発行します。なお、当社は、当社が運営するウェブサイトを通じてお客さまに開示するものとし、当該開示をもって、お客さまへの請求を行ったものとします。
- 3 電気料金等の支払方法は、毎月、原則として、当社が指定する以下の方法によります。
 - (1) 口座振替（お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金等を振り替える方法をいいます。）
この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出るものとします。
 - (2) 振込み（お客さまが、電気料金等を当社が指定した金融機関を通じて払込みにより支払う方法をいいます。）
なお、この場合に振込手数料が発生する場合は、お客さまの負担とします。
- 4 お客さまが電気料金等を前項により支払われる場合、以下のときに当社に対する支払がなされたものとします。
 - (1) 前項第1号により支払われる場合は、電気料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - (2) 前項第2号により支払われる場合は、電気料金等が当社の指定した金融機関に払い込まれたとき。
- 5 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払うものとします。なお、この場合の振込手数料はお客さまの負担とします。

- 6 お客さまから申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行します。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した額を電気料金等とともに支払うものとします。

発行手数料 (各1通につき)	請求書	200円(税別)
	領収書	400円(税別)

- 7 お客さまの電気料金等の支払期日は、請求書の発行月の23日とします。ただし、同日が金融機関の休業日にあたる場合で、口座振替にてお支払の場合は翌営業日、振込みにてお支払の場合は前営業日を支払期日とします。なお、本項の規定によらない支払条件の場合は、本契約その他の定めによります。
- 8 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の延滞利息をお客さまから申し受けます。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- 9 前項による延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払うものとします。
- 10 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、第8項の規定に加え、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。
- 11 当社は、お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その過不足金額について遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として、お知らせした翌月の電気料金等の請求においてこれを精算するものとします。

第18条 保証金

- 1 当社は、お客さまから、供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、供給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。
- 2 保証金の預かり期間は、本契約終了の日以降60日目の日までとします。
- 3 当社は、本契約が終了した場合、または支払期日を経過してもなお電気料金の全部または一部が支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- 4 当社は、第2項に定める保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、お客さまに対して保証金をお返しします。ただし、前項により保証金をお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返しします。
- 5 当社は、保証金について利息を付しません。

V 使用および供給

第19条 適正契約の保持

当社が、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、お客さまは、当社から求められた内容に従い、速やかに契約を適正なものに変更するものとします。

第20条 お客様の協力

1 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあっては、90%以上、それ以外の場合にあっては、85%以上に保持するものとします。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、お客さまは、お客さまの負担により取り付けるものとします。なお、その場合、お客さまは、それぞれの電気機器に取り付けるものとしますが、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにするものとします。

2 立入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が次の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入ることができるものとします。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りを承諾するものとします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。

- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務
- (2) 第8項（保安等に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第21条（供給の停止）、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第1項、第32条（当社による電気需給契約の解約等）、第33条（当社による料金単価および契約種別の変更）第3項および第4項に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

3 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまは、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとします。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他、前各号に準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、前号に準ずるものとします。
- (3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設

備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系するものとします。

4 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

5 施設場所の提供

以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、お客さまは、その場所を無償で提供するものとします。

- (1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

6 お客さまの電気工作物の使用

以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用するものとします。

- (1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- (2) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下のイからハの付帯設備
 - イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - ハ その他イまたはロに準ずる設備
- (3) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の二次配線等
- (4) 当該一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

7 調査および調査に対するお客さまの協力等

お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が法令に定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配電図を提示していただくことがあります。なお、お客さまのお求めに応じ、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員は、所定の証明書を提示します。

8 保安等に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者に速やかにその旨を通知するものとします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、お客さまはあらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、お客さまは速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。この場合、保安上特に必要があるときは、お客さまは当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更するものとします。
- (3) 供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。
- 9 一般送配電事業者との協議
 お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議するものとします。

第21条 供給の停止

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
- (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- (2) お客さまが需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (3) 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- 2 以下のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
- (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- (3) 第20条（お客さまの協力）第2項に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
- (4) 第20条（お客さまの協力）第3項第1号および第2号に反して、必要な措置を講じない場合
- (5) 第20条（お客さまの協力）第3項第3号に反して、お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
- (6) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- (7) お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
- 3 前項各号の場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- 4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合、お客さまは必要に応じて協力するものとします。
- 5 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由と事実を解消したときは、当該一般送配電事業者により速やかに電気の供給が再開されます。

第22条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。
 - (1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (2) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (3) 非常変災の場合
 - (4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- 2 前項の場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他の方法により、お客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第23条 工事費等の負担

以下のいずれかに該当する場合には、お客さまは工事費等を負担するものとします。なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。

- (1) 供給開始に伴う工事費負担金等相当額
本契約に基づく供給開始に当たって、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
- (2) 契約変更に伴う工事費負担金等相当額
お客さまの契約電力等の変更により、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- (3) 設備の変更に伴う工事費負担金等相当額
お客さまが当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等について当社を通じて当該一般送配電事業者へ依頼し、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- (4) 契約電力等の変更後に本契約を解約または契約電力等を再変更する場合の工事費負担金等相当額
お客さまの都合により一旦契約電力等を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で本契約を解約し、または更に変更した当該契約電力等を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- (5) 需給開始前に本契約を終了または変更する場合の工事費負担金等相当額
供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合により、需給開始に至らないで本契約を終了または変更する場合であって、当該一般送配電事業者から工事費等の費用（実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むものとします。）負担を求められた場合
- (6) その他
その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合

第24条 違約金

- 1 お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用したために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- 2 前項の免れた金額は、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正

な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。

- 3 第1項の不正に使用された期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間とします。

第25条 損害賠償の免責

- 1 当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 2 第22条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第1項によって当該一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 3 第21条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第32条（当社による電気需給契約の解約等）第1項各号に該当したことにより当社が本契約を解約した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 4 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 5 第1項の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 6 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、お客さまが受けた特別損害および間接損害（お客さまの逸失利益を含みます。）については、その責めを負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第26条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、お客さまは、当社に対し、その賠償に要する金額を支払うものとします。

第27条 不可抗力

- 1 不可抗力による免責
以下の各号に定める不可抗力が発生したことにより当社による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (1) 地震等の天災地変が起きた場合
 - (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が起きた場合
- 2 不可抗力による解約
 - (1) 前項で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行が出来ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の全部または一部を解約することができます。
 - (2) 本項の解約に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。

VI 契約の変更および終了

第28条 電気需給契約の変更

- 1 お客さまが電気の料金単価、契約種別（従量電灯における契約電流（アンペア）を除く）または契約種別に付帯する排出係数メニューの変更（お客さまの本電気需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合、変更手続きについては第6条（電気需給契約の申込み）の規定に準ずるものとします。また、当該変更した場合、契約期間は変更日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。
- 2 お客さまが契約電力等の増加または減少を希望する場合には、原則として、変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力等変更の根拠資料を提出するものとします。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。
- 3 前項に基づく契約電力等の変更は、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合を除き、1月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。なお、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合の電気料金の算定においては、当該変更後に到来する次の検針または計量日から変更後の契約電力等が適用されるものとします。

第29条 名義変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当該名義変更について当社は協議に応じるものとします。この場合には、お客さまは、あらかじめその旨を当社へ書面により申し出るものとします。

第30条 お客さまによる電気需給契約の解約

- 1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1か月前までに当社に対し当社指定の書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）するものとします。なお、お客さまが当社に解約通知せずして他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。
- 2 本電気需給契約は、第32条（当社による電気需給契約の解約等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。
 - (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日の1か月前の日の翌日以降に受けた場合は、当社が解約通知を受けた日から1か月後に本契約が終了するものとします。
 - (2) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を含みます。）により電気需給を終了させるための処置ができない場合は、本電気需給契約は電気需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
- 3 第1項に基づくお客さまからの申出により、電気需給開始日または第28条（電気需給契約の変更）第1項に基づく変更日以降1年目の日以内に本電気需給契約を終了する場合には、当社はお客さまに別表4（解約手数料）に定める解約手数料を請求するものとします。

第31条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算

- 1 お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年未満で本電気需給契約を解約、または契約電力等を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、お客さまはその精算金を支払うものとします。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りでは

ありません。

- 2 お客さまが、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本電気需給契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、お客さまはその精算金を支払うものとします。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第32条 当社による電気需給契約の解約等

- 1 お客さまおよび当社は、相手方が、次の各号のいずれかに該当する場合、本電気需給契約の一部または全部を解除することができます。なお、当社が本電気需給契約を解除する場合には、当社は解約日の15日前までにその旨をお客さまに書面にて通知します。
 - (1) 本契約の不履行の場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合
 - (3) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合
 - (5) 合併によらずに解散した場合
 - (6) お客さまが電気料金等の全部または一部を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - (7) お客さまが本契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - (8) その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、本電気需給契約の履行が困難になると客観的に認められる場合
 - (9) お客さまが第21条（供給の停止）によって、電気の供給を停止することが明らかになった場合
- 2 前項における当社からの契約解除の通知方法は、原則として、当社からお客さまの登録住所へ当該書面を郵送することによるものとし、万が一お客さまの都合で当該書面を受領しなかった場合でも、当該書面が当該住所宛に配達されたことをもって解除通知がなされたものとみなします。
- 3 第1項各号のいずれかに該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。
- 4 お客さまが、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第1項による本電気需給契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかなる場合には、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本電気需給契約は消滅するものとします。

第33条 当社による料金単価および契約種別の変更

- 1 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気もしくは非化石価値の調達環境または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、本電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、「電源連動型メニュー（従量電灯）」または「電源連動型メニュー（低圧電力）」の契約種別については、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の検針日または計量日から翌年4月の検針日前日または計量日前日まで新たな料金単価を適用します（以下「定期改定」といいます。）。
- 3 当社は、前2項の規定に基づき料金単価を改定する場合、次の各号に従い、その手続きを行うものとします。
 - (1) 当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面または当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。

- ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日（4月の検針日または計量日）を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。
- (2) 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は新料金単価適用開始日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価変更による契約期間の変更はありません。
 - (3) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第3項にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。
 - (4) 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。
 - (5) 定期改定の場合を除いて、新料金適用開始日から1年目の日以内に第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第1項による中途解約が発生した場合であっても、同条第3項にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。
- 4 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達費用、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、次の各号に従い、本電気需給契約における契約種別を変更することができます。
- (1) 当社は事前に新たに適用される契約種別と料金単価およびその適用開始日（以下「新契約種別適用開始日」といいます。）を書面または当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。
 - (2) 契約種別が変更される場合、契約期間は新契約種別適用開始日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。
 - (3) お客さまは、契約種別の変更を承諾しない場合は、新契約種別適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新契約種別適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第3項にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。
 - (4) 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは契約種別の変更を承諾したものとみなし、新契約種別適用開始日より契約種別の変更を適用します。
 - (5) 新契約種別開始日から1年目の日以内に第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第1項による中途解約が発生した場合であっても、同条第3項にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。

第34条 契約終了後の債権債務

本契約に基づく料金の支払義務その他の債権は、本電気需給契約の終了後もなお存続するものとします。

Ⅶ その他

第35条 守秘義務

当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内

容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。

- (1) 法令上の根拠、公的機関からの正当な権限または目的による開示請求がある場合
- (2) 当社が、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関または媒介者等に対し情報開示が必要である場合
- (3) 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し必要な範囲内で情報開示する場合。なお、この場合において、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守させるものとします。

第36条 反社会的勢力の排除

- 1 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
 - (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合
- 2 当社およびお客さまは、前項各号に基づく解除により、解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第37条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第38条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1 本約款の実施期日

本約款は、2026年4月1日から実施します。

2 本約款の実施に伴う切替措置

本約款の実施日より前の本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまについては、以下に規定する切替措置を実施します。

(1) 本約款の実施日を含む電気料金の算定期間における電気料金の算定に当たっては、変更後の本約款を適用します。

(2) 本約款の実施日において、本契約に基づく料金の支払義務その他債務は、本約款の実施日より前の本契約に基づく料金の支払義務その他債務を含みます。

別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。
- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用します。
- 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量
 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その1月の使用電力量の合計電力量とします。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、3に定めるその1月の使用電力量に1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- 5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置
 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまが当社にその旨を申し出た場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4にかかわらず、4によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

別表2 燃料費等調整

I：料金メニューが「電源連動型メニュー」以外の場合

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

α 、 β および γ は、それぞれ以下のとおりとします。

イ 料金メニューが「標準メニュー」以外の場合

一般送配電事業者	α	β	γ	基準燃料価格 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)	0.4699	0.0000	0.7879	37,200円
東北電力ネットワーク(株)	0.1152	0.2714	0.7386	31,400円
東京電力パワーグリッド(株)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200円
中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円
北陸電力送配電(株)	0.2303	0.0000	1.1441	21,900円
関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円
中国電力ネットワーク(株)	0.1543	0.1322	0.9761	26,000円
四国電力送配電(株)	0.2104	0.0541	1.0588	26,000円
九州電力送配電(株)①(※1)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円
九州電力送配電(株)②(※1)	1.0000	0.0000	0.0000	52,500円

(※1) 九州本土①および離島②に区分して算定された九州本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額とします。

ロ 料金メニューが「標準メニュー」の場合

一般送配電事業者	α	β	γ	基準燃料価格 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)① (※2)	0.1874	0.0899	1.0036	80,800円
北海道電力ネットワーク(株)② (※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円
東北電力ネットワーク(株)①(※2)	0.0259	0.2563	0.8915	83,500円
東北電力ネットワーク(株)②(※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円
東京電力パワーグリッド(株)	0.0048	0.3827	0.6584	86,100円
中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円

北陸電力送配電(株)	0.0415	0.0745	1.2499	79,800円
関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円
中国電力ネットワーク(株)①(※2)	0.0406	0.0992	1.1994	80,300円
中国電力ネットワーク(株)②(※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円
四国電力送配電(株)	0.0875	0.0770	1.1770	80,000円
九州電力送配電(株)①(※2)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円
九州電力送配電(株)②(※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円

(※2) 本土①および離島②に区分して算定された本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額とします。

(2) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格はお客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに

(1) によって定める値とします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が1(1)の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が1(1)の基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2	翌年の5月の料金に係る計量期間等

月 29 日までの期間)	
--------------	--

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

2 基準単価

基準単価は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の表のとおりとします。

イ 料金メニューが「標準メニュー」以外の場合

一般送配電事業者		基準単価 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	19 銭 7 厘
東北電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	22 銭 1 厘
東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	23 銭 2 厘
中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	23 銭 3 厘
北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	16 銭 1 厘
関西電力送配電(株) (※2)	1キロワット時につき	16 銭 5 厘
中国電力ネットワーク(株) (※3)	1キロワット時につき	24 銭 5 厘
四国電力送配電(株) (※4)	1キロワット時につき	19 銭 6 厘
九州電力送配電(株)① (※1)	1キロワット時につき	13 銭 6 厘
九州電力送配電(株)② (※1)	1キロワット時につき	0 銭 3 厘

(※1) 九州本土①および離島②に区分して算定された九州本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額とします。

(※2) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2円47銭5厘とします。

(※3) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、3円68銭0厘とします。

(※4) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2円15銭4厘とします。

ロ 料金メニューが「標準メニュー」の場合

一般送配電事業者		基準単価 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)①(※5)	1キロワット時につき	17 銭 3 厘
北海道電力ネットワーク(株)②(※5)	1キロワット時につき	0 銭 1 厘
東北電力ネットワーク(株)①(※5)	1キロワット時につき	19 銭 7 厘
東北電力ネットワーク(株)②(※5)	1キロワット時につき	0 銭 1 厘
東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	18 銭 3 厘
中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	23 銭 3 厘
北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	16 銭 5 厘
関西電力送配電(株) (※6)	1キロワット時につき	16 銭 5 厘
中国電力ネットワーク(株)①(※5) (※7)	1キロワット時につき	21 銭 2 厘
中国電力ネットワーク(株)②(※5) (※8)	1キロワット時につき	0 銭 1 厘
四国電力送配電(株) (※9)	1キロワット時につき	15 銭 4 厘

九州電力送配電(株)① (※5)	1キロワット時につき	13 銭 6 厘
九州電力送配電(株)② (※5)	1キロワット時につき	0 銭 3 厘

- (※5) 本土①および離島②に区分して算定された本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額とします。
- (※6) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2円47銭5厘とします。
- (※7) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、3円18銭5厘とします。
- (※8) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、1銭7厘とします。
- (※9) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、1円69銭4厘とします。

II：料金メニューが「電源連動型メニュー」の場合

1 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D₁、D₂、X、α、β、β'、γ、γ'、δ₁、δ₂の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D ₁ 、D ₂ 、Xの説明	
A	:1キロリットル当たり5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格
B	:1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格
B'	:1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格
C	:1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格
C'	:1トン当たりの3か月前の平均石炭価格
D ₁	:1キロワット時当たりの前々月の24時間平均エリアプライス
D ₂	:1キロワット時当たりの前々月の昼間平均エリアプライス
X	:調達電源の基準値の加重平均

α、β、β'、γ、γ'、δ ₁ 、δ ₂ の説明	
α	: 当該月において、Aに依存する割合
β	: 当該月において、Bに依存する割合
β'	: 当該月において、B'に依存する割合
γ	: 当該月において、Cに依存する割合
γ'	: 当該月において、C'に依存する割合
δ ₁	: 当該月において、D ₁ に依存する割合
δ ₂	: 当該月において、D ₂ に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

別表3 契約種別および電気料金等

1 提供エリア

提供エリアは、お客さまの電気の使用場所を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに以下とします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は適用除外とします。

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部電力エリア	愛知県、長野県、静岡県（富士川以西）、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）
北陸電力エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）
九州電力エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 料金メニューと契約種別

料金メニューおよび契約種別は、以下のとおりとし、料金その他の詳細は本契約で別途定めるところによります。

料金メニュー	契約種別
電源連動型メニュー	電源連動型メニュー(従量電灯)
	電源連動型メニュー(低圧電力)
標準メニュー	標準メニュー(従量電灯A)
	標準メニュー(従量電灯B)
	標準メニュー(従量電灯C)
	標準メニュー(低圧電力)
スタンダードメニュー 他	従量電灯A
	従量電灯B
	従量電灯C
	低圧電力

3 契約種別が、従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C、標準メニュー(従量電灯 A)、標準メニュー(従量電灯 B)、標準メニュー(従量電灯 C)または電源連動型メニュー(従量電灯)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イ、ロまたはハのいずれかおよびニに該当するものに適用します。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ハ 契約容量が、6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。

ニ 1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力等の合計(契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）または契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イ、ロまたはハに該当し、かつ、ニの契約電力等の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、お客さまは、契約主開閉器をあらかじめ設定するものとします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認するものとします。

(5) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより本契約を締結する場合、原則として、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、

お客さまは、契約主開閉器をあらかじめ設定するものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認するものとします。

(6) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(7) 料金

基本料金、最低料金、電力量料金は、契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。

料金は、契約種別ごとに本約款等で定めた金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

契約種別が「電源連動型メニュー（従量電灯）」以外の場合、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）イに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）ロに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

契約種別が「電源連動型メニュー（従量電灯）」の場合、別表2（燃料費等調整）II:1によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

イ 基本料金は、契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。

ただし、その1月において全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費等調整額}$$

4 契約種別が、低圧電力、標準メニュー（低圧電力）または電源連動型メニュー（低圧電力）

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

イ 契約電力が50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電力等の合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、最大需要容量または契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電力等の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより本契約を締結する場合、原則として、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、

お客さまは、契約主開閉器をあらかじめ設定するものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認するものとします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(4) 料金

基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。

料金は、契約種別ごとに本約款等で定めた金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

契約種別が「電源連動型メニュー（低圧電力）」以外の場合、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）イに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費等調整）I:1（2）ロに該当する場合は、別表2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

契約種別が「電源連動型メニュー（低圧電力）」の場合、別表2（燃料費等調整）II:1によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

イ 基本料金は、契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。

ただし、その1月において全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費等調整額}$$

5 契約容量の算定方法

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下の算式により算定された値とします。

- (1) 従量電灯または低圧電力で供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 従量電灯または低圧電力で供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は以下のとおりとします。

- (1) 基本料金、最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ 1（提供エリア：関西電力エリア、中国電力エリア）で最低料金を設定する契約種別

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

ロ 1（提供エリア：四国電力エリア）で最低料金を設定する契約種別

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

ハ 1（提供エリア：北海道電力エリア）での3段階料金を設定する契約種別

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ニ 1（提供エリア：東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、九州電力）の3段階料金を設定する契約種別

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ホ イ、ロ、ハおよびニによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電

力量により算定します。ただし、最低料金を設定する契約種別で、かつ燃料費等調整額に最低料金を設定する場合、最低料金適用電力量までの燃料費等調整額は最低料金を日割計算します。

- (4) (2) イまたはロに規定する契約種別以外で、最低料金を設定する契約種別の場合は、とくに定めのある場合を除き、各契約種別の規定に基づき、イからロに準ずるものとします。

別表4 解約手数料

1 解約手数料は、以下の金額に消費税等相当額を加算した額とします。

解約手数料 (1 契約につき)	2,000 円 (税別)
--------------------	--------------

2 第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）第1項に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本電気需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1の規定によらず、当社は解約手数料を申し受けません。

3 1に基づく解約手数料は、お客さまが、当社からお客さまへ請求する最終の電気料金等とともに支払うものとします。

電気需給約款

(高圧・特別高圧)

2025年4月1日実施 第1版

株式会社エナリス・パワー・マーケティング

目次

第1条	適用	1
第2条	電気需給約款等の変更	1
第3条	用語の定義	2
第4条	単位および端数処理	4
第5条	計量に関する取扱い	4
第6条	電気需給契約の成立	4
第7条	契約期間	5
第8条	常時供給電力	5
第9条	予備電力	6
第10条	自家発補給電力	6
第11条	契約超過金	8
第12条	料金の算定および支払等	8
第13条	保証金	9
第14条	適正契約の保持	10
第15条	お客さまの協力	10
第16条	供給の停止	12
第17条	給電指令の際の措置	13
第18条	契約の変更または解約	13
第19条	工事費等の負担	15
第20条	損害賠償等	16
第21条	不可抗力	17
第22条	契約解除	17
第23条	守秘義務	18
第24条	契約終了後の取扱い	18
第25条	反社会的勢力の排除	18
第26条	準拠法	18
第27条	管轄裁判所	18
附則		19
別表	再生可能エネルギー発電促進賦課金	20

電気需給約款

第1条 適用

- 1 この電気需給約款(高圧・特別高圧)(以下「本約款」といいます。)は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所において当社に対して電気需給契約(以下「本電気需給契約」といいます。)の申込みをしたお客さまに対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
なお、本約款および本電気需給契約に定めのないものについては、当社は関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に従うものとします。
- 2 お客さまおよび当社は、本約款および本電気需給契約(以下あわせて「本契約」といいます。)に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。
- 3 電気料金は、当社が別に定める各契約種別電気料金単価表、予備電力電気料金単価表、自家発補給電気料金単価表および燃料費等調整額の算定方法(以下これらを総称して「料金表」といいます。)に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。

第2条 電気需給約款等の変更

- 1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款、料金表および料金単価等を変更することがあります。
なお、当社は、本約款その他の本契約に係る条件(以下「本約款等」といいます。)を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社のグループ会社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。
- 2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 3 前項にかかわらず、本約款の変更等が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾していただきます。
- 4 本契約締結後、消費税法および地方消費税法の改正により消費税等(消費税法の規定

により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の税率が変更された場合には、お客さまは、当社に対し、変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

- 1 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- 2 特別高圧
標準電圧 20,000 ボルト以上の電圧をいいます。
- 3 契約電力
お客さまが契約上使用できる最大電力 (kW) をいいます。
- 4 常時供給電力
お客さまに常時供給する電気をいいます。
- 5 予備電力
お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により電気の供給を受ける以下の場合をいいます。
 - (1) 予備線
常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
 - (2) 予備電源
常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
- 6 自家発補給電力
当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修または事故による不足電力の補給に当てるために、当社が供給する電気をいいます。
- 7 臨時電力
当社からの供給開始日または契約電力増加日から解約日または契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。
- 8 夏季
毎年7月1日から9月30日までをいいます。
- 9 その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。
- 10 ピーク時間
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- 11 重負荷時間
夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- 12 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間または重負荷時間および当該一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- 13 夜間時間
ピーク時間または重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。
- 14 休日
当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日をいいます。
- 15 平日

- 当該一般送配電事業者が託送約款等で定める休日以外をいいます。
- 16 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- 17 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。
- 18 燃料費等調整額
燃料費等の変動を電気料金に反映させるための制度または当社の電源調達費用に基づいて燃料費等調整額の算定方法に記載の方法により算出された値をいいます。
- 19 需要場所
本電気需給契約において当社とお客さまとの協議によりあらかじめ定め、当社から供給された電気をお客さまが使用される区域をいい、原則として以下のとおり取り扱います。
(1) 1 構内または1 建物を1 需要場所とします。なお、構内とは、柵（植木を含む）、塀、溝およびその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる構造物をいいます。
(2) 前号にかかわらず、隣接する複数の構内等の場合で、当該一般送配電事業者が1 需要場所と認める場合、当社は、当該使用区域を1 需要場所とします。
- 20 供給地点
当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいい、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。
- 21 計量日
需要場所ごとに当該一般送配電事業者が定める計量日をいいます。
- 22 力率
その月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。
- 23 最大需要電力
お客さまの使用された30分ごとの需要電力の最大値であり、当該一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計測された値(kW)をいいます。ただし、自家発補給電力サービスに係る最大需要電力は除きます。
- 24 使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量をいいます。
- 25 供給開始日
当社が、当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約（当社がお客さまに電気を供給するために必要となる、当社が当該一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいい、以下同様とします。）に基づき、お客さまへ電気の供給を開始する日をいいます。
- 26 給電指令
お客さまの電気の使用について、当該一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。
- 27 貿易統計
関税法に基づき公表される統計をいいます。

28 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年になる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりとします。

- 1 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット（1kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、第8条第1項第（1）を適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となる場合は、契約電力を1キロワットとします。
- 2 使用電力量の単位は1キロワット時（1kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- 3 力率の単位は1パーセント（1%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- 4 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 計量に関する取扱い

1 計量方法・計量主体

お客さまが使用された電力量、最大需要電力および力率は、当該一般送配電事業者によって設置された計量器（以下「計量器」といいます。）により計量された値とし、電力量は30分ごとに計測します。なお、計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、託送約款等の定めるところにより、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値とします。

2 計量不能の措置

計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合には、託送約款等の定めるところにより、お客さまおよび当該一般送配電事業者との協議により決定した値とします。

第6条 電気需給契約の成立

- 1 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款、料金表および託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守することを承認のうえ、当社指定の方法により申込みをしていただきます。
- 2 本電気需給契約は、前項によるお客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は利用申込みを承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。
 - （1）お客さまが電気料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - （2）お客さまが申込み時に当社に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合
 - （3）その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
- 3 電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第7条 契約期間

- 1 本契約の契約期間は、本電気需給契約に定めるものとします。ただし、契約期間満了の3か月前までに、お客さままたは当社的一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、本電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で自動継続されるものとします。
- 2 前項但書に基づき契約期間が更新される場合、お客さまに対する供給条件の説明および契約更新前の書面の交付については、当社が適切と判断した方法により行い、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約更新後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号を記載することとし、お客さまは当該取扱いについて、あらかじめ承諾していただきます。

第8条 常時供給電力

1 契約電力

常時供給電力の契約電力は、以下によって定めます。

- (1) 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合（以下「実量制のお客さま」といいます。）。

各月の契約電力は、以下の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合、当社からの供給開始日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか最大の値とします。

ロ 受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の次の月以降12月の期間の各月の契約電力は、お客さまの負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合の契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

- (2) 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上の場合、または特別高圧で供給する場合（以下「協議制のお客さま」といいます。）。

需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、1需要場所について当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。

2 料金

常時供給電力の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力は本電気需給契約に定めるものとし、基本料金単価および電力量料金単価は各契約種別の料金表に定めるものとします。

- (1) 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力、その基本料金単価および力率から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用

された場合を除きます。）は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

（2）電力量料金

電力量料金は、当該1月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

第9条 予備電力

1 契約電力

予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値とします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

2 料金

予備電力の1月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3%の損失率で修正したものとします。なお、契約電力は本電気需給契約に定めるものとし、基本料金単価は予備電力電気料金単価表に定めるものとします。

（1）基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

（2）電力量料金

電力量料金は、当該1月の予備電力の使用電力量につき、お客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金同様の算式により算定します。

第10条 自家発補給電力

1 契約電力

自家発補給電力の契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力とします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、当該一般送配電事業者の求めにより、当該契約電力の値の妥当性を踏まえて、協議内容が変更となることがあります。

2 料金

自家発補給電力の1月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力は本電気需給契約に定めるものとし、基本料金単価、不使用月係数および電力量料金単価は自家発補給電力電気料金単価表に定めるものとします。

（1）基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力、その

基本料金単価および不使用月係数から以下の算式により算定される金額とします。

イ 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率})$$

ロ 自家発補給電力不使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{基本料金単価} \times \text{不使用月係数} (\%)$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の基本料金は、前月における自家発補給電力の供給とみなして算定します。

(2) 電力量料金

電力量料金は、当該1月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費等調整額}$$

3 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまは、毎年度当初にあらかじめ発電設備の定期検査・定期補修の実施時期を定め、当社へ書面により通知していただきます。その実施時期に変更がある場合には、実施の1月前までに当社に通知していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客さまと協議のうえ、実施時期を変更させていただく場合があります。

4 自家発補給電力の使用

(1) 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻を予め当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむをえない場合には、使用開始後、速やかに当社に通知するものとします。

(2) 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客さまの最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、または、実量制のお客さまの最大需要電力が前11月の最大需要電力以下の場合は、それぞれ、前号にかかわらず、自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。

5 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。また、常時供給電力の最大需要電力は、その1月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

6 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力使用対象月の30分ごとの使用電力量の全体の実績値から常時供給電力の契約電力の二分の一の値を差し引いた値の合計値とします。

7 その他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。
- (2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については、自家発補給電力の使用の対象といたしません。

第11条 契約超過金

- 1 お客さまが常時供給電力または自家発補給電力の契約電力を超えて電気（常時供給電力または自家発補給電力）を使用された場合には、お客さまは、常時供給電力および自家発補給電力のそれぞれについて以下の算式により算定される金額（以下「契約超過金」といいます。）を当社に支払うものとします。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \\ \times \text{基本料金単価} \times (185\% - \text{力率}) \times 1.5$$

- 2 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、当該月の料金とあわせて支払うものとします。

第12条 料金の算定および支払等

1 支払義務

お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求を行います。

2 電気料金

電気料金は、第8条（常時供給電力）、第9条（予備電力）、第10条（自家発補給電力）および第11条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額に再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものとします。

3 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、計量期間の途中で電気の供給を開始または本契約が終了した場合を除き、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とし、当該算定期間を1月とします。なお、終了日の属する月の算定期間は、当該一般送配電事業者から提供される情報によって異なる場合があります。

4 日割計算

当社は、前項に定める事由が発生した場合は、以下により電気料金を算定します。

- (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。

$$\text{基本料金} = 1 \text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{当該月の計量期間の日数})$$

上記の算定式に適用する日割対象日数には、本契約の電気の供給開始日および終了日を含みます。なお、終了日とは本契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日とします。

- (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定します。

5 支払方法

- (1) お客さまは、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。）については、毎月、原則として口座振替または当社が指定する金融機関への振込みによ

り支払っていただきます。なお、振込みによりお支払いいただく場合には、その振込手数料はお客様の負担とします。

(2) 前号にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて支払っていただくことがあります。

6 請求書の発行等

(1) 当社は電気料金等に係る請求書を、原則として、計量期間の終了日を含む月の翌月の第1営業日から起算して第6営業日までに発行いたします。なお、当社は、当社のグループ会社が運営するウェブサイトを通じて開示するものとし、当該開示をもって、お客様への請求を行ったものとし、

(2) お客様から申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行いたします。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した金額を電気料金等とともに支払っていただきます。

発行手数料 (各1通につき)	請求書	200円(税別)
	領収書	400円(税別)

7 支払期日

お客様の電気料金等の支払期日は、請求書の発行月の23日とします。ただし、同日が金融機関の休業日にあたる場合で、口座振替にてお支払の場合は翌営業日、振込みにてお支払の場合は前営業日を支払期日とします。なお、本項の規定によらない支払条件の場合は、本契約その他の定めによります。

8 支払遅延の際の措置

支払の義務を有するお客様が電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の延滞利息をお客様から申し受けます。この延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払っていただきます。なお、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。

9 その他

電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客様に発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払っていただきます。なお、この場合の振込手数料はお客様の負担とします。

第13条 保証金

1 当社は、お客様から、供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客様の支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、供給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。

2 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までとします。

3 当社は、本契約が終了した場合または支払期日を経過してもなお電気料金の全部または一部が支払われなかった場合には、保証金をお客様の支払額に充当することがあります。

4 当社は、第2項に定める保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、お客様に対して保証金をお返しします。ただし、前項により保証金をお客様の支払額に充当した場合は、その残額をお返しします。

- 5 当社は、保証金について利息を付しません。

第14条 適正契約の保持

当社は、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合、速やかに契約を適正なものに変更していただきます。

第15条 お客さまの協力

1 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。
- (2) 技術上必要がある場合、当社はお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開放していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当該一般送配電事業者と当社との協議によって定めます。

2 立入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者から以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。

- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務
- (2) 本条第8項（保安等に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第16条（供給の停止）、第18条（契約の変更または解約）第3項および第22条（契約解除）に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

3 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因で第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客さまの負担とします。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他、イからニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用

される場合も、前号に準ずるものとします。

- (3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令および当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

4 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

5 施設場所の提供

以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、その場所を無償で提供していただくものとします。

- (1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

6 お客さまの電気工作物の使用

以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。

- (1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- (2) お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- (3) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の付帯設備
- イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - ハ その他イまたはロに準ずる設備
- (4) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- (5) 当該一般送配電事業者が計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

7 調査および調査に対するお客さまの協力等

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者、または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作

物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

8 保安等に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者に速やかにその旨を通知していただきます。

イ お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。

- (3) 必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者とで協議していただきます。

- (4) 供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。

9 一般送配電事業者との協議

お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

10 無停電電源装置の設置等

お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

11 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客さまに対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

第16条 供給の停止

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。

(1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(2) お客さまが需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(3) 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合

- 2 以下のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにも

かかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。

- (1) お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 第15条（お客様の協力）第2項に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - (4) 第15条（お客様の協力）第3項に反して、必要な措置を講じない場合
- 3 前項各号の場合以外でも、お客様が本契約に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- 4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には必要に応じてお客様に協力をしていただきます。
- 5 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由と事実を解消したときは、当該一般送配電事業者は、速やかに電気の供給が再開されます。

第17条 給電指令の際の措置

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により供給時間中にお客様の電気の供給が中止され、またはお客様に電気の使用が制限されることがあります。
- (1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (2) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (3) 非常変災の場合
 - (4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- 2 前項の場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨をお客様にお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第18条 契約の変更または解約

- 1 電気需給契約の撤回
- (1) お客様が当社へ本電気需給契約の申込み後、供給開始に至る前にお客様の都合により申込みを撤回される場合は、その旨を当社に通知していただきます。この場合、当社は、お客様から以下の算式により算定される金額を申し受けます。また、当該一般送配電事業者から接続供給契約に係る申込みの撤回に伴う工事費等の請求が当社になされた場合、お客様は、その工事費等負担金相当額を当社に支払うものとします。

$\text{申込み時の契約電力} \times \text{申込み時にお客様が合意した基本料金単価} \times 1 \text{月}$

なお、この算式に用いる基本料金1月分には、まったく電気を使用しない月の場合の半額割引および力率割引または割増しは適用しません。

- 2 電気需給契約の変更
- (1) 本電気需給契約の変更（本項第2号の契約電力の変更の場合を除く。）がある場合、変更手続きについては、第6条（電気需給契約の成立）の規定に準ずるものとします。また、当該変更した場合、契約期間は変更日から本電気需給契約に定める日までとします。

- (2) お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力変更の根拠資料を提出していただきます。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。本契約締結後、供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。また、協議制のお客さまが契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまはすみやかに電気使用状況を提出いただきます。該当月以前の電気の使用状況を勘案し、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月以降の契約電力を、当該最大需要電力を下回らない値に変更できるものとします。
- (3) 前号による契約電力の減少が供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合には、お客さまは、供給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき、臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき、お客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を精算金として別途当社に支払うものとします。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の減少分と、それ以外の部分との比で按分した値とします。なお、臨時電力料金単価は第8条（常時供給電力）第2項、第9条（予備電力）第2項および第10条（自家発補給電力）第2項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。
- (4) 契約電力の変更は、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力を変更した場合を除き、1月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。なお、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力を変更した場合の電気料金の算定においては、当該変更後に到来する次の計量日から変更後の契約電力が適用されるものとします。また、お客さまが受電設備の変更後、電気使用状況により契約電力の変更日を指定する場合は、本項第2号の契約電力変更の根拠資料を提出のうえ、契約電力変更日についてお客さまおよび当社で協議し決定するものとします。
- (5) 本項において、実量制のお客さまにおける契約電力増加とは、受電設備の変更に伴う契約電力の増加とします。
- (6) お客さまが契約種別の変更を希望する場合には、原則として変更希望日の3か月前までに当社に当社指定の申込書面を提出していただきます。契約種別を変更した場合の契約期間は、新契約種別の適用開始日からお客さまに通知する書面に定める日までとします。
- (7) 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、燃料費等調整額の算定方法に変更が生じた場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合、当社は本電気需給契約期間中であっても、次のイからホに従い本電気需給契約における料金単価を定めることができます。ただし、契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の計量日から翌年4月の計量日前日まで新たな料金単価を適用します（以下「定期改定」といいます。）。
- イ 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面にてお客さまに通知します。ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日（4月の検針日または計量日）を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。
- ロ 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は、新料金単価適用開始日からイ

のお客さまに通知する書面に定める日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価の変更による契約期間の変更はありません。

ハ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第3項(2)にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。

ニ 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

ホ 定期改定の場合を除いて、新料金単価適用開始日から1年未満の期間内において、第3項(1)による中途解約が発生した場合であっても、お客さまは、第3項(2)にかかわらず、当該中途解約に伴う精算金の支払義務を負わないものとします。

3 契約の解約

(1) お客さままたは当社が本契約を解約する場合には、希望日の3か月前までに相手方にその旨を当社指定の書面にて通知することで、お客さままたは当社は申し出た日から3か月後に到来する最初の計量日の前日を解約日として本契約を解約できるものとします。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から3か月後に到来する最初の計量日の前日以外の適当な日を解約日とすることができます。

(2) お客さまからの申出による前号の解約が、供給開始日、契約電力増加日または第2項(1)による変更日から1年未満の期間内となる場合、当社は、供給開始日、契約電力増加日または第2項(1)による変更日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の解約分につきお客さまが当社に電気料金として実際に支払った金額および支払うべき金額との差額を、精算金としてお客さまに請求することができます。この場合、算定に用いる使用電力量は、当該期間の使用電力量のうち、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値とします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第12条（料金の算定および支払等）第4項に定める日割計算に従って算定します。なお、臨時電力料金単価は第8条（常時供給電力）第2項、第9条（予備電力）第2項および第10条（自家発補給電力）第2項に定める各料金単価を1.2倍したものとします。

(3) お客さまが、以下に該当する場合は、前号の規定で算定される料金を申し受けません。

閉店等によりお客さまがその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本電気需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合

(4) 当社は、原則として、(1)により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。

(5) 本項において、実量制のお客さまにおける契約電力増加とは、受電設備の変更に伴う契約電力の増加とします。

第19条 工事費等の負担

以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに工事費等の負担をしていただきます。なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金

等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。

- 1 供給開始に伴う工事費負担金等相当額
本契約に基づく供給開始に当たって、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
- 2 契約変更に伴う工事費負担金等相当額
お客さまの契約電力等の変更により、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- 3 設備の位置変更に伴う工事費負担金等相当額
お客さまが当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等について当社を通じて当該一般送配電事業者へ依頼し、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- 4 契約電力変更後に本契約を解約または契約電力を再変更する場合の工事費負担金等相当額
お客さまの都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で本契約を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- 5 その他
その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合

第20条 損害賠償等

- 1 損害賠償
 - (1) お客さまが電気工作物の改変等によって、当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けます。免れた金額とは、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6月以内で当社により決定された期間となります。
 - (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいたします。
- 2 損害賠償の免責
 - (1) 当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (2) 第17条（給電指令の際の措置）第1項によって電気の供給が中止し、または電気の使用が制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (3) 第16条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、または第18条（契約の変更または解約）第3項もしくは第22条（契約解除）によってお客さまが本契約を解約もしくは解除された場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (5) (1)の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - (6) 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、お

客さまが受けた特別損害および間接損害（お客さまの逸失利益を含みます。）については、その責めを負いません。

第21条 不可抗力

1 不可抗力による免責

お客さまおよび当社は、以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- (1) 地震等の天災が起きた場合
- (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が起きた場合

2 不可抗力による解約

(1) 前項で定める不可抗力を原因として本契約の履行が出来ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の一部または全部を解約することができます。

(2) 本項の解約に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。

第22条 契約解除

1 お客さまおよび当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本電気需給契約の一部または全部を解除することができます。なお、当社が本電気需給契約を解除する場合には、本電気需給契約解除日の15日前までにその旨をお客さまに対して書面にて通知します。

(1) 本契約の不履行の場合

(2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合

(3) 租税公課の滞納処分を受けた場合

(4) 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合

(5) 合併によらずに解散した場合

(6) お客さまが電気料金等の全部または一部を支払期日を経過してなお支払わない場合

(7) お客さまが本契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

(8) その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、本電気需給契約の履行が困難になると客観的に認められる場合

(9) お客さまが第16条（供給の停止）によって、電気の供給を停止することが明らかになった場合

2 前項における当社からの契約解除の通知方法は、原則として、当社からお客さまの登録住所へ当該書面を郵送することによるものとし、万が一お客さまのご都合で当該書面を受領しなかった場合でも、当該書面が当該住所宛に配達されたことをもって解除通知がなされたとみなします。

3 第1項に掲げる場合のいずれかに該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、

4 お客さまが、第18条（契約の変更または解約）第3項による本電気需給契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかになった場合には、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本電気需給契約は消滅するものとし、

第23条 守秘義務

当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。

- (1) 法令上の根拠、公的機関からの正当な権限または目的による開示請求がある場合
- (2) 当社が、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、媒介者等に対し情報開示が必要である場合
- (3) 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し必要な範囲内で情報開示する場合。なお、この場合において、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守させるものとします。

第24条 契約終了後の取扱い

本契約は、契約期間満了、解約または解除により終了します。ただし、本契約に基づく料金の支払義務その他の債権債務および第23条（守秘義務）に関する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第25条 反社会的勢力の排除

1 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除できるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合、または反社会的勢力であった場合
- (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
- (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合

2 当社およびお客さまは、前項各号に基づく解除により、解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第26条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第27条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本約款の実施期日
本約款は、2025年4月1日から実施します。

- 2 本約款の実施に伴う切替措置
本約款の実施日より前の本電気需給契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまについては、以下に規定する切替措置を実施します。
 - (1) 本約款の実施日を含む電気料金の算定期間における電気料金の算定に当たっては、変更後の本約款を適用します。
 - (2) 本約款の実施日において、本約款に基づく料金の支払義務その他債務は、本約款の実施日より前の本契約に基づく料金の支払義務その他債務を含みます。

別表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。
- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
前項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用します。
- 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その1月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項に定めるその1月の使用電力量に第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- 5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置
再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前項にかかわらず、前項によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

燃料費等調整額の算定方法

(高圧・特別高圧 全エリア共通)

2025年4月1日実施 第1版

株式会社エナリス・パワー・マーケティング

I：契約種別が「電源連動型再エネメニュー」の場合

1 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D₁、D₂、X、α、β、β'、γ、γ'、δ₁、δ₂の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D ₁ 、D ₂ 、Xの説明
A：1キロリットル当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格
B：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格 B'：1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格
C：1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格 C'：1トン当たりの3か月前の平均石炭価格
D ₁ ：1キロワット時当たりの前々月の24時間平均エリアプライス D ₂ ：1キロワット時当たりの前々月の昼間平均エリアプライス
X：調達電源の基準値の加重平均

α、β、β'、γ、γ'、δ ₁ 、δ ₂ の説明
α：当該月において、Aに依存する割合
β：当該月において、Bに依存する割合 β'：当該月において、B'に依存する割合
γ：当該月において、Cに依存する割合 γ'：当該月において、C'に依存する割合
δ ₁ ：当該月において、D ₁ に依存する割合 δ ₂ ：当該月において、D ₂ に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

II：契約種別が「再エネ標準メニュー」の場合

各エリアで定める燃料費等調整単価は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」の実施日以降の計量期間の始期より適用します。なお、繰上検針の場合は実施日を含む計量期間の始期から適用し、分散検針の場合は実施日以降の初回の計量日から適用します。

1 北海道エリアの場合

1.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

1.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これ

によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、北海道電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.223
	高圧で供給を受ける場合	0.229

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

1.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1厘
	高圧で供給を受ける場合	1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第1.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

2 東北エリアの場合

2.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0259$

$\beta = 0.2563$

$\gamma = 0.8915$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

2.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間における
スポット市場価格の昼間平均価格

$$\delta 1 = 0.5332$$

$$\delta 2 = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 2 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 6 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

2.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

$$A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格}$$

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

2.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

2.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

2.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 2.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

3 東京エリアの場合

3.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0030$

$\beta = 0.3489$

$\gamma = 0.7318$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 49,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

3.2 市場価格調整単価の算定

(1) 時間帯区分

市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間
晩時間	平日(土曜日を含む)の午前 4 時から午後 10 時までの時間
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。
なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、上限値を超えない限りで年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、基準市場単価上限値は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘

(4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 64 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の基準市場単価}$$

3.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

3.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から	毎年12月1日から	その年の12月の料金に係る計量

9月30日までの期間	12月31日までの期間	期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年が 閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

3.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第3.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

4 中部エリアの場合

4.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.4381$

$\beta = 0.5545$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	19 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

4.2 卸市場単価の算定

(1) 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の単純平均とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 卸市場率

卸市場率は、9.0 パーセントを基準に、各電圧で供給する場合の損失率（特別高圧の場合は 2.4 パーセント、高圧の場合は 3.8 パーセントとします）および消費税率を加味したものと、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10.1 パーセント
	高圧で供給を受ける場合	10.3 パーセント

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、卸市場単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{卸市場単価} = (\text{平均市場価格} - 19 \text{ 円 } 37 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の卸市場率}$$

4.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

4.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

4.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 4.3 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

5 北陸エリアの場合

5.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準燃料単価}}{1,000}$$

5.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの北陸エリアプライスの単純平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 9 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ロ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

ハ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

市場価格調整単価は 0 円 00 銭とします。

5.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

5.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間 等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間 等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間 等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌 年の2月29日までの期 間)	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間 等

5.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第5.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

6 関西エリアの場合

6.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0045$

$\beta = 0.1974$

$\gamma = 1.0532$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

6.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の8時から16時の平均値

$\delta = 0.9162$

$\varepsilon = 0.0838$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、調整係数の取扱いにおける年度とは、繰上検針の場合には4月分から翌年の3月分の料金までの期間を、分散検針の場合には5月分から翌年の4月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.499

(3) 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{円} 82 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

6.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等

毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年3月21日から 4月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計量 期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

6.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第6.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

7 中国エリアの場合

7.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

7.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

$$Y = \text{各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値}$$

$$x = 0.4861$$

$$y = 0.5139$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.259
	高圧で供給を受ける場合	0.265

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 9 \text{ 円 } 45 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 1.0000$

$\beta = 0.0000$

$\gamma = 0.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

7.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

7.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

7.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 7.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

8 四国エリアの場合

8.1 燃料費等調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0845$

$\beta = 0.0699$

$\gamma = 1.1962$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

8.2 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

8.3 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第8.1項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

9 九州エリアの場合

9.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

9.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、九州電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価 = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前6時から午後6時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	27銭8厘
	高圧で供給を受ける場合	28銭4厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}22\text{銭}) \times (2)\text{の調整係数}$$

9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	3 厘
	高圧で供給を受ける場合	3 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

9.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

9.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から	毎年 10 月 21 日から	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等

10月31日までの期間	11月20日までの期間	
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から翌年 の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

9.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第9.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

電気需給約款

(低圧)

2025年1月1日実施 第1版

株式会社エナリス・パワー・マーケティング

目次

I 総則	1
第1条 適用	1
第2条 電気需給約款等の変更	1
第3条 用語の定義	2
第4条 単位および端数処理	3
第5条 実施細目等	3
II 契約の申込み	3
第6条 電気需給契約の申込み	3
第7条 電気需給契約の成立および契約期間	4
第8条 需要場所	4
第9条 電気需給契約の単位	4
第10条 供給の開始	4
第11条 供給の単位	5
III 契約種別および料金	5
第12条 契約種別および電気料金	5
IV 料金の算定および支払	5
第13条 料金の適用開始の時期	5
第14条 料金の算定期間	5
第15条 使用電力量の計量	5
第16条 料金の算定および日割り計算	6
第17条 料金の支払義務、支払方法および支払期日	6
第18条 保証金	7
V 使用および供給	7
第19条 適正契約の保持	7
第20条 お客さまの協力	8
第21条 供給の停止	10
第22条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	11
第23条 工事費等の負担	11
第24条 違約金	11
第25条 損害賠償の免責	12
第26条 設備の賠償	12
第27条 不可抗力	12
VI 契約の変更および終了	12
第28条 電気需給契約の変更	13
第29条 名義変更	13
第30条 お客さまによる電気需給契約の解約	13
第31条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算	13
第32条 当社による電気需給契約の解約等	14
第33条 当社による料金単価および契約種別の変更	14

第34条	契約終了後の債権債務	15
VII	その他	15
第35条	守秘義務	15
第36条	反社会的勢力の排除	16
第37条	準拠法	16
第38条	管轄裁判所	16
附則	16
別表1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	17
別表2	燃料費等調整	18
別表3	契約種別および電気料金等	23
別表4	解約手数料	28

I 総則

第1条 適用

- 1 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）によります。なお、本約款に定めのないものについては、当社は関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に従います。
- 2 お客さまおよび当社は、本約款その他の当社とお客さまが電気需給契約の内容とすることに別途合意した事項（以下併せて「本契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。また、お客さまは当該一般送配電事業者の託送約款等における需要者にかかわる事項を遵守するものとします。
- 3 電気料金は、当社が別に定める各契約種別電気料金単価表（以下、「料金表」といいます。）に定めるものとします。なお、本約款の定めと料金表の定めが異なる場合は、料金表によるものとします。

第2条 電気需給約款等の変更

- 1 当該一般送配電事業者が定める託送約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、燃料費等調整額の算定に変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および料金表等を変更することがあります。
なお、当社は、本約款、料金表その他の本契約に係る条件（以下「本約款等」といいます。）を変更する際には、あらかじめ変更後の本約款等の内容およびその効力発生時期を、当社のグループ会社が運営するウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」と総称します。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。
- 2 本約款等の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- 3 2にかかわらず、本約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない変更である場合には、当社は、お客さまに対し、供給条件の説明および契約変更前の書面の交付を当社が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および、契約変更後の書面交付については、その交付をしないこととし、お客さまは、当該取扱いについてあらかじめ承諾していただきます。
- 4 本契約締結後、消費税法および地方消費税法の改正により、消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。）の税率が変更された場合には、お客さまは、当社に対し、変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

- 1 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- 2 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- 3 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において、単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- 4 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- 5 供給地点
当社が、当該一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
- 6 供給地点特定番号
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- 7 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- 8 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまが使用する最大電流を制限するものをいいます。
- 9 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
- 10 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- 11 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- 12 契約電力等
契約電流、契約容量、契約電力を総称したものをいいます。
- 13 最大需要電力
お客さまに対する供給電力の最大値をいいます。
- 14 使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量をいいます。
- 15 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- 16 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定めるところによります。
- 17 燃料費等調整額
燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度または当社の電源調達費用に基づいて別表 2（燃料費等調整）に記載の方法により算出された値をいいます。
- 18 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

19 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年になる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

20 夏季

毎年7月1日から9月30日までをいいます。

21 その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

22 料金メニュー

当社が本約款で提供する電力小売りサービスを商品内容(燃料費等調整額の算定方法などの違い)に応じて分類したものをいいます。

第4条 単位および端数処理

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりとします。

- 1 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- 2 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- 3 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットとします。
- 4 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- 5 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- 6 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 実施細目等

本約款の実施上必要な細目事項は、本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をしていただく場合があります。

II 契約の申込み

第6条 電気需給契約の申込み

- 1 お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。
- 2 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書に

より申し出ていただくことがあります。

- 3 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまにおいて講じていただきます。

第7条 電気需給契約の成立および契約期間

- 1 電気需給契約（以下「本電気需給契約」といいます。）は、第6条（電気需給契約の申込み）1によるお客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当社は利用申込みを承諾しないか、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。
 - (1) お客さまが電気料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) お客さまが申込み時に当社に提出した情報に虚偽の事実が含まれていた場合
 - (3) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合
- 2 契約期間は、以下によります。
 - (1) 契約期間は、電気需給開始日から本約款の規定に基づき、本電気需給契約が解約・解除される日までとします。ただし、当社は本電気需給契約を終了する場合、契約終了の3か月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、本電気需給契約を終了することがあります。
 - (2) 前号にかかわらず、当社とお客さまとの契約成立以前に、お客さまがいずれの事業者とも契約関係がない状態で需要場所にて電気の使用を開始していた場合、その使用を開始した日を契約成立および需給開始の日として取り扱います。
- 3 お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、電気事業法に基づく供給条件の説明時における書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合、お客さまは、当社が適切と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第8条 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

第9条 電気需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して本電気需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除きます。

第10条 供給の開始

- 1 当社は、お客さまの本電気需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ、需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、速やかに電気を供給します。
- 2 需給開始日は、以下のとおりとします。
 - (1) 需給開始日は、原則として、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等の開始日とします。
 - (2) 第7条（電気需給契約の成立および契約期間）2(2)の場合、お客さまが電気の使用を開始した日を需給開始日とし、需給開始日に電気を供給したものとします。
- 3 当社は、天候、用地交渉、停電交渉、当該一般送配電事業者側の事情等のやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者と協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給します。

第11条 供給の単位

当社は、次の各号の場合を除き、1本電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の本電気需給契約に対して1引込により電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

Ⅲ 契約種別および料金

第12条 契約種別および電気料金

契約種別および電気料金に関する事項の詳細は、本契約で個別に定める事項および別表3（契約種別および電気料金等）、料金表に定めるところによります。

Ⅳ 料金の算定および支払

第13条 料金の適用開始の時期

料金は、第10条（供給の開始）に基づき定められる需給開始日から適用します。

第14条 料金の算定期間

- 1 電気料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」と総称します。）とします。ただし、計量期間等の途中で電気の供給を開始し、または本契約が終了した場合の料金の算定期間は、需給開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または終了日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間とします。なお、終了日の属する月の算定期間は、当該一般送配電事業者から提供される情報によって異なる場合があります。
- 2 1における計量期間、検針期間および検針期間等とは、それぞれ以下の意味で使用します。
 - (1) 計量期間とは、当社があらかじめお客さまに対して、計量日（当該一般送配電事業者があらかじめ定めた日であり、かつ、当該一般送配電事業者が設置した記録型計量器に電力量等が記録される日をいいます。）をお知らせした場合における前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいいます。
 - (2) 検針期間とは、前月の検針日（当該一般送配電事業者があらかじめ定めた日であり、かつ、当該一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。）から当月の検針日の前日までの期間をいいます。
 - (3) 検針期間等とは、当該一般送配電事業者の託送約款等の規定によって記録型計量器以外の計量器で計量される場合に適用されるもので、前月の検針日から当月の検針日前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、(1)によるものとします。）をいいます。

第15条 使用電力量の計量

- 1 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量とします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とします。
- 2 計量器の故障等によって、使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまおよび当該一般送配電

事業者との協議によって定めます。

- 3 当社は、当該一般送配電事業者より受領した検針または計量の結果を、原則として、料金の請求書に明示する等当社所定の方法によりお客さまにお知らせします。

第16条 料金の算定および日割り計算

- 1 料金は、計量期間等の中で電気の供給を開始または本電気需給契約が終了する場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
- 2 料金は、計量期間等の中で電気の供給を開始または本電気需給契約が終了する場合、次の各号により料金を算定します。
 - (1) 基本料金または最低料金は、別表3(契約種別と電気料金等)6により日割計算をします。
 - (2) 電力量料金は、算定期間の使用電力量に応じて、別表3(契約種別と電気料金等)6により日割計算をします。
 - (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、算定期間の使用電力量により算定します。
 - (4) (1)、(2)および(3)によりがたい場合は、当社は任意に算定できるものとします。
- 3 2により日割計算をするとき、日割対象日数には、本電気需給契約の需給開始日および終了日を含みます。なお、終了日とは本電気需給契約に従って当社がお客さまに電気を供給する最終日とします。

第17条 料金の支払義務、支払方法および支払期日

- 1 お客さまの料金の支払義務は、以下によります。
 - (1) 当該一般送配電事業者から検針または計量の結果（以下「検針の結果等」といいます。）を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものとし、当社はこれに基づき料金の請求を行います。ただし、検針日または計量日に検針または計量が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者から検針の結果等を計量期間等の終了日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日とします。
 - (2) 本契約が終了した場合は、当社が本契約の終了日以降に検針の結果等を受領した日とします。
- 2 当社は、電気料金その他の料金（以下「電気料金等」といいます。）に係る請求書を、原則として、計量期間等の終了日を含む月の翌月の第1営業日から起算して第6営業日まで発行いたします。なお、当社は、当社のグループ会社が運営するウェブサイトを通じてお客さまに開示するものとし、当該開示をもって、お客さまへの請求を行ったものとします。
- 3 電気料金等の支払方法は、毎月、原則として、当社が指定する以下の方法によります。
 - (1) 口座振替（お客さまの指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金等を振り替える方法をいいます。）
この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - (2) 振込み（お客さまが、電気料金等を当社が指定した金融機関を通じて払込みにより支払う方法をいいます。）
なお、この場合に振込手数料が発生する場合は、お客さまの負担とします。
 - (3) (1)、(2)にかかわらず、当社は、当社のグループ会社を通じて支払っていただくことがあります。
- 4 お客さまが電気料金等を3(1)または3(2)により支払われる場合、以下のときに当社に対する支払がなされたものとします。
 - (1) 3(1)により支払われる場合は、電気料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - (2) 3(2)により支払われる場合は、電気料金等が当社の指定した金融機関に払い込まれ

たとき。

- 5 電気料金等以外の当該一般送配電事業者の定める託送約款等に基づいて発生する工事費負担金その他の本契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については、発生する都度、原則として、当社が指定する金融機関への振込みにより支払っていただきます。なお、この場合の振込手数料はお客さまの負担とします。
- 6 お客さまから申出があった場合、請求書および領収書を書面にて発行いたします。この場合、以下の発行手数料に消費税等相当額を加算した額を電気料金等とともにお支払いいただきます。

発行手数料 (各1通につき)	請求書	200円(税別)
	領収書	400円(税別)

- 7 お客さまの電気料金等の支払期日は、請求書の発行月の23日とします。ただし、同日が金融機関の休業日にあたる場合で、口座振替にてお支払の場合は翌営業日、振込みにてお支払の場合は前営業日を支払期日とします。なお、本項の規定によらない支払条件の場合は、本契約その他の定めによります。
- 8 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払日に至るまで、請求した電気料金等から消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の延滞利息をお客さまから申し受けます。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- 9 8による延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金等を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金等とあわせて支払っていただきます。
- 10 お客さまが電気料金等を支払期日までに支払われない場合には、8の規定に加え、当社は電気料金等の債権を第三者に譲渡することがあります。

第18条 保証金

- 1 当社は、お客さまから、供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化があると当社が認めた場合には、供給開始後に新たにまたは追加で保証金を預けていただくことがあります。
- 2 保証金の預かり期間は、本契約終了の日以降60日目の日までとします。
- 3 当社は、本契約が終了した場合、または支払期日を経過してもなお電気料金の全部または一部が支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- 4 当社は、第2項に定める保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、お客さまに対して保証金をお返しします。ただし、3により保証金をお客さまの支払額に充当した場合は、その残額をお返しします。
- 5 当社は、保証金について利息を付しません。

V 使用および供給

第19条 適正契約の保持

当社は、当該一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他電気需給契約の内容が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合、速やかに契約を適正なものに変更していただきます。

第20条 お客様の協力

1 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあつては、90%以上、それ以外の場合にあつては、85%以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、お客様の負担によりお客様に取り付けていただきます。なお、その場合、それぞれの電気機器に取り付けていただきますが、やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

2 立入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者が以下の(1)から(6)に掲げる業務を実施する旨の要請があつた場合、お客様の承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客様は、当社または当該一般送配電事業者の需要場所への立入りを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示します。

- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務
- (2) 本条8（保安等に対するお客様の協力）によって必要となるお客様の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 第21条（供給の停止）、第30条（お客様による電気需給契約の解約）1、第32条（当社による電気需給契約の解約等）および第33条（当社による料金単価および契約種別の変更）2に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

3 電気の使用に伴うお客様の協力

- (1) お客様の電気の使用が、以下の原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。また、必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用の供給設備を施設する場合の費用は、お客様の負担とします。

イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他、イからニに準ずる場合

- (2) お客様が発電設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も、(1)に準ずるものとします。
- (3) お客様が電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続する場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令および当該一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

4 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

5 施設場所の提供

以下の場合において、当該一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合には、その場所を無償で提供していただくものとします。

- (1) お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
- (3) 通信設備等を設置する場合
- (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

6 お客さまの電気工作物の使用

以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者が、無償で使用するものとします。

- (1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
- (2) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下のイからハの付帯設備
 - イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - ハ その他イまたはロに準ずる設備
- (3) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- (4) 当該一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

7 調査および調査に対するお客さまの協力等

お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者または当該一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が法令に定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配電図を提示していただくことがあります。なお、お客さまのお求めに応じ、当該一般送配電事業者または登録調査機関の係員は、所定の証明書を提示します。

8 保安等に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、以下の場合に、当社および当該一般送配電事業者に速やかにその旨を通知していただきます。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは

は故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただきます。
 - (3) 供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物については、当該一般送配電事業者が保安の責任を負います。
- 9 一般送配電事業者との協議
- お客さまは、当該一般送配電事業者が、託送約款等の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、当該一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

第21条 供給の停止

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) お客さまが需要場所内の当該一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3) 当該一般送配電事業者以外の者が需要場所における当該一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- 2 以下のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 第20条（お客さまの協力）2に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - (4) 第20条（お客さまの協力）3（1）、（2）に反して、必要な措置を講じない場合
 - (5) 第20条（お客さまの協力）3（3）に反して、お客さまが当該一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
 - (6) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - (7) お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
- 3 2（1）から（7）の場合以外でも、お客さまが本契約に反した場合には、当該一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
- 4 本条によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者により、当該一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- 5 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由と事実を解消したときは、当該一般送配電事業者により速やかに電気の供給が再開されます。

第22条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- 1 以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者により、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。
 - (1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (2) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事にやむをえない場合
 - (3) 非常変災の場合
 - (4) その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- 2 1の場合には、当該一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他の方法により、お客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第23条 工事費等の負担

以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに工事費等の負担をしていただきます。なお、お客さまは、当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払うものとします。

- 1 供給開始に伴う工事費負担金等相当額
本契約に基づく供給開始に当たって、当社が当該一般送配電事業者からお客さまにかかわる工事費等の費用負担を求められた場合
- 2 契約変更に伴う工事費負担金等相当額
お客さまの契約電力等の変更により、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- 3 設備の変更に伴う工事費負担金等相当額
お客さまが当該一般送配電事業者の設備にかかわる工事等について当社を通じて当該一般送配電事業者へ依頼し、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- 4 契約電力等の変更後に本契約を解約または契約電力等を再変更する場合の工事費負担金等相当額
お客さまの都合により一旦契約電力等を変更した上で、更にお客さまの都合により途中で本契約を解約し、または更に変更した当該契約電力等を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、当社が当該一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- 5 需給開始前に本契約を終了または変更する場合の工事費負担金等相当額
供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合により、需給開始に至らないで本契約を終了または変更する場合であって、当該一般送配電事業者から工事費等の費用（実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときの実費を含むものとします。）負担を求められた場合
- 6 その他
その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合

第24条 違約金

- 1 お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、お客さまからその免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- 2 1の免れた金額は、本契約に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額とします。

- 3 1の不正に使用された期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間とします。

第25条 損害賠償の免責

- 1 当該一般送配電事業者の責めに帰すべき事由によりお客さまが損害を受けた場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 2 第22条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）1によって当該一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または電気の使用が制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 3 第21条（供給の停止）によって当該一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）によってお客さまが本契約を解約した場合、またはお客さまが第32条（当社による電気需給契約の解約等）の各号に該当したことにより当社が本契約を解約した場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 4 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 5 1の場合のほか、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 6 当社は、当社がお客さまに損害についての賠償の責めを負う場合であっても、お客さまが受けた特別損害および間接損害（お客さまの逸失利益を含みます。）については、その責めを負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第26条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

第27条 不可抗力

- 1 不可抗力による免責
以下の（1）、（2）に定める不可抗力が発生したことにより当社による本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
 - （1）地震等の天災地変が起きた場合
 - （2）戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が起きた場合
- 2 不可抗力による解約
 - （1）1で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行が出来ない場合、本約款の規定にかかわらず、お客さままたは当社は本契約の全部または一部を解約することができます。
 - （2）本項の解約に伴う損害は、お客さまおよび当社ともに賠償の責めを負わないこととします。

VI 契約の変更および終了

第28条 電気需給契約の変更

- 1 お客さまが電気の料金単価、契約種別（従量電灯における契約電流（アンペア）を除く）の変更（お客さまの本電気需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合、変更手続きについては第6条（電気需給契約の申込み）の規定に準ずるものとします。また、当該変更した場合、契約期間は変更日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。
- 2 お客さまが契約電力等の増加または減少を希望する場合には、原則として、変更希望日の2か月前までに当社に当社指定書面での申込みおよび必要に応じて契約電力等変更の根拠資料を提出していただきます。当社は当該一般送配電事業者の承諾をもって、書面にて承諾の旨を回答します。
- 3 2に基づく契約電力等の変更は、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合を除き、1月を単位とした電気料金の算定期間ごとに実施します。なお、工事を伴う受電設備の変更により電気料金の算定期間中に契約電力等を変更した場合の電気料金の算定においては、当該変更後に到来する次の検針または計量日から変更後の契約電力等が適用されるものとします。

第29条 名義変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、当該名義変更について協議させていただきます。この場合には、あらかじめその旨を当社へ書面により申し出ていただきます。

第30条 お客さまによる電気需給契約の解約

- 1 お客さまが本契約を解約する場合は、あらかじめその解約希望日を定めて、希望日の1月前までに当社に対し当社指定の書面にて通知（以下「解約通知」といいます。）していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知せずして他の小売電気事業者へ電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなすものとします。
- 2 本電気需給契約は、第32条（当社による電気需給契約の解約等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日に終了します。
 - (1) 当社がお客さまの解約通知を解約希望日の1月前の日の翌日以降に受けた場合は、当社が解約通知を受けた日から1月後に本契約が終了するものとします。
 - (2) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を含みます。）により電気需給を終了させるための処置ができない場合は、本電気需給契約は電気需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
- 3 1に基づくお客さまからの申出により、電気需給開始日または第28条（電気需給契約の変更）1に基づく変更日以降1年目の日以内に本電気需給契約を終了する場合には、当社はお客さまに別表4に定める解約手数料を請求することができます。

第31条 需給開始後の電気需給契約の解約または変更に伴う料金および工事費の精算

- 1 お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年未満で本電気需給契約を解約、または契約電力等を減少しようとする場合において、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの

限りではありません。

- 2 お客さまが、電気の使用を開始され、その後契約電力等の変更を行い、または本電気需給契約を解約する場合に、当社が託送約款等に基づき当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第32条 当社による電気需給契約の解約等

- 1 お客さまおよび当社は、相手方が、次の各号のいずれかに該当する場合、本電気需給契約の一部または全部を解除することができます。なお、当社が本電気需給契約を解除する場合には、当社は解約日の15日前までにその旨をお客さまに書面にて通知します。
 - (1) 本契約の不履行の場合
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、破産、特別清算、民事再生、会社更生その他法的整理の申立てを受けた場合、もしくは自ら申立てを行った場合
 - (3) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合
 - (5) 合併によらずに解散した場合
 - (6) お客さまが電気料金等の全部または一部を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - (7) お客さまが本契約によって支払を要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
 - (8) その他財産状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があり、本電気需給契約の履行が困難になると客観的に認められる場合
 - (9) お客さまが第21条（供給の停止）によって、電気の供給を停止することが明らかになった場合
- 2 前項における当社からの契約解除の通知方法は、原則として、当社からお客さまの登録住所へ当該書面を郵送することによるものとし、万が一お客さまの都合で当該書面を受領しなかった場合でも、当該書面が当該住所宛に配達されたことをもって解除通知がなされたものとみなします。
- 3 第1項各号のいずれかに該当した当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。
- 4 お客さまが、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）1による本電気需給契約の解約通知をせず、その需要場所から移転する等、電気を使用していないことが明らかなる場合には、電気を使用していないことが明らかになった日をもって本電気需給契約は消滅するものとします。

第33条 当社による料金単価および契約種別の変更

- 1 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達費用、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、次の各号に従い、本電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。ただし、「電源連動型再エネメニュー（従量電灯）」または「電源連動型再エネメニュー（低圧電力）」の契約種別については、原則として、毎年4月1日に料金改定を行い、4月の検針日または計量日から翌年4月の検針日前日または計量日前日まで新たな料金単価を適用します（以下「定期改定」といいます。）。
 - (1) 当社は事前に新たな料金単価およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面または当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。ただし、定期改定の場合、毎年1月末に新たな料金単価および新料金単価適用開始日（4月の検針日または計量日）を当社が適切と判断した方法により、お客さまに通知します。

- (2) 新たな料金単価が適用される場合、契約期間は新料金単価適用開始日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。ただし、定期改定の場合、料金単価変更による契約期間の変更はありません。
- (3) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）3にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。
- (4) (3)に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。
- (5) 定期改定の場合を除いて、新料金適用開始日から1年目の日以内に第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）1による中途解約が発生した場合であっても、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）3にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。

2 当社は、当該一般送配電事業者の託送約款等が改定された場合、電気の調達費用、電気の調達環境または発電費用等に変動があった場合、その他当社が料金改定を必要と判断した場合は、次の各号に従い、本電気需給契約における契約種別を変更することができます。

- (1) 当社は事前に新たに適用される契約種別と料金単価およびその適用開始日（以下「新契約種別適用開始日」といいます。）を書面または当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。
- (2) 契約種別が変更される場合、契約期間は新契約種別適用開始日から本電気需給契約が解約・解除される日までとします。
- (3) お客さまは、契約種別の変更を承諾しない場合は、新契約種別適用開始日の20日前までに、当社に対して当社指定の書面にて解約を通知することで本電気需給契約を解約することができます。この場合、本電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新契約種別適用開始日の前日をもって終了するものとします。なお、本号による中途解約の場合、お客さまは、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）3にかかわらず、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。
- (4) (3)に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは契約種別の変更を承諾したものとみなし、新契約種別適用開始日より契約種別の変更を適用します。
- (5) 新契約種別開始日から1年目の日以内に第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）1による中途解約が発生した場合であっても、第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）3にかかわらず、お客さまは、当該中途解約に伴う解約手数料の支払義務を負わないものとします。

第34条 契約終了後の債権債務

本契約に基づく料金の支払義務その他の債権は、本電気需給契約の終了後もなお存続するものとします。

Ⅶ その他

第35条 守秘義務

当社およびお客さまは、本契約および本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容については、内容に関する書類一切を含めてこれらの情報を、本契約にかかわる相手方の

書面による事前承認なしに第三者に開示しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。

- 1 法令上の根拠、公的機関からの正当な権限または目的による開示請求がある場合
- 2 当社が、本契約の履行に関連して当該一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関または媒介者等に対し情報開示が必要である場合
- 3 当社が、本契約に基づく業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し必要な範囲内で情報開示する場合。なお、この場合において、当該第三者に対し、本契約に基づくものと同等の守秘義務を遵守させるものとします。

第36条 反社会的勢力の排除

- 1 当社およびお客さまは、相手方が以下の各号に該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
 - (3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をした場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合
- 2 当社およびお客さまは、前項各号に基づく解除により、解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第37条 準拠法

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第38条 管轄裁判所

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本約款の実施期日
本約款は、2025年1月1日から実施します。
- 2 本約款の実施に伴う切替措置
本約款の実施日より前の本契約に基づき当社から電気の供給を受けているお客さまについては、以下に規定する切替措置を実施します。
 - (1) 本約款の実施日を含む電気料金の算定期間における電気料金の算定に当たっては、変更後の本約款を適用します。
 - (2) 本約款の実施日において、本契約に基づく料金の支払義務その他債務は、本約款の実施日より前の本契約に基づく料金の支払義務その他債務を含みます。

別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。
- 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
 1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用します。
- 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量
 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量は、その1月の使用電力量の合計電力量とします。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、3に定めるその1月の使用電力量に1に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- 5 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置
 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた場合は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、4にかかわらず、4によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いた金額とします。なお、減免額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

別表2 燃料費等調整

I：料金メニューが「電源連動型再エネメニュー」以外の場合

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

α、βおよびγは、それぞれ以下のとおりとします。

イ 料金メニューが「標準メニュー」以外の場合

一般送配電事業者	α	β	γ	基準燃料価格 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)	0.4699	0.0000	0.7879	37,200円
東北電力ネットワーク(株)	0.1152	0.2714	0.7386	31,400円
東京電力パワーグリッド(株)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200円
中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円
北陸電力送配電(株)	0.2303	0.0000	1.1441	21,900円
関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円
中国電力ネットワーク(株)	0.1543	0.1322	0.9761	26,000円
四国電力送配電(株)	0.2104	0.0541	1.0588	26,000円
九州電力送配電(株) ① (※1)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円
九州電力送配電(株) ② (※1)	1.0000	0.0000	0.0000	52,500円

(※1) 九州本土①および離島②に区分して算定された九州本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額といたします。

ロ 料金メニューが「標準メニュー」の場合

一般送配電事業者	α	β	γ	基準燃料価格 (税込)
北海道電力ネットワーク(株)① (※2)	0.1874	0.0899	1.0036	80,800円
北海道電力ネットワーク(株)② (※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円
東北電力ネットワーク(株)① (※2)	0.0259	0.2563	0.8915	83,500円
東北電力ネットワーク(株)② (※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円
東京電力パワーグリッド(株)	0.0048	0.3827	0.6584	86,100円

中部電力パワーグリッド(株)	0.0275	0.4792	0.4275	45,900円
北陸電力送配電(株)	0.0415	0.0745	1.2499	79,800円
関西電力送配電(株)	0.0140	0.3483	0.7227	27,100円
中国電力ネットワーク(株)①(※2)	0.0406	0.0992	1.1994	80,300円
中国電力ネットワーク(株)②(※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円
四国電力送配電(株)	0.0875	0.0770	1.1770	80,000円
九州電力送配電(株)①(※2)	0.0053	0.1861	1.0757	27,400円
九州電力送配電(株)②(※2)	1.0000	0.0000	0.0000	79,300円

(※2) 本土①および離島②に区分して算定された本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額といたします。

(2) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準燃料価格はお客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに(1)によって定める値とします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が1(1)の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が1(1)の基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の表のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	
-------------------------------	--

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。ただし、最低料金を設定する契約種別については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

2 基準単価

基準単価は、お客さまの供給地点を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の表のとおりとします。

イ 料金メニューが「標準メニュー」以外の場合

一般送配電事業者		基準単価（税込）
北海道電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	19銭7厘
東北電力ネットワーク(株)	1キロワット時につき	22銭1厘
東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	23銭2厘
中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	23銭3厘
北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	16銭1厘
関西電力送配電(株) (※2)	1キロワット時につき	16銭5厘
中国電力ネットワーク(株) (※3)	1キロワット時につき	24銭5厘
四国電力送配電(株) (※4)	1キロワット時につき	19銭6厘
九州電力送配電(株)① (※1)	1キロワット時につき	13銭6厘
九州電力送配電(株)② (※1)	1キロワット時につき	0銭3厘

(※1) 九州本土①および離島②に区分して算定された九州本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額といたします。

(※2) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2円47銭5厘とします。

(※3) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、3円68銭0厘とします。

(※4) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2円15銭4厘とします。

ロ 料金メニューが「標準メニュー」の場合

一般送配電事業者		基準単価（税込）
北海道電力ネットワーク(株)①(※5)	1キロワット時につき	17銭3厘
北海道電力ネットワーク(株)②(※5)	1キロワット時につき	0銭1厘
東北電力ネットワーク(株)①(※5)	1キロワット時につき	19銭7厘
東北電力ネットワーク(株)②(※5)	1キロワット時につき	0銭1厘
東京電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	18銭3厘
中部電力パワーグリッド(株)	1キロワット時につき	23銭3厘
北陸電力送配電(株)	1キロワット時につき	16銭5厘
関西電力送配電(株) (※6)	1キロワット時につき	16銭5厘
中国電力ネットワーク(株)①(※5) (※7)	1キロワット時につき	21銭2厘
中国電力ネットワーク(株)②(※5) (※8)	1キロワット時につき	0銭1厘

四国電力送配電(株) (※9)	1キロワット時につき	15 銭 4 厘
九州電力送配電(株)① (※5)	1キロワット時につき	13 銭 6 厘
九州電力送配電(株)② (※5)	1キロワット時につき	0 銭 3 厘

(※5) 本土①および離島②に区分して算定された本土①および離島②の合計額を燃料費等調整額といたします。

(※6) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、2円47銭5厘とします。

(※7) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、3円18銭5厘とします。

(※8) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、1銭7厘とします。

(※9) 最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、1円69銭4厘とします。

II：料金メニューが「電源連動型再エネメニュー」の場合

1 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D₁、D₂、X、α、β、β'、γ、γ'、δ₁、δ₂の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月1日から10営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D ₁ 、D ₂ 、Xの説明	
A	: 1キロリットル当たり5か月前から3か月前までの3か月平均原油価格
B	: 1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均液化天然ガス価格
B'	: 1トン当たりの3か月前の平均液化天然ガス価格
C	: 1トン当たりの5か月前から3か月前までの3か月平均石炭価格
C'	: 1トン当たりの3か月前の平均石炭価格
D ₁	: 1キロワット時当たりの前々月の24時間平均エリアプライス
D ₂	: 1キロワット時当たりの前々月の昼間平均エリアプライス
X	: 調達電源の基準値の加重平均

α、β、β'、γ、γ'、δ ₁ 、δ ₂ の説明	
α	: 当該月において、Aに依存する割合
β	: 当該月において、Bに依存する割合
β'	: 当該月において、B'に依存する割合
γ	: 当該月において、Cに依存する割合
γ'	: 当該月において、C'に依存する割合
δ ₁	: 当該月において、D ₁ に依存する割合
δ ₂	: 当該月において、D ₂ に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

別表3 契約種別および電気料金等

1 提供エリア

提供エリアは、お客さまの電気の使用場所を供給区域とする当該一般送配電事業者ごとに以下とします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は適用除外とします。

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道（一部を除く）
東北電力エリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力エリア	愛知県、長野県、静岡県（一部を除く）、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）
北陸電力エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力エリア	鳥取県、島根県（一部を除く）、岡山県、広島県、山口県（一部を除く）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）
九州電力エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

2 料金メニューと契約種別

料金メニューおよび契約種別は、以下のとおりとし、料金その他の詳細は本契約で別途定めるところによります。

料金メニュー	契約種別
電源連動型再エネメニュー	電源連動型再エネメニュー(従量電灯)
	電源連動型再エネメニュー(低圧電力)
標準メニュー	標準メニュー(従量電灯 A)
	標準メニュー(従量電灯 B)
	標準メニュー(従量電灯 C)
	標準メニュー(低圧電力)
スタンダードメニュー 他	従量電灯 A
	従量電灯 B
	従量電灯 C
	低圧電力

3 契約種別が、従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C、標準メニュー(従量電灯 A)、標準メニュー(従量電灯 B)、標準メニュー(従量電灯 C)または電源連動型再エネメニュー(従量電灯)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イ、ロまたはハのいずれかおよびニに該当す

るものに適用します。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ハ 契約容量が、6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。

ニ 1 需要場所において、低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力等の合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）または契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イ、ロまたはハに該当し、かつ、ニの契約電力等の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ電気需給契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 契約電力

契約電力は、お客さまが、他の小売電気事業者からの切り替えにより本契約を締結する場合、原則として、当該他の小売電気事業者との間の電気需給契約における内容を基準として、当社との協議により定めるものとします。それ以外の場合は、契約主開閉器の定格電流に基づき、5（契約容量の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(6) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、供給地点ごとに当該一般送配電事業者の供給条件により、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツと

式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(4) 料金

基本料金、電力量料金は契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。

料金は、契約種別ごとに本約款等で定めた金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

契約種別が「電源連動型再エネメニュー（低圧電力）」以外の場合、別表 2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費等調整）I:1（2）イに該当する場合は、別表 2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）I:1（1）によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費等調整）I:1（2）ロに該当する場合は、別表 2（燃料費等調整）I:1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

契約種別が「電源連動型再エネメニュー（低圧電力）」の場合、別表 2（燃料費等調整）II:1 によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします

イ 基本料金は、契約種別ごとに本約款等で定めるところによります。

ただし、その 1 月において全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

ロ 電力量料金は、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} \pm \text{燃料費等調整額}$$

5 契約容量の算定方法

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下の算式により算定された値とします。

- (1) 従量電灯または低圧電力で供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 従量電灯または低圧電力で供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は以下のとおりとします。

- (1) 基本料金、最低料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

- (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ 1（提供エリア：関西電力エリア、中国電力エリア）で最低料金を設定する契約種別

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

ロ 1（提供エリア：四国電力エリア）で最低料金を設定する契約種別

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

ハ 1（提供エリア：北海道電力エリア）での3段階料金を設定する契約種別

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ニ 1（提供エリア：東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、九州電力）の3段階料金を設定する契約種別

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時 (kWh)} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{当該月の計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ホ イ、ロ、ハおよびニによって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は、原則として料金の算定期間の使用電力量により算定します。ただし、最低料金を設定する契約種別で、かつ燃料費等調整額に最低料金を設定する場合、最低料金適用電力量までの燃料費等調整額は最低料金を日割計算します。

(4) (2) イまたはロに規定する契約種別以外で、最低料金を設定する契約種別の場合は、とくに定めのある場合を除き、各契約種別の規定に基づき、イからロに準ずるものとします。

別表 4 解約手数料

1 解約手数料は、以下の金額に消費税等相当額を加算した額とします。

解約手数料 (1 契約につき)	2,000 円 (税別)
--------------------	--------------

2 第30条（お客さまによる電気需給契約の解約）1に基づくお客さまからの申出が、移転等によりその需要場所で電気の供給を受けなくなることを理由とする本電気需給契約の終了の申出であって、やむをえない事情であると当社が認めた場合、1の規定によらず、当社は解約手数料を申し受けません。

3 1に基づく解約手数料は、当社からお客さまへ請求する最終の電気料金等とともにお支払いいただくものとします。